

平成 18 年(2 0 0 6 年) 2 月 6 日
建設委員会資料
都市整備部
拠点まちづくり推進室

新しい中野をつくる 10 か年計画の策定について

新しい中野をつくる 10 か年計画を策定したので、下記のとおり報告する。

記

1 . 新しい中野をつくる 10 か年計画

資料 1 のとおり

2 . 新しい中野をつくる 10 か年計画 案からのおもな変更点

資料 2 のとおり

資料1

新しい中野をつくる 10か年計画

平成17～26年度

平成18（2006）年1月
中野区

もくじ

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画の意義	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の構成	1
4. 計画と区政経営	2
5. 計画と財政運営	2
6. 計画期間と内容の改定	3
第2章 未来への扉をひらく4つの戦略と行政革新	4
1. まち活性化 戦略	5
2. 地球温暖化防止 戦略	12
3. 元気いっぱい子育て 戦略	16
4. 健康・生きがい 戦略	23
5. 行政革新	29
第3章 10年後の中野の姿とめざす方向	30
領域 持続可能な活力あるまちづくり	32
- 1産業と人々の活力がみなぎるまち	32
- 2環境に配慮する区民生活が根づくまち	49
- 3安全で快適な都市基盤を着実に築くまち	55
領域 自立してともに成長する人づくり	65
- 1子育て支援活動など、地域活動が広がるまち	65
- 2子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち	77
領域 支えあい安心して暮らせるまち	91
- 1人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち	91
- 2地域活動を中心に、ともに支えあうまち	102
- 3安心した暮らしが保障されるまち	107
領域 区民が発想し、区民が選択する新しい自治	119
- 1自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち	119
- 2「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち	128
第4章 持続可能な行財政運営のために	135
1. 行政革新	135
2. 財政運営	138
参考資料	
資料1 人口の推移	143
資料2 10年後の施設配置	146
資料3 用語の意味	151
資料4 計画策定までの経緯(区民意見の聴取)	160

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の意義

区は、著しい社会環境の変化に伴い、昭和56(1981)年に制定した基本構想を改定し、平成17(2005)年3月に、新たな基本構想を制定しました。

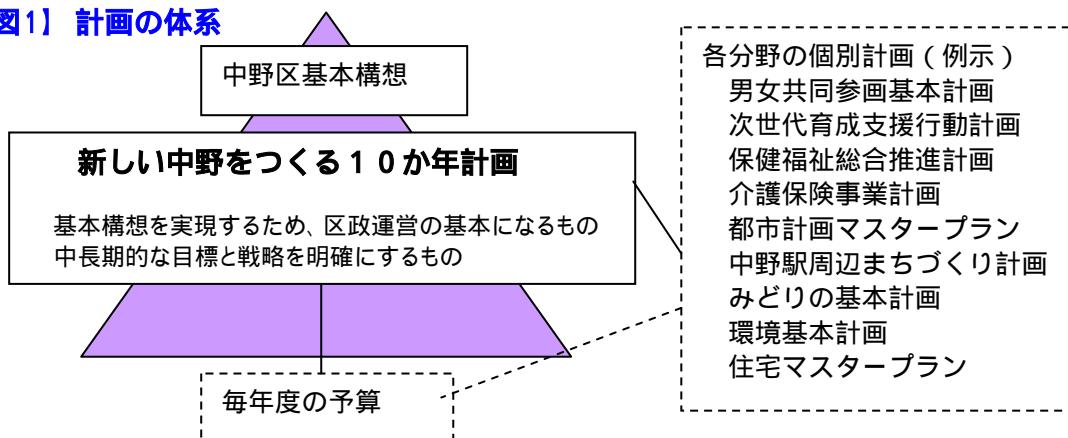
この基本構想は、真に豊かで持続可能な地域社会をつくりあげていくための基本理念と、中野のまちの将来像を示した上で、10年後に実現するまちの姿を明らかにしています。また、この基本構想は、人々が力を合わせてお互いの暮らしやまちの豊かさを高めていくための区民の共通目標であるとともに、区が区民の信託にもとづき行政を進める上で、もっとも基本的な指針となるものです。

新しい中野をつくる10か年計画(以下「10か年計画」という。)は、この基本構想の掲げる理念と10年後の中野のまちの姿を受け、これを実現するための基本計画として策定します。

2. 計画の性格

10か年計画は、基本構想で描く基本理念を実践するとともに、10年後の中野のまちの姿を実現するために、区が取り組むべき方策を明らかにします。この計画は、中野区の基本計画として、中長期的な目標と戦略を明示し、目標を達成するための手段である事業について、予算や人員などの経営資源を最大限に活用し、もっとも効率的、効果的に展開していくための基本的な方向を示すものです。

【図1】 計画の体系



3. 計画の構成

第2章では、とくに区民生活に大きな影響を与える課題4つについて、先導的、効果的に取り組むための戦略と、この戦略を有効に展開していくための行政革新について示しています。

第3章では、基本構想で描く4つの領域とその柱ごとに、10年後のまちの姿を実現するため、目標を掲げて総合的、体系的に取り組む戦略として「施策の方向」を明示しています。この「施策の方向」では、将来像の達成状況の目安となる成果指標と目標値を設定するとともに、それを達成するための手段として「おもな取り組み」を示しています。

「施策の方向」については、行政評価により、施策の達成状況を常に検証しながら、事業の見直し・改善を進め、10年後のまちの姿を着実に実現していく取り組みへとつなげていきます。

第4章では、持続可能な行財政運営のための行政革新の具体的な取り組みと財政運営の基本方針、10か年の財政フレームを示しています。

4. 計画と区政経営

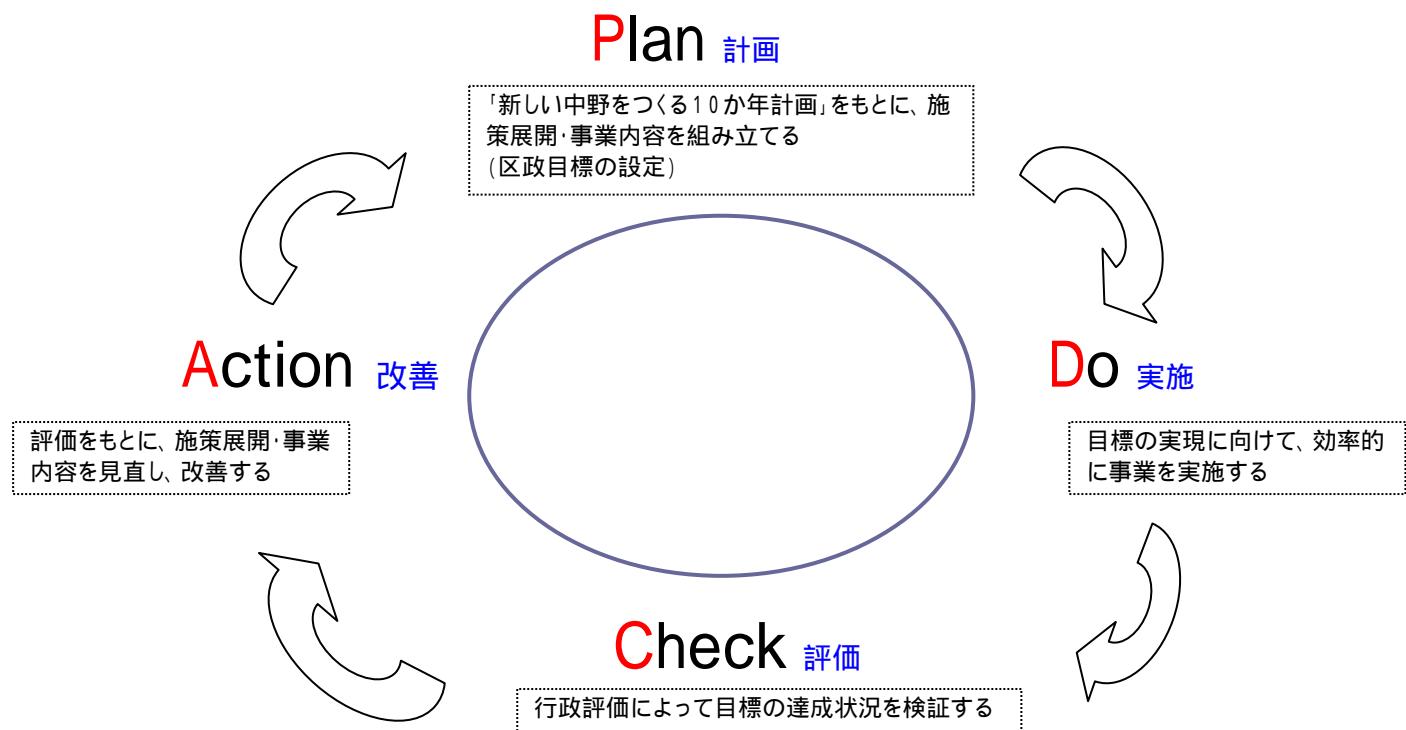
区では、基本構想に描かれた「中野のまちの将来像」の実現に向け、区民により高い価値を提供するという視点から、「目標と成果による区政経営」を進めています。

行政活動を部門、分野及び施策に体系化し、それぞれに具体的な目標を定め、その目標を実現するための取り組みを行っています。取り組みの成果は、目標達成度を測る「成果指標と目標値」により評価することとしています。

この行政評価の結果を踏まえた施策や事業の見直し・改善につなげる経営システムは、区政経営の基本的なしくみです。

10か年計画は、この区政経営におけるPDCAサイクル(図2)の基本となるものであり、このサイクルを通じて常に見直しや執行方法の改善を図りながら目標達成をめざしていきます。

【図2】 PDCAサイクル

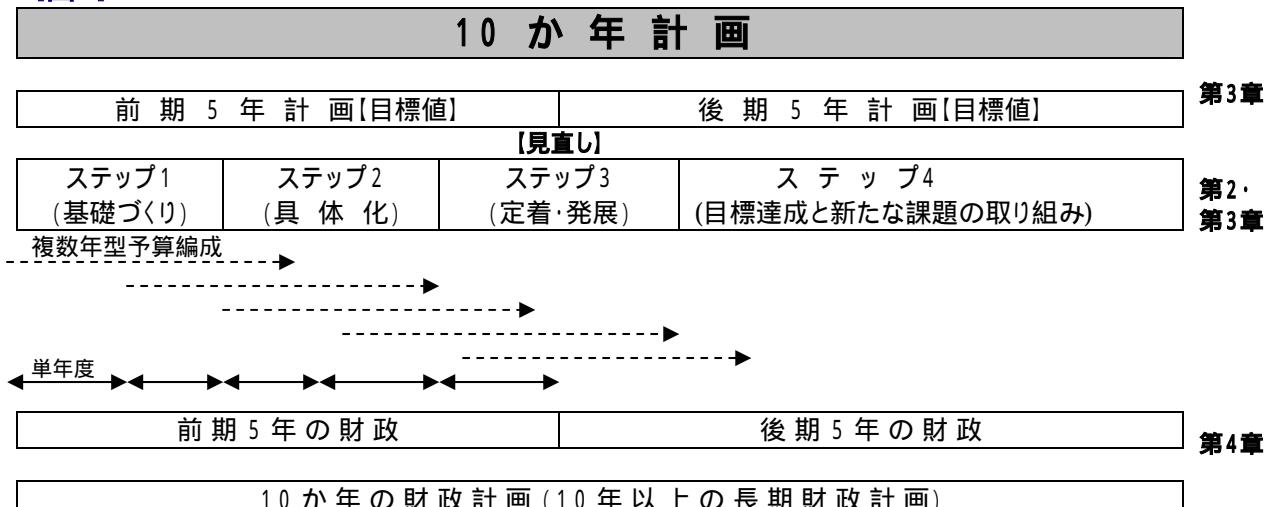


5. 計画と財政運営

10か年計画は、中長期的な目標と戦略を示す計画であり、これに基づく事業はPDCAサイクルの中で目標達成をめざして展開していきます。個々の事業内容や事業量は、常にその成果を把握しながら見直しを行っていくため、状況に応じて変動します。したがって、この計画では、第2章及び第3章の中で、目標達成をめざした取り組みの展開や時期を4つのステップに分けて表しています。

10か年の財政フレームについては、第4章の中で、計画の策定期段階で想定する事業内容や実施時期を踏まえ、前期5年については年度ごとに、後期5年については5年間をまとめて示しています。各年度の予算は、この財政フレームを基本として編成していくますが、目標達成に向けた事業の変動等に的確に対応していくため、おおむね3年程度の事業規模を想定した上で予算の編成・管理を行う複数年型予算のしくみを導入するなど、柔軟な財政運営のもとで目標の着実な実現をめざします。

【図3】



6. 計画期間と内容の改定

計画期間と内容の改定
10か年計画の計画期間は、平成17(2005)年度から平成26(2014)年度までの10年間です。この計画は、策定後も目標の達成度の検証などを行なながら取り組み内容の改善を図るとともに、おおむね5年後、または、今後、区を取り巻く社会経済情勢が大きく変化した場合には必要に応じて改定していきます。

第2章 未来への扉をひらく4つの戦略と行政革新

いま、中野のまちには、商店街の衰退やヒートアイランド現象、子どもの虐待や問題行動、高齢者の健康不安などが、大きな影を落としています。同時に、これらは、産業の空洞化や地球環境の破壊、少子高齢化などの形で、日本社会全体の大きな問題にもなっています。

こうした問題を地域から解決し、基本構想で描く「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」であるふれる中野を実現するためには、区民や事業者のみなさんと力をあわせて、効果的な取り組みを進めることができます。

区民生活に影響を与える大きな課題を中野のまちから解決していくため、次のとおり4つの戦略を定め、10年間で優先的に取り組みを進めていきます。

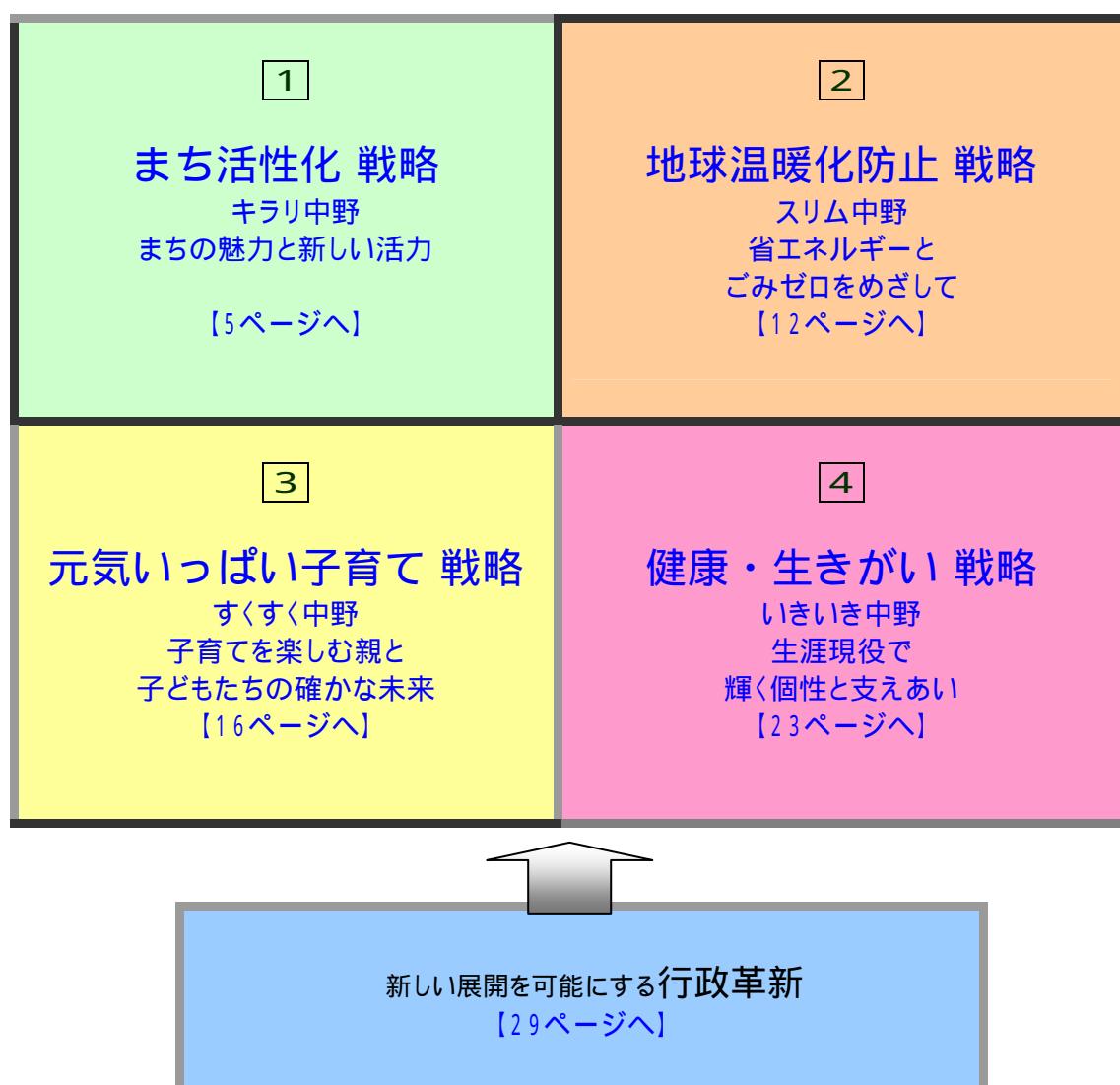
また、4つの戦略を有効に展開していくためのベースとして、行政革新を行います。

未来への扉をひらく4つの戦略は

日本全体の大きな流れを、中野から変えようとする取り組みです。

区民や事業者のみなさんと、力をあわせて戦略を展開していきます。

10年後の中野を、基本構想の描く「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」であるふれるまちにしていくための原動力になります。



未来への扉をひらく4つの戦略 1

まち活性化 戰略 ～ キラリ中野 まちの魅力と新しい活力 ～

景気の長期低迷や産業の空洞化などによって、日本経済は低成長が続いています。区内でも、商業を中心とする多くの事業所が、売上高の減少など厳しい経営状況にさらされ、廃業や休業によっていわゆる「シャッター商店街」が出現する地区も見られます。

また、急速な少子高齢化は、このまま進めば社会の活力をそいでしまいます。まちの中で高齢者や若者の力を生かし、新たな文化を生み出し、地域の支えあいを育むしくみが必要になっていきます。

一方で、過密なまち中野では、小規模な建物が密集し、道路も狭く、都市基盤の整備や景観に配慮したまちづくりが進んでいません。これは、区内でもっとも交通の利便性がよく、「中野の顔」として業務や商業が集積している中野駅周辺地区についても、例外ではありません。

こうした状況を改善し、10年後の中野を元気で、いきいきしたまちへ変えていき、さらに中野のまちから日本を元気にしていきます。このために、産業を活性化し、人々の活動と文化を生み出すとともに、そのためのバックグラウンドとして、基盤整備を中心とするまちづくりを進めていきます。

まち活性化のための戦略展開

展開1
にぎわいと魅力ある
「中野の顔」

展開2
産業新生の
しきけづくり

展開3
活力と地域の交流
がある商店街

展開4
文化芸術活動の
光るまち

展開5
安全・快適で
有効な土地利用

展開1 にぎわいと魅力ある「中野の顔」

【解決すべき課題】

- ・ 中野の顔としての活力と魅力に乏しい中野駅周辺
- ・ 駅周辺の交通環境の悪化
- ・ 歩行者の回遊性の欠如
- ・ 駅の機能や構造の劣悪さ
- ・ 商業・業務集積の不足
- ・ 駅前広場の未整備

新産業や大学などの立地、良好な住環境の整備によって、にぎわいを創出します。

中野の活力を高め、中野の顔としての役割を果たすため、既成市街地を含めた中野駅周辺地区を整備していきます。

警察大学校等移転跡地については、民間活力の導入によって商業・業務・住宅・文教などの機能を誘導するほか、民間と公共が協力して地区内に都市計画道路をはじめとする都市基盤を整備します。跡地を含む地区に、学校や警察病院など、公共・公益施設の機能も適切に配置し、環境と調和した新たなまちをめざします。

区役所・サンプラザエリア、サンモール・ブロードウェイ地区などについても、「中野駅周辺まちづくり計画」を基本に、まちづくりを推進していきます。また、その中で、各エリアの個性や特徴を生かした集客力を向上するしかけづくりを商店街等と協働で進めています。

中野二・三丁目地区や、駅・線路沿いの用地を含めた中野駅南口地区のまちづくりについて、地域とともに検討し、魅力ある商業・業務機能と良好な生活環境が調和した地区をめざします。

防災空間やみどりのネットワークづくりの推進によって、環境と安全のまちをつくります。

警察大学校等移転跡地地区に、防災公園を含むオープンスペースの確保を図り、広域避難場所としての安全な空間を実現していきます。さらに、もみじ山文化の森から平和の森公園、哲学堂公園へと連なる「みどりのネットワーク」の軸づくりを進めています。

中野駅や駅前広場、その周辺道路の整備推進によって、良好な交通環境と回遊動線をつくります。

中野の顔としての魅力ある空間をつくるため、現在の駅舎および駅前広場の改善や周辺道路の整備を図り、公共交通機関の利便性の向上や歩行者の東西・南北交通の回遊性の確保をめざすとともに、駅舎および駅付近のバリアフリー化に向けて、関係機関に働きかけていきます。さらに、「みどりのネットワーク」の中継点として、北口広場の整備をめざします。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
環境・基盤整備づくりの計画を明確にし、「中野の顔」への道筋を具体化する。	一部の地区で、基盤整備に着手する。	各地区で、まちづくりを進める。	「中野の顔」にふさわしい新たなまちを動き出させる。
「中野の顔」としての中野駅周辺のグランド・デザインの具体化 警察大学校等跡地地区における地区計画等の決定 中野駅南口地区をはじめとする各地区のまちづくりの検討	警察大学校等跡地地区のまちづくりの事業着手 中野駅(駅舎・駅前広場)地区の整備に向けた関係機関との協議・検討 中野駅南口地区のまちづくり計画策定 中野駅周辺の各地域のまちづくり検討推進	警察大学校等跡地地区のまちづくり事業の本格化 中野駅(駅舎・駅前広場)地区の整備計画の策定 区役所・サンプラザ地区の再整備構想まとめ 中野駅南口地区で地区計画等決定 中野駅周辺の各地域の整備構想の策定	警察大学校等跡地地区のまちづくりがほぼ完成 中野駅(駅舎・駅前広場)地区の事業実施 区役所・サンプラザ地区の再整備計画策定 中野駅南口地区のまちづくり推進 一部の地区的まちづくり事業着手
注)表の上段は目標、下段は具体的な取り組みを示します。以下同じです。			

展開2 産業新生のしかけづくり

【解決すべき課題】

- ・ 活性化を牽引できる産業の不足
- ・ 経営者のスキルアップのための機会の不足
- ・ 弱い創業の意欲や活力

- ・ 創業のための資金調達手段の不足
- ・ 雇用機会の不足

IT・コンテンツや環境など都市型産業の誘導によって、新たな産業発展の活力を創出します。

IT・コンテンツや環境などの都市型産業誘致のため、立地や人材・資金の確保や情報提供など、必要な条件整備の検討を進めます。

産業関係団体と連携するなどして、IT・コンテンツや環境などの事業で移転先を探している事業所を区内へ勧誘します。

IT・コンテンツや環境などの中小企業の事業活動をバックアップする財務や特許などについて、支援機能を強化します。

中野駅周辺・環状六号線(山手通り)・青梅街道沿道ビルでのインキュベーションオフィス(起業家のための事務所)づくりを支援します。

事業者や関係団体、区の連携により「IT・コンテンツ産業のまち」をアピールするイベントを開催するなど、事業発展の契機となるような事業者同士の情報交換の場をつくります。

高度な経営スキルを学ぶ環境をつくることによって、区内産業を活性化させます。

大学などの教育研究機関や産業支援機関などと連携して、事業者や経営スタッフなどを対象に、経営管理や会計事務、法律、経済などの講座を開設します。

区民のMBA(経営学修士)取得を支援するとともに、MBA取得者などに対して、事業者等と連携し、区内事業者への紹介・あっ旋を行います。

創業しやすい環境づくりの推進によって、新事業や起業を増やします。

産業支援情報のデータベースや商圈分析システムを充実するとともに、メールマガジンを発行して、有用な情報を提供できるようにします。

区内中小企業者が新製品や新技术を研究・開発して販路拡大するために、ビジネスフェア・見本市・展示会等の支援を行います。

区内での創業を支援するため、インキュベーションオフィス機能の整備を図るとともに、創業資金融資をあっ旋します。

就業支援とコミュニティビジネスの拡大によって、雇用を増やします。

自己理解を深め、適性を客観的に確認し、就業意欲を高めるためのセミナーなどを実施するとともに、ハローワーク新宿や東京しごとセンターなどとの連携による就業相談を充実し、区民の求職活動を支援します。

退職したシニア層や子育てを終えた女性などの活躍の場としても期待できるコミュニティビジネス(地域のさまざまな課題やニーズを解決するために行う継続的事業)への支援を行うことで、地域内雇用の機会を創出していくきます。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
産業新生への基礎を固める。	IT・コンテンツなどの都市型新産業の立地を進める。	都市型新産業の定着と展開を推進する。	都市型新産業のまち中野を形成する。
都市型新産業誘致のための条件整備検討・調査 ビジネスフェアの出展支援	都市型新産業の立地推進 ビジネスフェアの開催支援	中小企業の事業活動をバックアップする財務・特許等の支援 都市型新産業をアピールするビジネスフェアの開催推進	中野駅周辺における都市型新産業の集積推進

産・学・公の連携による 経営・技術等講座の開設 相談、資金確保等創業 支援の充実 求職セミナーの実施や ハローワーク等との連携 による求職活動の支援	インキュベーションオフ イスの立地推進 コミュニティビジネスの 支援	大学等の教育・研究機 関の立地推進 インキュベーションオフ イスの開設(桃丘小跡) コミュニティビジネスの 拡大による地域内雇用の 創出	大学等の教育・研究機 関の立地 インキュベーションオフ イスの開設(本町4-44用 地) コミュニティビジネスの 区内各地での幅広い展 開の推進
--	---	--	---

展開3 活力と地域の交流がある商店街

【解決すべき課題】

- ・ 商店街における廃業や休業の増加
- ・ 商業売上高の減少
- ・ 商店街の地域密着度の低下

個店・商店街の新たな魅力を引き出すことによって、地域コミュニティの核として活力をみなぎらせます。

商店主たちが、サービス向上やスケールメリットを生かしたコスト削減のために共同で取り組む事業について、コンサルタントの導入などにより支援します。さらに、空き店舗の活用などによる保育や介護をはじめとしたコミュニティビジネスなどにも事業展開する、地域コミュニティの核として商店街を発展させていく取り組みを支援します。

地域まちづくりの新たな展開によって、商店街の新生を促します。

商店主や消費者、学識経験者などによる(仮称)商店街活性化協議会を設置し、新しい個店・商店街構想や活性化への抜本的な取り組みの検討を進めます。新たな取り組みにあたっては、建物の共同化の支援のほか、まちづくりの観点から、新生商店街エリアの形成を促進していきます。

また、流通サービス業などの商店街振興に役立つ公的ファンドの活用を支援していきます。

中野駅周辺地区を中心とした商店街振興によって、産業を活性化します。

中野駅周辺のまちづくりと連携して、中野駅周辺に進出する新たな事業所や中野駅周辺の文化芸術施設などによる各エリアの特徴や集客機能を生かして、さらに集客力を高める商店街の整備を支援していきます。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
個々の商店街の 力を強め、商店街 同士の協力・連携を 進める。	地域に根ざし、地域に 貢献する商店街の姿 を描く。	地域に根ざした特色あ る商店街づくりを進め る。	商店街を中心としたま ちづくりを進める。
商店主共同モデル事 業の検討 地域コミュニティの核と なる新たな商店街像の調 査・検討	商店主共同モデル事 業の実施 (仮称)商店街活性化協 議会による検討 商店街再生のための プラン作成	商店主共同事業の普 及 モデル商店街のまちな みづくり支援	建物の共同化の支援 など、新生商店街の形成 促進

商店街振興に役立つ 公的ファンドの活用の支 援 個店の経営能力向上 のための講座の充実	商店街の空き店舗等 を活用した、保育や介護 事業等の誘導・支援 商店の業種・業態転換 支援 商店街等との協働によ る中野駅周辺地区の集 客力向上の検討	商店の業種・業態転換 の促進 中野駅周辺地区の集 客力向上のしきけづくり	中野駅周辺地区の集 客力向上のための取り組 み拡大
---	--	---	---------------------------------

展開4 文化芸術活動の光るまち

【解決すべき課題】

- まちの活性化に生かされない文化芸術の人的資源
- 使いにくい活動・発表の場

文化芸術活動を盛んにすることによって、まちの個性と活気をつくり出します。

文化芸術活動の拠点となるような場の整備や、活動の成果を発表できる機会を設けるなど、区民が主体的に行う文化芸術活動に対して支援を行います。

また、文化芸術活動により活気のあるまちがつくられ、中野のまち全体の文化芸術に対する機運が高まり、中野らしい文化芸術が創造・発信されるような、また、新しい産業への刺激となるような取り組みを進めます。

若手芸術家の活動や発表の機会をつくることによって、文化芸術が発信されるまち・中野をつくります。

若手の芸術家・芸能人が広く世に出て活躍できるよう、稽古などに使える環境を整備・提供するとともに、活動の成果を発表し発信できる機会を設けます。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
中野らしい文化芸術を つくり出すしくみを具体 化する。	文化芸術のための活 動を活発にし、 発表の機会をつくる。	中野から特色ある文化 芸術を発信する。	中野らしい文化芸術に よって、まちの活力を 高める。
文化芸術振興プログラ ムの策定	中野らしい文化芸術の 発信のためのしきけづ くり 文化芸術活動の拠点 の検討	中野らしい文化芸術の 発信 若手芸術家等が創作 活動や稽古などで自由に 使える場や環境の整備 (桃丘小跡)	文化芸術活動と産業・ 教育・福祉などと結びつ いたまちづくりの展開

展開5 安全・快適で有効な土地利用

【解決すべき課題】

- 土地利用の非効率性
- 各鉄道駅周辺のまちづくりの遅れ
- 西武新宿線による南北の交通遮断
- 都市計画道路の未整備

地区計画などの活用によって、個性豊かなまちをつくります。

にぎわいのある商業地区の活性化や、建て詰まった住宅地のまち並みの効率的な更新など、地域に合ったまちづくりを進めていくため、地域の人々が主体的にまちづくりを考え進める「提案型地区計画」を推進します。

適切な規制・緩和と誘導によって、環境と都市機能の調和した有効な土地利用を進めます。

用途地域地区指定を補完する特別用途地区の制度や建築物の高さ制限などの規制と緩和を活用しながら、快適で活力あるまちづくりを誘導していきます。

建築物の耐火化、一定規模の空地確保、緑化の推進などによる市街地環境の改善と良好な住宅の供給等を促進するため、複数の敷地の共同化を図る取り組みに対して支援を行います。

東中野駅周辺のまちづくりと駅前広場整備によって、地域のにぎわいと交流をつくります。

商業や業務機能の集積によって地域のにぎわいと交流をつくり出すことをめざし、地域と話し合いながら東中野駅西口および東口周辺のまちづくりを進めます。

東中野駅西口周辺については、JRと連携して東中野駅前広場の整備を進め、人々の円滑な移動を可能にします。あわせて、商業や業務機能の集積によって地域のにぎわいと交流をつくり出します。

野方駅北口の開設によって、まちの利便性を高めます。

駅利用者など区民の利便性を高めるため、西武鉄道株式会社と協力しながら野方駅北口を開設します。あわせて駅構内のバリアフリー化を図ります。

都市計画道路の整備に着手することによって、新たなまちの骨格づくりをめざします。

中杉通りや早稲田通りの拡幅整備、中野通りの改良など、交通環境の改善や防災機能を高めるために、東京都と連携・協力して都市計画道路の整備促進を図ります。

区施行のもみじ山通りについては、周辺に住むみなさんと地区のまちづくりについて協議しながら、拡幅整備に着手します。

西武新宿線沿線のまちづくりと連続立体交差化によって、分断のない安全で活力のあるまちをつくります。

西武新宿線による南北交通の分断解消を図り、沿線周辺の住みよい住環境を築くため、地域の人々と合意形成を図りながら、鉄道と道路の連続立体交差化と一体となった沿線まちづくり構想・計画を策定し、連続立体交差化事業着手のための環境づくりを進めます。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
有効な土地利用に向け、まちづくりの検討を行う。	まちづくりの内容を具体化する。	基盤整備を進め、商業や業務機能の集積と安全なまちづくりを推進する。	快適なまちを実現するため、各地でまちづくりを推進する。
有効な土地利用のための方策の検討 提案型地区計画を支援するための「(仮称)まちづくり条例」づくり 規制・誘導手法の活用によるまちづくり	地区ごとの有効な土地利用のための方策の検討 地区計画によるまちづくりの推進	用途地域地区の見直し 土地の有効利用に向けた新たな方策の展開	

東中野駅周辺のまちづくり検討 野方駅北口整備着手 西武新宿線沿線まちづくり構想等の策定 住宅等の共同化の推進	東中野駅周辺のまちづくり整備計画策定と駅前広場整備着手 野方駅北口整備 西武新宿線沿線まちづくりの整備計画検討	東中野駅周辺のまちづくりの推進と駅前広場開設 野方駅北口開設 西武新宿線と道路の連続立体交差の実現に向けた沿線まちづくりの推進	東中野駅周辺のまちづくりの推進 西武新宿線と道路の連続立体交差化事業計画の促進
---	---	---	--

未来への扉をひらく4つの戦略 2

地球温暖化防止 戦略 ～スリム中野 省エネルギーとごみゼロをめざして～

干ばつや豪雨などの異常気象の多発、海面の上昇など、地球温暖化による影響が深刻化しています。

平成17年2月に、地球温暖化防止のため「京都議定書」が発効しました。日本は、温室効果ガスの排出量を平成20年から24年の間に、平成2年度対比で6%の削減が義務づけられましたが、平成14年度の排出量が平成2年度対比で7.6%増えているため、実質13.6%削減しなければなりません。

東京都においては、温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素排出量について、その5割以上は業務部門と家庭部門によるものであり、その伸び率も平成2年度対比でそれぞれ39%増、23%増となっています。

区として地球温暖化防止やヒートアイランド現象を緩和するために、事業者と家庭における二酸化炭素の排出量を削減する必要があります。このために、省エネルギーとごみ量の半減、みどりのネットワークづくりに取り組んでいきます。

地球温暖化防止のための戦略展開

展開1
省エネルギーの推進と
自然エネルギーの活用

展開2
ごみの発生抑制と
資源化の推進

展開3
みどりを増やし、
みどりをつなぐ

展開1 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用

【解決すべき課題】

- ・ 増加し続けるエネルギー消費量と二酸化炭素排出量
- ・ 十分でない自然エネルギーの活用

町会・自治会や学校など地域ぐるみの取り組みによって、省エネルギーを推進します。

家庭や事業所の省エネルギー、省資源などに配慮した取り組み事例を紹介し、さらに評価・表彰するしくみを創出します。

町会・自治会や学校など地域の中で、省エネルギーをはじめとした地球温暖化防止に有効な取り組みの紹介や診断、アドバイスを行うことのできる、地域の核となる人材を育成します。

区においても、省エネルギー機器の導入や自然エネルギーの活用を進めています。

太陽光や風力による発電、グリーン電力証書の普及を進めることによって、自然エネルギーの活用を進めます。

太陽光発電や風力発電などの自然エネルギー機器を区や友好都市などに設置する事業など、環境に配慮した事業に区民が出資し、その運用により生じた利益を出資者へ配分するしくみを、NPOや事業者、友好都市などとの協働により創出します。

家庭への自然エネルギー機器の普及促進を図るため、太陽光発電機器の設置を支援します。

購入電力の一定割合を自然エネルギーで発電した電力とする「グリーン電力証書」の購入を事業者へ働きかけ、購入事業者の取り組みを公表・紹介するしくみをつくります。

事業者への協力や連携の働きかけを強めることによって、環境マネジメントシステムの導入を推進します。

区民、NPO、事業者との協働により地球温暖化防止ビジョンなどを策定するとともに、区役所本庁舎について、環境マネジメントシステム ISO を導入します。

環境に配慮した事業運営を促進するため、事業者にエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入を働きかけます。

大規模な開発における、環境に配慮した取り組みの誘導や義務化のしくみを検討します。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
地球温暖化防止に向 け、新たな取り組みを 始める。	省エネルギーと自然工 エネルギーの活用に向 けた取り組みを具体化 する。	省エネルギー、自然工 エネルギーの活用の定 着を進める。	さらなるCO₂の削減を 進め、地球温暖化防止 に実効性ある取り組み を持続的に推進する。
環境配慮行動・事業の紹介、評価、表彰制度の整備 地域環境アドバイザーの育成 自然エネルギー利用拡大のための区民ファンド設立準備 事業者の「グリーン電力証書」購入促進 事業者の環境マネジメントシステム導入の推進 区役所本庁舎の環境マネジメントシステム ISO 認証取得	区民ファンドの設立 家庭への自然エネルギー機器設置の支援 区施設における省エネルギー機器等の活用推進	区民ファンド等による自然エネルギー活用事業の実施 地方都市や友好都市との自然エネルギー共同事業の実施	改築する学校での省エネルギー・自然エネルギー設備の導入

展開2 ごみの発生抑制と資源化の推進

【解決すべき課題】

- ・ あまり進まないごみ減量
- ・ 資源化可能物のごみへの混入
- ・ 限界が迫っている最終処分場

ごみゼロに向けた区民レベルの取り組みによって、ごみの減量を図ります。

ごみの発生抑制(Reduce)、資源の再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rによる、ごみを出さない生活スタイルを定着させるため、事業者に対してごみにならない製品の開発などを求めるとともに、効果的な情報提供や環境学習、ごみ・リサイクル会計の公表などを進めます。

また、ごみを出さない生活スタイルを推進するため、「ごみゼロ都市・なかの」の実現に取り組む区民団体とも連携・協力していきます。

さらに、ごみ減量への動機づけや費用負担の公平化を図るため、家庭ごみの有料化を行います。

多様な資源回収の方法を進めることによって、リサイクルを推進します。

ごみとして出される資源を減らすため、古紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装、びん・缶、乾電池、古布などの回収を促進します。

古紙は、行政による回収から地域の団体による集団回収への移行を進め、自主的なりサイクル活動への支援を促進します。

ペットボトルは、公共施設への回収ボックスの設置や集合住宅における回収拠点の拡大を行うとともに、ペットボトルを減容する自動回収機の店舗などへの設置導入を支援します。

プラスチック製容器包装は、回収する地域を拡大し、全区展開をめざします。

びん・缶は、回収の効率化と休日回収の実施、回収拠点の増設を行い、分別の徹底と回収の促進を図るとともに、報奨金を廃止します。

地域での小さな単位での多様な取り組みや地方都市との連携などによって、生ごみの資源化を進めます。

生ごみの減量と資源化について、集合住宅における処理設備の導入支援など、家庭や地域での取り組みを促進します。また、地方都市との連携を図り、肥料化やその活用などを進めます。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
ごみ減少と資源化のための新たな取り組みを進める。	資源化可能物の混入を減らし、ごみ量を減少させる。	ごみの減量と資源化が進んでいる。	ごみの減量と資源化がさらに進んでいる。
ごみ・リサイクル会計の作成・公表 家庭ごみの有料化調査・検討 町会・自治会等による資源回収拡大支援 びん・缶回収の効率化と回収拠点の増設 生ごみ減量化啓発の実施	古紙の行政回収の廃止 ペットボトルの回収拠点の拡大 プラスチック製容器包装回収の全区展開 生ごみの減量・資源化の方策検討	家庭ごみの有料化実施 地方都市との連携等による生ごみの資源化実施 事業者の廃棄物の共同処理と資源化の促進	事業系一般廃棄物の行政収集廃止

展開3 みどりを増やし、みどりをつなぐ

【解決すべき課題】

- ・ ヒートアイランド現象の発生
- ・ 緑地・樹林の減少
- ・ 狹小な公園

建築時などの指導や区民活動の支援によって、地域緑化を推進します。

緑化の普及・啓発に努め、身近なところでみどりを増やす取り組みを進めます。

保護樹木・樹林などを指定して維持管理を支援します。地域のみなさんと「みどりの協定」を結んで緑化を進めていくとともに、地域団体やNPOなどのみどりを増やし保全する取り組みを支援します。

条例による建築確認時の緑化の効果的な指導を進め、地上部や屋上のみどりの確保に努めます。

校庭の芝生化や施設の屋上緑化などによって、公共施設のみどりを増やします。

区民がうるおいを感じ、環境にやさしい生活を享受できるよう、校庭の芝生化、屋上緑化など学校や公共施設の緑化を進めます。

公園や道路などの公共施設の緑化と、民間のみどりの誘導によって、みどりのネットワークをつくります。

豊かな自然林が残され、人々がやすらぎを感じることができる公園として、災害時には防災公園ともなる(仮称)北部防災公園を整備します。(仮称)南部防災公園についても、整備に向け検討を進めます。

平和の森公園や哲学堂公園など大規模なみどりをつなぐ軸として、沿道や河川沿いの緑化、公共施設の緑化を進めるとともに、民地のみどりを増やす取り組みを支援します。また、ホタルの棲める水辺を整備します。

新たな開発が予定されている警察大学校等跡地地区やその周辺について、防災公園の整備や民間のみどりの誘導により、みどりのネットワークを構築します。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
みどりを増やす新たな取り組みを始める。	区内各地にみどりを増やす。	みどりのネットワークを形成する。	みどりのネットワークを広げる。
花とみどりを増やす新しいしくみの検討 建築時の緑化指導 校庭の芝生化(若宮小) ビオトープのネットワークについて検討 (仮称)北部防災公園の整備	区民やNPOの行う緑化活動の支援 沿道や河川沿いの緑化 校庭の芝生化(1校程度) 屋上緑化の推進(学校など) ビオトープづくりの推進	校庭の芝生化(1校程度) 公園の拡張整備(みなみ公園) 道路緑化	校庭の芝生化(2校程度) 公園の拡張整備(団桃園公園、上町公園、本一公園) 警察大学校等跡地における防災公園等の整備

未来への扉をひらく4つの戦略 3

元気いっぱい子育て 戦略 ～ すくすく中野 子育てを楽しむ親と子どもたちの確かな未来 ～

少子高齢化や情報化、国際化が進み、モノや情報があふれる社会の中で、子どもたちは他者とのコミュニケーションをとったり、相手の気持ちを考えたり、我慢をするといった経験が不足し、社会性や規範意識、生命を大切にする心が育ちにくくなっています。

また、核家族化や近隣関係の希薄化によって、家庭や地域の養育力が低下し、子どもたちの社会性を養う基盤が弱くなっているのも現状です。

そういう状況の中、これから厳しい社会環境の中で生きていかなければならない子どもたちは、みずからの考え方を伝え、相手の考え方を理解するなどの、コミュニケーション能力をより一層高め、社会の一員としての自覚と責任、みずからの生き方に希望を持って、人生を切りひらいていける大人に育っていく必要があります。

あすの中野を託す子どもたち一人ひとりを、家庭、地域、学校のそれぞれが連携・協力しながら、社会全体で大切に育てていきます。

元気いっぱい子育てのための戦略展開

展開1

愛情と責任を持って
子どもを育てる家庭

展開2

虐待ゼロのまち
をつくる

展開3

地域が支える
子どもと家庭

展開4

豊かでたくましい
心と体を育てる

展開1 愛情と責任を持って子どもを育てる家庭

【解決すべき課題】

- ・ 家庭の養育力の低下
- ・ 子育て家庭の孤立化

中高生など若者への保育体験や育児学習の機会を提供することによって、子育ての意義や家庭の大切さに対する理解を進めます。

中高生に対する保育体験等の実施や、ボランティア体験の機会を増やすことで、次代の親になる人たちにも子どもを産み育てるこの意義や家庭の大切さに対する理解を進めています。

乳幼児の育て方について支援等を行うことによって、子育てに対する不安を解消します。

親が自信や喜びを持って子育てに取り組むことができるよう家庭の養育力の向上を図ります。このため、これから親になる人たちを対象にした準備教育や子育て講座、育児に対する不安や困難を

抱える母親に対する相談・支援、またはグループミーティングなどを行い、子どもを持つことや子育てに対する不安・戸惑いの解消を図ります。

新産婦・新生児家庭への訪問により、育児に関する心理的または技術的な助言や情報を提供するとともに、子育て期を通じた継続的な支援に取り組み、子どもの健やかな成長をめざします。

乳幼児や児童の一時保育・ショートステイを充実することによって、子育て家庭の暮らしを支援します。

子育て家庭が必要なときに子どもを預けることができ、安心して日常生活を営むことができるよう、子どもショートステイや一時保育事業、病後児保育、休日保育、年末保育等のサービスを拡充します。

子育ての不安や疲れを軽減するため、育児支援ヘルパーの派遣や相談体制を強化します。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
すべての子育て家庭が、育児不安や孤立感を抱くことなく子育てが行えるように支援する。	子育て家庭への支援を強化する。	地域的な連携の中で子育て家庭を支援し見守る。	地域的な連携の中で子育て家庭を支援し見守る。
親準備教育の講座の開催 新産婦新生児訪問の実施 育児不安を抱える母親へのグループミーティングの実施 リフレッシュを理由とする一時保育の実施 ショートステイ等の子育てサービスの拡充 病後児保育・休日保育・年末保育等の拡充 育児支援ヘルパーの派遣 児童館における子ども家庭支援センター機能の展開	新産婦新生児訪問の拡充と、子育て期を通じた継続的な支援 4つの地域に(仮称)地域子ども家庭支援センターを設置(南中野、仲町、丸山、鷺宮の各児童館を活用)	(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(仲町小跡)	(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(沼袋小跡、中野富士見中跡ほか)

展開2 虐待ゼロのまちをつくる

【解決すべき課題】

- ・ 外から見えにくい虐待
- ・ 家庭への虐待防止対策の限界
- ・ 虐待を受けている子どもへの対応の弱さ

支援を必要とする家庭や子どもに対する対応を強化することによって、虐待を未然に防止します。

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、虐待対策ワーカーを配置し、乳幼児健診未受診家庭等子どもの養育が困難な状況が懸念される家庭を訪問して支援を行うことで、虐待の未然防

止をめざします。また、子どもに直接関わる職員に対する研修を充実し、職員の虐待対応力を向上させます。

子育て家庭を見守る地域の輪をつくることによって、健全な子育てを支援します。

親や区民一般に対する啓発を継続的に行い、地域内の虐待に対する認識を深めることで、虐待の防止・早期発見の強化を図り、子育て家庭を見守り、支えていく地域づくりをめざします。

関係機関のネットワークによって、虐待を早期に発見し、迅速・適切に対応します。

保育所や学校、児童相談所、警察等の関係機関とのネットワークを活用して早期発見・早期対応の体制づくりを進めます。虐待が発見された場合は、児童相談所との連携・協力のもと迅速な対応を行い、虐待が認められる児童、施設に入っていた児童が家庭復帰した後の家庭に対する支援を行っていきます。

このような取り組みを、(仮称)地域子ども家庭支援センターが、各地域内の子育て支援の中核となって総合的に進めていきます。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
虐待の早期発見・未然防止の取り組みを推進する。 <p>虐待防止支援訪問の開始 関係機関のネットワークによる早期発見等の体制づくり 児童相談所との連携・協力による虐待対応の拡充(見守りサポートの実施等) 親や区民一般に対する啓発 子どもに関わる職員の早期発見・対応力の向上 児童館における子ども家庭支援センター機能の展開</p>	虐待の早期発見・未然防止の取り組みを強化する。 <p>4つの地域に(仮称)地域子ども家庭支援センターを設置(南中野、仲町、丸山、鷺宮の各児童館を活用)</p>	<p>(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(仲町小跡)</p>	<p>(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(沼袋小跡、中野富士見中跡ほか)</p>

展開3 地域が支える子どもと家庭

【解決すべき課題】

- ・ 地域コミュニティの希薄化
- ・ 育成団体の活動力の低下とネットワーク不足
- ・ 子育て家庭の孤立化
- ・ 地域活動に参加しない子どもたち
- ・ 家庭・地域・学校の連携の弱さ

地域の子育て支援活動の連携強化によって、支えあいを広げます。

地域にあるさまざまな子ども育成に関する活動の連携・協力体制の再編と強化を推進し、地域の子ども育成活動の支援を行うとともに、子育てサポーターの養成と活動援助を行い、地域の養育力を高めていきます。

地域の育成者との連携と区の取り組みを強化することによって、子どもの安全を守ります。

不審者や事件・事故の情報など、緊急時の子どもの安全に関する情報を、インターネットや携帯電話のメールを活用して、保護者に迅速・的確に伝達します。

学校開放事業や子どもの育成などで地域の人が学校を訪れる機会が増え、学校がより地域に開かれていく中で、地域の人とともに学校の安全性を高めています。

また、安全パトロールなど子どもを守る活動に地域が関わることで、子どもに対する事故や犯罪を未然に防止していきます。

地域のさまざまな関係機関との連携・協力体制を構築することによって、子育てコミュニティの基盤をつくります。

子育てや子育ちに対する総合的な相談・支援、虐待防止等特別な支援を必要とする子どもや家庭への対応、母子保健や子どもの健康増進への支援、乳幼児親子への支援を身近な地域の中で行うため、(仮称)地域子ども家庭支援センターを区内4か所に設置していきます。

(仮称)地域子ども家庭支援センターは、児童館など地域内の子ども関連施設や関係職員を統括し、子育て情報や子どもと家庭の状況を把握しながら、子どもの育成活動との連携のもとに、地域の子育てコミュニティの中核拠点としてその機能を果たしていきます。

なお、(仮称)地域子ども家庭支援センターは、4か所の児童館施設を活用して展開していくが、(仮称)総合公共サービスセンターが整備された段階でその中に移転していきます。

家庭・地域・学校が情報と目的を共有することによって、子どもたちが地域の中で安心して育つ環境をつくります。

地域にあるさまざまな子ども育成に関する活動の連携・協力体制の再編と強化を推進し、地域の子ども育成活動の支援を行うとともに、子育てサポーターの養成と活動援助を行い、地域の養育力を高めていきます。

地域の子育て環境整備のために、小学校を拠点に子どもたちが安心して安全にのびのびと交流し、自由な遊びや幅広い活動ができるよう、小学校施設を活用した子どもの遊び場を地域の大人や育成団体等の参加・協力を得て運営します。家庭や地域、学校との連携を図りながら地域の育成団体の支援や各種活動の連絡・調整を行っていきます。

現在ある児童館は、こうした小学校施設を活用した遊び場機能等の展開や区立小中学校の再編計画に基づく小学校の再編にあわせて順次再編を進めています。新しい児童館は、音楽や演劇、創作活動など子どものニーズや地域の特性を生かした事業を行うとともに、育成者への研修や子育て相談支援を行う児童館として新たな展開を進めます。この新しい児童館は、地域の育成団体・活動団体のさまざまな活動やノウハウを生かして運営します。

また、中高生が中心となって創作・芸術活動やスポーツ活動などができる、また、中高生ボランティアの養成や社会参画・社会貢献活動の機会の提供などを行う中高生館を整備し、中高生の心身の健やかな成長や地域活動等への参加を支援していきます。また、その活動にあたっては、中高生が自主的な企画運営を行えるようサポートしていきます。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
家庭・地域・学校が子ども育成に関して協働して取り組む体制をつくる。 <ul style="list-style-type: none"> 子育てサポーター養成講座の開催 子育てサポーターの育成活動参加支援 地域の子ども育成に関するネットワークの再編 小学校の校庭等を活用しての、学校や地域と連携した児童館事業の実施 	家庭・地域・学校が協働して育成活動の実践を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> 小学校施設を活用した遊び場機能等の展開(塔山児童館)と児童館の他の施設への転用等(塔山児童館、桃が丘児童館、橋場児童館) 	家庭・地域・学校が協働した育成活動を定着させ、さらに活性化する。 <ul style="list-style-type: none"> 小学校施設を活用した遊び場機能等の展開(江古田児童館)と児童館の他の施設への転用等(江古田児童館) 	新たな地域の子育てコミュニティを形成する。 <ul style="list-style-type: none"> 小学校施設を活用した遊び場機能等の展開(丸山児童館・野方児童館・大和児童館・上高田児童館)と児童館の他の施設への転用等(野方児童館・上高田児童館・沼袋西児童館) 中高生が利用しやすい児童館への機能拡充(大和児童館) (仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(仲町小跡) 民間活力を活用した学童クラブ運営開始
児童館における子ども家庭支援センター機能の展開 <ul style="list-style-type: none"> 安全パトロール等の子どもを守る地域活動の実施 保護者への不審者情報等の提供 侵入者の防止など施設の安全性を高める方策の検討・実施 	4つの地域に(仮称)地域子ども家庭支援センターを設置(南中野、仲町、丸山、鷺宮の各児童館を活用) <ul style="list-style-type: none"> 民間活力を活用した学童クラブ運営の検討・準備 		

展開4 豊かでたくましい心と体を育てる**【解決すべき課題】**

- ・ 社会性や人間性を育むコミュニケーション能力の不足
- ・ 教育のさまざまな場面での地域とのかかわりの薄さ
- ・ 学校の小規模化
- ・ 全国平均を下回る子どもの体力
- ・ 身近な場で手軽にスポーツに親しむことのできない環境
- ・ 発達障害の顕在化

聞く、話す、読む、書く力を高める教育を推進することによって、子どもの基礎学力と豊かな人間関係能力を育てます。

子どもたちが豊かな人間関係を育むコミュニケーション能力を高めていくことができるよう、聞く力、話す力、読む力、書く力などを培う取り組みを推進し、伝え合う力の育成を図ります。

一人ひとりに応じたきめ細かな教育的支援を行うことによって、子どもの可能性を伸ばします。

子どもたちに確かな学力を身につけさせるため、少人数指導や習熟度別指導など、一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を行います。

特別な教育的支援が必要な子どもに対する教育環境を充実させ、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな教育を行い、個々の可能性を伸ばしていくとともに、障害のある子もない子も互いに交流できる機会を充実させるなど、特別支援教育の推進を図ります。

勤労体験・ボランティア体験などさまざまな体験学習を拡充することによって、子どもの社会に対する知識や希望を育みます。

勤労体験、ボランティア体験など、人とのかかわりの中で協力することの楽しさや、社会の中で自分が役立つ喜びを味わうことのできる体験的な学習を充実します。

授業や部活動などで広く地域の人材を活用し、また、町会・自治会や子ども会の行事への参加など地域とのふれあいを通じて、子どもに地域の一員としての自覚や役割意識を育みます。

学校の再編を進め、適正規模化することによって、教育環境を充実します。

適正な学校規模による集団教育の良さを生かした、充実した学校教育を実現するため、区立小中学校再編計画による学校再編を進めます。

体育指導の充実やスポーツ環境を整備することによって、子どもの体力を高めます。

体力調査の結果を踏まえ、各学校が子どもたちの実態や学校の実情に即して、体育の授業の改善や体育的行事の工夫、運動クラブや部活動の充実など、日常的に体を動かす習慣づくりや運動方法の工夫などを盛り込んだ体力向上のためのプログラムを策定します。

各学校においてプログラムを実施することにより、体力に対する関心を高め、主体的・継続的に体力づくりに取り組む子どもたちを育成していきます。

子どもから高齢者まで区民のだれもが、身近な地域で、個人のレベルや体力に応じて多様な種目のスポーツを楽しみ、体力や健康づくり、交流の場となる地域スポーツクラブの設立を進めます。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
学力や豊かな人間関係能力、体力を高める新たな取り組みを開始する。 聞く、話す、読む、書く力を高める教育の推進 少人数指導や習熟度別指導の推進 特別支援教育に向けた教員研修等の充実、推進モデル校による特別支援教育の推進(小学校1校、中学校1校)	教育内容や環境の整備を進める。 聞く、話す、読む、書く力を高める教育の定着と拡充 少人数指導や習熟度別指導の拡充 小・中学校での特別支援教育の推進、特別支援教育のための教室の整備、学校への巡回指導の実施、発達障害にかかる相談体制の整備	教育内容の向上、環境の整備を推進する。	教育内容や環境の整備をさらに拡充する。

<p>勤労体験、ボランティア体験の充実 (仮称)学校統合委員会の設置による学校再編の準備</p> <p>体力調査及び分析の実施、体力向上プログラムの検討</p> <p>地域スポーツクラブの枠組み検討</p>	<p>統合新校の開設(桃園第三小と仲町小と桃丘小で1校、第六中と第十一中で1校)</p> <p>体力向上プログラムの策定、学校ごとの体力向上プログラムに基づく取り組みの実施</p> <p>地域スポーツクラブの設立準備委員会の立ち上げ</p>	<p>統合新校の開設(中野昭和小と東中野小で1校、第一中と中野富士見中で1校)</p> <p>地域スポーツクラブの設立と活動拠点の整備(仲町小跡)</p>	<p>校舎の増改築を伴う統合新校の開設(野方小と丸山小と沼袋小で2校、第九中と中央中で1校)</p> <p>地域スポーツクラブの設立と活動拠点の整備(沼袋小跡ほか)</p>
---	--	---	--

未来への扉をひらく4つの戦略 4

健康・生きがい戦略

～いきいき中野 生涯現役で輝く個性と支えあい～

急速な高齢化に伴う、高齢者医療・介護保険制度の不安が広がっています。一方で、増加する高齢者の知恵と経験を資源として生かし、社会を元気にしていくチャンスもあります。高齢者の力を社会に生かしていくためには、年齢が高くなっても元気でいられることが不可欠です。

成人期は、仕事や子育てに忙しくみずから健康管理があろそかになりがちで、壮年期には体力の低下やストレスなどによる健康障害が現れたりします。また、年齢を重ねるごとに身体機能も低下していきます。さらに、近年は小学生のうちから生活習慣病の兆候がみられたりしています。若いうちから、あるいは、妊婦のうちから、ライフサイクルにあった健康づくりのための取り組みが必要です。

また、いわゆる団塊の世代の人たちが退職期を迎え、地域で過ごす時間が増えています。その人たちが、自分の経験・知識を生かしながら、地域で貢献をしていくことができるしくみづくりも必要になります。

「健康な65歳」をめざして、気軽に取り組める健康づくりメニューを充実し、健康的な生活習慣を確立するとともに、「活動的な85歳」をめざして、生活機能の維持向上に対する多様な取り組みを推進します。

すべての区民が、生涯を通じて健康で、たとえ疾病や障害があっても一人ひとりの能力や状況に応じた支援によって自立した生活が営める地域社会をめざします。

健康・生きがいのための戦略展開

展開1
健康で実りある
生活を守る

展開2
支えあう人の力
まちの力

展開3
高齢者の暮らしと
権利を守る

展開4
活動的な
85歳をめざす

展開5
生涯現役を
続けられるまち

【展開1 健康で実りある生活を守る】

【解決すべき課題】

- ・ 行動の伴わない健康意識
- ・ 繼続しない健康への取り組み
- ・ 不確かな健康情報の氾濫
- ・ 高齢化の進行(後期高齢者の増加)

みずから健康づくりに取り組めるしくみをつくることによって、区民の健康知識と行動を結び付けます。

区民健診の結果や健康への取り組みなどの健康情報をICカードに記録することによって、自分の健康状態と改善の方向を把握するとともに、データを共有することで保健・福祉・医療が連携した支援の体制を整えます。

区民健診の事後指導のしくみを整えることによって、健康な生活習慣の確立を進めます。

各年代に応じた健診内容や精度の向上など、区民健診を充実し、生活習慣病などの早期発見、早期治療につなげていきます。また、ICカードの活用などにより、年代や性別による固有データなども取り入れた健診結果の活用や情報提供を進めます。

医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携により、生活習慣病の危険性の高い区民に生活習慣を改善する機会を提供し、栄養指導など、健診後の相談体制と個別指導を充実して、区民の健康な生活習慣の確立を支援します。

食育を進めることによって、豊かな食生活や健康づくりを進めます。

区民が適切な食事をみずから判断で採ることができるように、栄養表示に関する食品販売業者への助言・指導や、メニュー等に栄養成分表示などを行う健康づくり協力店の拡大などを通じて、食品や栄養に関する適切な情報提供を行います。また、多人数の食事を提供する特定給食施設に対して、栄養改善や栄養士の資質の向上などを図る指導を進めます。

生涯にわたる健康な生活の基本となる生活習慣を確立するための食育や健康教育を、学校や家庭、関係機関等と連携して推進します。

気軽に運動できる機会や環境を充実することによって、健康・体力の維持向上を図ります。

区民が身近な場所で気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりのための器具を配置した健康公園や地域スポーツクラブなど身体活動のための場を整備します。また、健康づくりのためのネットワークと人材の確保、スポーツクラブの活用、だれでも気軽に取り組める多様な運動メニューなどの情報提供を進め、区民一人ひとりが楽しく、無理なく、継続的に体を動かすことができるための環境整備を行い、区民全体の健康づくりの輪を広げていきます。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
区民みずからが健康づくりをするためのしくみをつくる。 健診結果に基づく相談、栄養・運動指導と生活習慣改善事業の推進 各世代にわたる総合的健康づくりプログラムの検討	健康づくりのための環境の整備を推進する。 健康自己管理システムの開発 健診結果に基づく相談、栄養・運動指導と生活習慣改善事業の充実 総合的健康づくりプログラムの策定 健康公園の整備	健康づくりのための環境整備をさらに推進する。 健康自己管理システムの稼動、運用 健康自己管理システムと連動した相談・指導体制の構築 総合的健康づくりプログラムの実施 地域スポーツクラブの設立と活動拠点の整備(仲町小跡)	多様な区民の健康づくりをさらに推進する。 地域スポーツクラブの設立と活動拠点の整備(沼袋小跡ほか)

展開2 支えあう人の力 まちの力

【解決すべき課題】

- ・ 不足する活動団体や相互のネットワーク
- ・ ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加
- ・ 地域コミュニティの希薄化
- ・ 広がりが見られない区民の保健福祉活動

町会・自治会活動の推進によって、いきいきした地域を築きます。

町会・自治会の行う地域における支えあい活動について、活動を一層推進するとともに、区との連携・協働を強化していきます。

区民の公益活動推進によって、地域力を高めます。

さまざまな区民団体の公益活動がさらに発展するよう、区民の寄付等を財源とする助成制度を創設するとともに、人材や団体の育成、関係情報の収集や発信などを行う(仮称)NPO活動センターを区立施設内に開設します。

地域見守り支援ネットワークの推進によって、安心な地域を築きます。

ひとり暮らしの高齢者などが地域で孤立することなく安心して生活を続けることができるよう、見守りや声かけ等を行う「元気でねっと」事業(高齢者見守り支援ネットワーク)を充実していきます。さらに、認知症の人や障害者への見守り支援とも連携させ、包括的な地域の見守りネットワークを推進していきます。

地域通貨の導入によって、あたたかいまちを築きます。

地域ボランティアをはじめとする、地域の支えあいの輪を築き、参加の裾野を広げるために地域通貨の導入を進めます。地域通貨は、助けを必要とする人の手伝いや環境配慮行動をしたときなどに通貨を受け取り、自分が助けを受けたときにその通貨を支払うしくみを基本とします。地域通貨の利便性や有効性を確保するためには、流通のしくみを確立する必要があり、関係団体と連携し、その取り組みを支援していきます。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
地域における支えあいのしくみを充実する。	地域における支えあいの幅広いネットワークを形成する。	地域の支えあいの取り組みの定着・発展を図る。	支えあいの取り組みが、保健福祉の領域を超えて新たな展開を始めている。
保健福祉センター地域調整機能の充実 地域見守り支援ネットワークの拡充 公益活動を支援する助成制度の創設と(仮称)NPO活動センターの開設 町会・自治会と区の協働による支えあい活動の推進 地域通貨の導入支援検討	公益活動を行うさまざまな団体との連携強化 関係機関、団体、住民による地域ケアのネットワークの構築 地域通貨の導入支援	関係機関、団体、住民による地域ケアのネットワークの活性化	包括的な地域見守りネットワークの発展

	商店街の空き店舗等を活用した保育や介護事業の誘導・支援	(仮称)総合公共サービスセンターの設置(地域包括支援センター等を移転・設置) (仲町小跡)	(仮称)総合公共サービスセンターの設置(地域包括支援センターを移転・設置)(沼袋小跡、中野富士見中跡ほか)
--	-----------------------------	--	---

展開3 高齢者の暮らしと権利を守る

【解決すべき課題】

- ・ 高齢者への総合的な支援の不足
- ・ 増加する認知症の高齢者
- ・ 複雑で変化の多い医療・福祉・介護制度
- ・ 増加する傾向にある高齢者の虐待

関係機関の連携・協力のしくみを構築することによって、総合的な地域ケア体制をつくります。

介護サービスをはじめとするさまざまな保健福祉サービス活動の支援、行政と介護事業者やNPO等の民間事業者との連携による新たなサービスの創造、また、地域の人たちによる福祉活動の活性化支援などを進めるとともに、関係機関との連携・協力のしくみを構築し、保健福祉に関する総合的な地域ケア体制をつくります。

高齢者介護家族の支援や地域の支えあいによって、高齢者の虐待を防ぎます。

介護家族への支援の充実などを通じて、高齢者に対する虐待の防止を進めます。早期発見、早期対応ができるよう、常設の相談・対応窓口を設け、見守りネットワークなど地域住民の取り組みへの支援、高齢者緊急一時宿泊事業の充実などを行うとともに、保健・福祉・医療などの地域の関係機関との連携体制を強化します。

成年後見などのしくみを強化することによって、高齢者の権利擁護を進めます。

高齢者などに対する保健福祉サービスについて、わかりやすい情報提供や利用相談を進め、サービス利用に伴う事業者等への苦情の調整などを行います。また、自己の財産の管理が困難な高齢者に対しては、日常的な金銭管理や権利書等の書類保管、各種サービスの手続代行を支援し、安心して在宅生活を送ることができる体制を整備します。とくに、成年後見制度の利用を促進するため、後見人のサポートや法人後見を推進します。

実現へのステップ

ステップ1 多様な高齢者支援のしくみを構築する。	ステップ2 地域連携を推進し、権利侵害等への対応を充実する。	ステップ3 さまざまな高齢者支援を地域で総合的に実施する。	ステップ4 地域での総合的な高齢者支援をさらに推進する。
地域包括支援センターの開設 虐待防止の相談・対応	成年後見制度の利用を促進するための法人後見の推進		

		(仮称)総合公共サービスセンターの設置(地域包括支援センター等の移転・設置)(仲町小跡)	(仮称)総合公共サービスセンターの設置(地域包括支援センター等の移転・設置)(沼袋小跡、中野富士見中跡ほか)
--	--	--	--

展開4 活動的な85歳をめざす

【解決すべき課題】

- ・ 身体機能の低下、認知症の増加
- ・ 不十分な介護予防の取り組み
- ・ 介護保険サービス基盤整備の不足

高齢者健康づくり事業の推進によって、閉じこもりを防ぎます。

高齢者が地域の中で、さまざまな交流や趣味の活動などを通して、生きがいを感じ、また、散歩や簡単な体操が可能な場を用意するなど、積極的に健康づくりに取り組むことができる環境の整備を行います。

介護予防健診によって、早期の対応を可能にします。

高齢による身体機能の衰え、転倒、低栄養などの危険性について、いち早く発見するため、介護予防の健診を実施します。また、その結果をもとにその人にあった介護予防のプログラムを作成し、介護予防事業への積極的な参加を促していきます。健診にあわせて、自覚を促すための自己チェックシートの利用や適切な運動プログラムを選定するための体力測定等を行い、介護予防の医学的なチェックと組み合わせて活用します。

介護予防事業によって、機能維持を図ります。

高齢者がいつまでも地域で元気に過ごせるよう、体操や筋力向上マシン・トレーニングなどにより、転倒予防など身体機能の維持を図ります。また、低栄養予防、口腔機能向上、閉じこもり予防、認知症予防等の事業も進めながら、機能の維持を図ります。

介護保険サービスの基盤整備支援によって、十分なサービスの確保を図ります。

介護や支援を必要とする高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、24時間対応可能な訪問介護サービス等居宅介護サービスの充実を図ります。また、地域での生活の場であるグループホームなど地域密着型サービスは、区内4つの生活圏域を基本に、質の高い事業者の誘導を図るとともに、区の範囲を超えるサービスについては、東京都と調整し、計画的な整備支援に努めます。

実現へのステップ

ステップ1 介護予防のサービスを構築する。	ステップ2 介護予防事業を拡充する。	ステップ3 介護予防の効果を検証し、事業を再構築する。	ステップ4 介護予防事業をさらに推進する。
高齢者健康づくり事業の推進 介護予防健診の実施検討 介護予防事業の構築	高齢者の健康づくりのための環境整備 介護予防健診の実施 介護予防事業の推進・検証	介護予防事業の再構築	推進 

展開5 生涯現役を続けられるまち

【解決すべき課題】

- ・ 定年を迎える団塊の世代への対応
- ・ 参加しづらい地域活動
- ・ 少ない雇用機会

退職後の団塊の世代の力を引き出すことによって、人材豊かな地域をつくります。

退職後の団塊の世代の人々が、培ってきた豊かな社会経験等を生かして、地域の中で働き、地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

多様な就労の機会をつくりだすことによって、生きがいを持って生活できるようにします。

自己理解を深め、適性を客観的に確認し、就業意欲を高めるためのセミナーなどを実施するとともに、ハローワーク新宿や東京しごとセンターなどとの連携による就業相談を充実し、求職活動を支援します。

退職したシニア層や子育てを終えた女性などの活躍の場としても期待できるコミュニティビジネスへの支援を行うことで、地域内雇用の機会を創出していくます。

区民の公益活動推進によって、活動の場を広げます。

さまざまな区民団体の公益活動がさらに発展するよう、区民の寄付等を財源とする助成制度を創設するとともに、人材や団体の育成、関係情報の収集や発信などを行う(仮称)NPO活動センターを区立施設内に開設します。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
地域活動や就労のための支援のしくみをつくる。 団塊世代の実態調査の実施 ワークシェアリングの普及・啓発の促進 求職セミナーの実施やハローワーク等との連携による求職活動の支援 公益活動を支援する助成制度の創設と(仮称)NPO活動センターの開設	就業機会の拡大や起業を支援する。 高齢者が活躍できるコミュニティビジネス支援 公益活動を行うさまざまな団体との連携強化	推進 	推進 

新しい展開を可能にする

行政革新

区は、これまで事業の厳しい見直し、公益法人の見直し、民間活力の活用などを進め、行財政の立てなおしに取り組んできました。さらに、新しい公共経営の考え方に基づいて、目標と成果による行政経営を導入し、区民の価値を重視する顧客志向の視点からの業務の改善を行ってきました。

これらの取り組みをさらに徹底、進化させ、行政革新の不断の取り組みを行うことによって、「4つの戦略」を着実に推進し、基本構想が描く中野のまちの将来像を実現するための柔軟で強い経営体質づくりを進めます。

3つの改革と8つの取り組み

公会計の改革		業務改革				人事システムの改革	
発生主義会計の導入	複数年型予算の導入	コストと効率性の分析	民間との競争の導入	政策の科学的研究の強化	法令遵守と権利擁護	成果主義の徹底	職員2,000人体制の構築

公会計の改革

発生主義会計の導入: 区の会計処理に複式簿記・発生主義会計を導入することによって、資産やコストなどの経営情報を的確に把握し、長期的な視点に立った経営を進めます。また、これらの情報を明確に区民に伝えることによって、区民による区財政の統治(ガバナンス)の強化につなげています。

複数年型予算の導入: 区の予算に、中期的な視点から複数年単位で編成・管理できる複数年型予算を導入することによって、成果重視でより柔軟かつ効率的な区政運営を進めます。

業務改革

コストと効率性の分析: 活動基準原価計算(ABC分析)等の導入など、行政活動のコストと効率性を民間と比較可能な形で分析・評価することによって、業務の効率化を進めます。

民間との競争の導入: 行政サービスに市場化テストなど、サービスの提供主体について民間と競争するしくみを導入することによって、顧客である区民にとって価値の高いサービスを提供します。

政策の科学的研究の強化: 組織内に科学的な政策研究や統計分析を行うしくみを確立することによって、効果の高いサービスを選択し提供する区政運営を進めます。

法令遵守と権利擁護: 行政活動におけるコンプライアンス(法令遵守)の徹底や、区民の権利擁護のための取り組みを強めることによって、区民の暮らしと権利を守ります。

人事システムの改革

成果主義の徹底: 成果に見合った昇給・昇格、成績率の導入など、人事管理システムへの成果主義の導入を徹底することによって、やる気と能力ある職員を育成します。

職員2,000人体制の構築: 職員の職種管理を柔軟なものとするとともに、民間人や任期付き公務員の採用など、戦略的な人事管理を進めることによって、職員数を削減し、2,000人体制を実現します。

第3章 10年後の中野の姿とめざす方向

基本構想では、中野のまちの将来の都市像を「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」として、次のとおり描いています。

中野区は、これまで築いてきた歴史と個性を受け継ぎながら、まちに住む人の生活の質を高めていきます。同時に、多くの人々がこのまちを訪れ、幅広い活動を展開する、だれにとっても快適な、魅力あふれるまちをめざします。

そこでは、人々がいきいきと暮らし、ともに協力し、支えあいながら生活を営んでいます。その中から、地域に根ざした支えあいの精神が育ち、独創的・先進的な文化や芸術がはぐくまれ、社会を豊かにし、次代を切り拓くような財やサービスが次々と生まれて、まちの魅力が、さまざまな形で内外に向けて発信されている…、そんなまちの実現をめざしていきます。

その上で、次の4つの領域と、領域ごとの柱を設けて、具体的な将来の姿を示しています。

《基本構想の4つの領域とその柱》

	ページ
第1領域 持続可能な活力あるまちづくり	32
- 1 産業と人々の活力がみなぎるまち	32
- 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち	49
- 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち	55
第2領域 自立してともに成長する人づくり	65
- 1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち	65
- 2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち	77
第3領域 支えあい安心して暮らせるまち	91
- 1 人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち	91
- 2 地域活動を中心に、ともに支えあうまち	102
- 3 安心した暮らしが保障されるまち	107

第 領域 区民が発想し、区民が選択する新しい自治 ・・・・・・ 119

- 1 自治のしくみが効果的に機能し、・・・・・・・・・・・・ 119

さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち

- 2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち ・・・・ 128

以下では、領域とその柱ごとに「10年後のまちの姿」と「現状と課題」を示し、将来像の実現のための戦略となる「施策の方向」を明らかにします。その上で、達成状況のめやすとなる「成果指標と目標値」と、目標を実現するための「おもな取り組み」、取り組みの手順を示す「実現へのステップ」について記します。

領域 . 持続可能な活力あるまちづくり

- 1 産業と人々の活力がみなぎるまち

1. 10年後のまちの姿

「産業と人々の活力がみなぎるまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 1 産業と人々の活力がみなぎるまち

中野駅周辺は、にぎわいの中心として、業務・商業施設、住宅、教育機関などさまざまな施設が複合的に誘導され、広域避難場所としての機能とみどり豊かな空間を備えたまちとなっています。サンプラザや区役所、中野駅北口広場一帯の再整備が動き始めています。

地域の中心となる拠点では、その地区ごとの環境にあったまちづくりが、地域の人々とともに検討され、着実に進められています。

踏み切り問題の早期解決に向けて、西武新宿線の立体化と沿線のまちづくりが計画化されています。

便利で快適に移動できる交通環境が整備されており、人々が区内を移動しやすくなっています。

区内各所では、さまざまな施策の組み合わせによって、土地の適切な活用が進んでいます。

情報関連ビジネス、人材サービスなど、多様な都市生活のニーズに対応した産業が発展しており、区外から起業をめざす人が多く集まるなど、地域全体の経済力が高まっています。

商店街は、人とのつながりの中で楽しく買物ができる地域コミュニティの核として、消費者が新しい発見やおもしろさなどを体感できる場へと発展しています。さまざまな世代が集まり、活発に活動して、暮らしや文化をにぎわいのあるものにしています。

三世代向け、高齢者・障害者向けなど、多様で良質な住宅が、区内各所に増えています。

2. 現状と課題

中野駅周辺地区は、区内外に通じるバス路線や鉄道、道路などが集中する交通結節点で、業務や商業が集積していますが、交通基盤整備の遅れや、有効な土地利用が行われていないことなどから、「中野の顔」としての役割を十分に果たしているとはいえません。中野駅周辺地区のまちづくりを総合的に進め、楽しく快適な歩行者空間や、円滑な交通を可能にする道路などの都市基盤、商業・教育・医療などを整備・誘導することで、中野の中心にふさわしい、まちの魅力をつくりだしていく必要があります。同時に、広域避難場所となっている一帯では、

みどりの防災スペースを確保し、都市基盤を適切に整備して、環境や人々の生活と調和したまちにしていくことも求められます。

また、商業施設が集積する東中野駅周辺地区は、環状六号線(山手通り)の拡幅整備や広場の整備などに伴い、駅へのアクセスの改善、周辺の環境整備や地域の活性化などの課題があり、地区全体の魅力を高めていくことが必要です。

西武新宿線沿線地区では、踏切による渋滞が慢性化しているうえ、駅前広場、アクセス道路などが未整備で、まちづくりが進んでいません。緊急な整備が必要な野方駅北口の開設を進めるとともに、西武新宿線と道路の連続立体交差化をめざし、あわせて各駅周辺のまちづくりの取り組みを進めることができます。

また、交通が不便な地域を解消し、だれもが利用できる交通手段を確保することも課題となっています。

区内には営業規模が小さく従業員数の少ない事業所が多く、近年は移転や廃業などによる減少傾向が見られます。また、区内の商店街には、空き店舗も目立っています。事業所の集積と、集客力の高い個々の商店や商店街の出現により産業を活性化し、魅力あるまちづくりを進める必要があります。

一方、若年者・単身者が多い中野は、区外へ通勤などで流れる人口が、流入人口を上回っています。区内には住居専用地域が広がり、「住宅のまち」となっていますが、木造住宅が密集している地域も多く、広さや設備が十分でない住宅も多い状況です。さまざまな世代が快適に暮らせる住宅の誘導に取り組む必要があります。

3. 施策の方向

産業と人々の活力がみなぎるまち	活気とにぎわいあふれる中野の顔づくり 産業新生のしきけづくり 活力と地域の交流がある商店街づくり 多様な雇用機会の創出 適切な土地活用の誘導 拠点まちづくりの推進 利用しやすい交通環境の推進 多様で良質な住宅の誘導・確保
-----------------	---

活気とにぎわいあふれる中野の顔づくり

(1) 目標とする姿

中野駅周辺地区は、都心に近く、他の都市型産業集積地と連携を取りやすい交通至便な地域として、IT・コンテンツや環境などの都市型産業が集積し、東京の新しい副都心となっています。警察大学校等移転跡地のまちづくりのほか、中野駅、サンモール・プロードウェイ、

中野駅南口地区のまちづくりも着実に進み、商業や業務、大学等の教育機関、公園、文化芸術など、多様な機能がつながり、区内はもちろん、区外から多くの人が来訪しています。人々の交流が生まれ、24時間、事業活動ができるまちとして、活気とにぎわいあふれる新しい中野の顔として、生まれ変わっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
通勤・通学による区内への流入人口	区外から中野のまちを訪れ、働き、学ぶ人々の数は、まちのにぎわいを示すため。	86,531人 (12年度)	85,500人	89,000人
区内商業売上高	商業の規模や活動を示す売上高は、まちのにぎわいを測るものにもなるため。	1兆1135億円 (14年度)	1兆1600億円	1兆2200億円

(3) おもな取り組み

IT・コンテンツや環境など都市型産業の誘導【再掲】

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

IT・コンテンツや環境などの都市型産業誘導のため、立地や人材・資金の確保、情報提供など、必要な条件整備の検討を進めます。

産業関係団体と連携するなどして、IT・コンテンツや環境などの事業で移転先を探している事業所を区内へ勧誘します。

IT・コンテンツや環境などの中小企業の事業活動をバックアップする財務や特許などについて、支援機能を強化します。

中野駅周辺・環状六号線(山手通り)・青梅街道沿道ビルでのインキュベーションオフィスづくりを支援します。

事業者や関係団体、区の連携により「IT・コンテンツ産業のまち」をアピールするイベントを開催するなど、事業発展の契機となるような事業者同士の情報交換の場をつくります。

中野駅周辺地区を中心とした商店街振興【再掲】

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

中野駅周辺のまちづくりと連携して、中野駅周辺に進出する新たな事業所や中野駅周辺の文化芸術施設などによる各エリアの特徴や集客機能を生かして、さらに集客力を高める商店街の整備を支援していきます。

中野駅周辺の回遊性を高めて、中野の顔となる地域の商業集積地としての発展を促進します。

警察大学校等移転跡地および周辺のまちづくり推進

(担当: 拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野ほか)

中野の活力を高め、中野の顔としての役割を果たすため、既成市街地を含めた中野駅周辺地区を整備していきます。

警察大学校等移転跡地については、民間活力の導入によって商業・業務・住宅・文教などの機能を誘導するほか、民間と公共が協力して地区内に都市計画道路をはじめとする都市基盤を整備します。また、防災公園を含むオープンスペースの確保を図り、広域避難場所として安全な空間を実現していきます。学校や警察病院など、公共・公益施設の機能も適切に配置し、環境と調和した新たなまちをめざします。

区役所・サンプラザエリア、サンモール・プロードウェイ地区などについても、「中野駅周辺まちづくり計画」を基本に、まちづくりを推進していきます。

中野駅南口地区のまちづくり推進

(担当: 拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野ほか)

中野二・三丁目地区や、駅・線路沿いの用地を含めた中野駅南口地区のまちづくりについて、地域とともに検討し、魅力ある商業・業務機能と良好な生活環境が調和した地区をめざします。

中野駅・駅前広場のまちづくり推進

(担当: 拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野ほか)

中野の顔としての魅力ある空間をつくるため、現在の駅舎および駅前広場の改善や周辺道路の整備を図り、公共交通機関の利便性の向上や歩行者の東西・南北交通の回遊性の確保をめざすとともに、駅舎および駅付近のバリアフリー化に向けて、関係機関に働きかけていきます。

さらに、もみじ山文化の森から平和の森公園、哲学堂公園へと連なる「みどりのネットワーク」の軸の中継点として、北口広場の整備をめざします。

活気とぎわいあふれる中野の顔づくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
都市型新産業誘致のための条件整備検討・調査 ビジネスフェアの出展支援	都市型新産業の立地推進 ビジネスフェアの開催支援 商店街との協働による中野駅周辺地区的集客力向上の検討	中小企業の事業活動をバックアップする財務・特許等の支援 都市型産業をアピールするビジネスフェアの開催推進 中野駅周辺地区的集客力向上のしきけづくり	中野駅周辺における都市型新産業の集積推進 中野駅周辺地区的集客力向上のための取り組み拡大

<p>「中野の顔」としての 中野駅周辺のグラン ド・デザインの具体化 警察大学校等跡地 地区における地区計画 等の決定</p> <p>中野駅南口地区を はじめとする各地区的 まちづくりの検討</p>	<p>警察大学校等跡地 地区のまちづくりの事 業着手</p> <p>中野駅(駅舎・駅前 広場)地区の整備に向 けた関係機関との協 議・検討</p> <p>中野駅南口地区の まちづくり計画策定</p> <p>中野駅周辺の各地 域のまちづくり検討推 進</p>	<p>警察大学校等跡地地 区のまちづくり事業の 本格化</p> <p>中野駅(駅舎・駅前広 場)地区の整備計画の 策定</p> <p>区役所・サンプラザ 地区の再整備構想まとめ</p> <p>中野駅南口地区で地 区計画等決定</p> <p>中野駅周辺の各地域 の整備構想の策定</p>	<p>警察大学校等跡地 地区のまちづくりがほ ぼ完成</p> <p>中野駅(駅舎・駅前 広場)地区の事業実施</p> <p>区役所・サンプラザ 地区の再整備計画策 定</p> <p>中野駅南口地区の まちづくり推進</p> <p>一部の地区的まちづ くり事業着手</p>
---	--	--	---

産業新生のしきけづくり

(1) 目標とする姿

中野区の立地や事業環境を生かした IT・コンテンツ産業やヒューマンサービス業、環境産業などの都市型産業が集積し、区内産業が活発化しています。

経営革新や新事業の開発、創業などの経営技能の取得や向上ができる環境が整い、中野で学んだ人材が、区内の事業所で優良な業績を上げています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
区内の情報通信および人的 サービス提供 事業所数	IT・コンテンツなどの産業の集積と 発展を測るものになるため。	358 (13年度)	450	550

(3) おもな取り組み

IT・コンテンツや環境など都市型産業の誘導

(担当: 区民生活部 産業振興分野ほか)

IT・コンテンツや環境などの都市型産業誘導のため、立地や人材・資金の確保、情報提供など、必要な条件整備の検討を進めます。

産業関係団体と連携するなどして、IT・コンテンツや環境などの事業で移転先を探している事業所を区内へ勧誘します。

IT・コンテンツや環境などの中小企業の事業活動をバックアップする財務や特許などについて、支援機能を強化します。

中野駅周辺・環状六号線(山手通り)・青梅街道沿道ビルでのインキュベーションオフィスづくりを支援します。

事業者や関係団体、区の連携により「IT・コンテンツ産業のまち」をアピールするイベントを開催するなど、事業発展の契機となるような事業者同士の情報交換の場をつくります。

産業教育環境の整備

(担当：区民生活部 産業振興分野)

大学などの教育研究機関や産業支援機関などと連携して、事業者や経営スタッフなどを対象に、経営管理や会計事務、法律、経済などの講座を開設します。

区民のMBA(経営学修士)取得を支援するとともに、MBA取得者などに対して、事業者等と連携し、区内事業者への紹介・あっ旋を行います。

経営改善や創業のための環境づくりの推進

(担当：区民生活部 産業振興分野)

産業支援情報のデータベースや商圈分析システムを充実するとともに、メールマガジンを発行して、有用な情報を提供できるようにします。

区内中小企業者が新製品や新技術を研究・開発して販路拡大をするために、ビジネスフェア・見本市・展示会等の支援を行います。

区内での創業を支援するため、インキュベーションオフィス機能の整備を図るとともに、創業資金融資をあっ旋します。

区内事業者の積極的な経営戦略の構築による事業活性化を支援するため、経営コンサルタントを事業所に派遣するなど経営相談を充実するとともに、新分野進出などにも役立つ事業所間のネットワークづくりを促進します。

文化芸術活動の支援【再掲】

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

文化芸術活動により活気のあるまちがつくられ、中野のまち全体の文化芸術に対する機運が高まり、中野らしい文化芸術が創造・発信されるような、また、新しい産業への刺激となるような取り組みを進めます。

産業新生のしきけづくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
都市型新産業誘致のための条件整備検討・調査 ビジネスフェアの出展支援 産・学・公の連携による経営・技術等講座の開設 相談、資金確保等創業支援の充実 文化芸術振興プログラムの策定	都市型新産業の立地推進 ビジネスフェアの開催支援 インキュベーションオフィスの立地推進 中野らしい文化芸術の発信のためのしきけづくり	中小企業の事業活動をバックアップする財務・特許等の支援 都市型新産業をアピールするビジネスフェアの開催推進 大学等の教育・研究機関の立地推進 インキュベーションオフィスの開設(桃丘小跡) 中野らしい文化芸術の発信	中野駅周辺における都市型新産業の集積推進 大学等の教育・研究機関の立地 インキュベーションオフィスの開設(本町4-44) 文化芸術活動と産業・教育・福祉などと結びついたまちづくりの展開

活力と地域の交流がある商店街づくり

(1) 目標とする姿

人々にとって魅力のある個々の商店が増え、集客力と活力のある商店街が出現しています。

また、個々の商店同士が協力しあい、安心して買い物ができるだけでなく、地域交流の場としてコミュニティの核となる商店街が生まれています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
区内商業売上高	第三次産業が9割近くを占める中野区の産業について、その規模や活動を示すため。	1兆1135億円 (14年度)	1兆1600億円	1兆2200億円

(3) おもな取り組み

個店・商店街の新生

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

商店主たちが、サービス向上やスケールメリットを生かしたコスト削減などのために共同で取り組む事業について、コンサルタントの導入などにより支援します。さらに、空き店舗の活用などによる保育や介護をはじめとしたコミュニティビジネスなどにも事業展開する、地域コミュニティの核として商店街を発展させていく取り組みを支援します。

商店主や消費者、学識経験者などによる(仮称)商店街活性化協議会を設置し、新しい個店・商店街構想や活性化への抜本的な取り組みの検討を進めます。新たな取り組みにあたっては、建物の共同化の支援のほか、まちづくりの観点から、新生商店街エリアの形成を促進していきます。

また、流通サービス業などの商店街振興に役立つ公的ファンドの活用を支援していきます。

中野駅周辺地区を中心とした商店街振興

(担当: 区民生活部 産業振興分野ほか)

中野駅周辺のまちづくりと連携して、中野駅周辺に進出する新たな事業所や中野駅周辺の文化芸術施設などによる各エリアの特徴や集客機能を生かして、さらに集客力を高める商店街の整備を支援していきます。

中野駅周辺の回遊性を高めて、中野の顔となる地域の商業集積地としての発展を促進します。

活力と地域の交流がある商店街づくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<p>商店主共同モデル事業の検討 地域コミュニティの核となる商店街像の調査・検討</p> <p>商店街振興に役立つ公的ファンドの活用の支援 個店の経営能力向上のための講座充実</p>	<p>商店主共同モデル事業の実施 (仮称)商店街活性化協議会による検討 商店街再生のためのプラン作成 商店街の空き店舗等を活用した保育や介護事業等の誘導・支援 商店の業種・業態転換支援 商店街との協働による中野駅周辺地区の集客力向上の検討</p>	<p>商店主共同事業の普及 モデル商店街のまちなみづくり支援</p> <p>商店の業種・業態転換の促進 中野駅周辺地区の集客力向上のきっかけづくり</p>	<p>建物の共同化の支援など、新生商店街の形成促進</p> <p>中野駅周辺地区的集客力向上のための取り組み拡大</p>

多様な雇用機会の創出

(1) 目標とする姿

就労支援や勤労者の能力向上などのための環境が整い、中野区内を中心として就業者が増え、人々の生活が安定するとともに、地域の経済力が向上しています。

ライフステージに応じた柔軟で多様な働き方が浸透し、仕事と両立して、地域でいきいきと活動している人が増えています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
区民の就業者 のうち、区内で 就業している 人の割合	職住近接の生活様式が浸透してい る状況を示すため。	39.9% (12年度)	41%	43%

(3) おもな取り組み

就業支援の推進

(担当: 区民生活部 産業振興分野ほか)

自己理解を深め、適性を客観的に確認し、就業意欲を高めるためのセミナーなどを実施するとともに、ハローワーク新宿や東京しごとセンターなどとの連携による就業相談を充実し、求職活動を支援します。

退職したシニア層や子育てを終えた女性などの活躍の場としても期待できるコミュニティビジネスへの支援を行うことで、地域内雇用の機会を創出していきます。

障害者の雇用促進【再掲】

(担当: 保健福祉部 障害福祉分野ほか)

区内企業などに対して、障害者の求人を発掘するとともに、就職を希望する障害者を募集し、求人企業と就職希望者のマッチングを進めています。また、IT技術の習得をはじめ、就職に必要なスキルを身につけるための支援を行います。あわせて、起業をめざす障害者に対する支援や、企業が場所を提供して障害者の通所授産を行う企業内通所授産事業の推進も行っています。

ワークシェアリングの普及・啓発【再掲】

(担当: 子ども家庭部 男女平等分野ほか)

ワークシェアリングの普及・啓発に取り組み、だれもが仕事時間と生活時間のバランスをとりながら、地域活動に参加し地域貢献できる時間をとれるようにしていきます。とくに、退職後の団塊の世代の人々が、培ってきた豊かな社会経験等を生かして、地域の中で働き、地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

多様な雇用機会の創出 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
求職セミナーの実施 やハローワーク等との連携による求職活動の支援 就労支援者の養成 企業内通所授産事業検討 障害者のIT技術習得支援 ワークシェアリングの普及・啓発の促進	コミュニティビジネスの支援 企業内通所授産事業実施	コミュニティビジネスの拡大による地域内雇用の創出	コミュニティビジネスの区内各地域での幅広い展開の推進

適切な土地活用の誘導

(1) 目標とする姿

区内各地域の特性を生かす形で都市計画が定められ、これをもとに土地の有効利用やオープンスペースの創出、道路の拡幅整備や建物の共同化などが進んでいます。

地区計画によるまちづくりも上鷺宮地区など各地で進展し、住環境が向上しているとともに、住宅や商業・業務、文教など、さまざまな側面で、まちの魅力が増しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
ネット容積率 区全体の宅地面積に対する延べ床面積の割合	各町丁目内宅地面積に対する延床面積の割合で、土地の有効利用の状況を示すため。	138.4% (13年度)	152% (18年度)	160%
提案型地区計画の導入件数	地域住民の合意による土地利用が図られていることを示すため。	-	3件	10件

(3) おもな取り組み

愛着と活力あるまちへの誘導

(担当：都市整備部 都市計画分野ほか)

にぎわいのある商業地区の活性化や、建て詰まった住宅地のまち並みの効率的な更新など、地域に合ったまちづくりを進めていくため、地域の人々が主体的にまちづくりを考え進める「提案型地区計画」を推進します。また、用途地域地区指定を補完する特別用途地区の制度や建築物の高さ制限などの規制と緩和を活用しながら、快適で活力あるまちづくりを誘導していきます。

同時に、国や都のさまざまな整備事業を活用することによって、産業の育成と住環境の整

備を図ります。

快適空間の維持・創出を中心とするまちづくり

(担当: 都市整備部 都市計画分野)

上鷺宮地区では、現在の住環境のいっそうの向上を図りながら、土地の有効な活用を進めるために、地域の合意をまとめながら地区計画を策定し、まちづくりに取り組んでいきます。

住宅まちづくりの総合支援【再掲】

(担当: 都市整備部 都市計画分野、住宅分野ほか)

だれもが暮らしやすい住まいづくりを、道路やオープンスペースの確保、緑化などによる環境改善、防災性の向上など、地域のまちづくりの課題と連動させながら進めます。

地域に住む人たちによる自主的なまちづくりの提案についても、積極的に相談などの支援を行います。

共同化によるまちづくりの支援【再掲】

(担当: 都市整備部 地域まちづくり分野)

建築物の耐火化、一定規模の空地確保、緑化の推進などによる市街地環境の改善と良好な住宅の供給等を促進するため、複数の敷地の共同化を図る取り組みに対して支援を行います。

適切な土地活用の推進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
有効な土地利用のための方策の検討 提案型地区計画を支援するための「(仮称)まちづくり条例」づくり 規制・誘導手法の活用によるまちづくり 上鷺宮地域の地区計画検討	地区ごとの有効な土地利用のための方策の検討 地区計画によるまちづくりの推進 上鷺宮地域の地区計画検討・決定	用途地域地区の見直し 上鷺宮地域のまちづくり推進 土地の有効利用に向けた新たな方策の展開	推進 

拠点まちづくりの推進

(1) 目標とする姿

中野区内のJRや西武新宿線の各駅を中心とした地域は、土地の有効利用が図られ、商業・業務施設や公共施設などが集積し、オープンスペースやみどりの確保なども行われて、それぞれの地域の特性を生かしながら、人々が集まりにぎわう、魅力あふれる拠点となっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
通勤・通学による区内への流入人口	区外から中野のまちを訪れ、働き、学ぶ人々の数は、まちのにぎわいを示すため。	86,531人 (12年度)	85,500人	89,000人

(3) おもな取り組み

東中野駅周辺のまちづくりと駅前広場整備

(担当：都市整備部 都市計画分野ほか)

商業や業務機能の集積によって地域のにぎわいと交流をつくり出すことをめざし、地域と話し合いながら東中野駅西口および東口のまちづくりを進めます。

東中野駅西口周辺については、JRと連携して東中野駅前広場の整備を進め、人々の円滑な移動を可能にします。あわせて、商業や業務機能の集積によって地域のにぎわいと交流をつくり出します。

同時に、駅前広場の地下部分を利用して、現在の東中野南自転車駐車場に代わる新たな自転車駐車場の整備を行います。

西武新宿線と道路の連続立体交差化・沿線のまちづくり【再掲】

(担当：拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野)

西武新宿線周辺の住みよい住環境を築くため、地域の人々と合意形成を図りながら、鉄道と道路の連続立体交差化と一体となった沿線まちづくり構想・計画を策定し、連続立体交差化事業着手のための環境づくりを進めます。

個店・商店街の新生【再掲】

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

建物の共同化の支援など、新しい商店街エリアとしてのまちづくりを促進していきます。

拠点まちづくりの推進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
東中野駅周辺のまちづくり検討 西武新宿線沿線まちづくり構想等の策定	東中野駅周辺のまちづくり整備計画策定と駅前広場整備着手 西武新宿線沿線まちづくりの整備計画検討	東中野駅周辺のまちづくりの推進と駅前広場開設 西武新宿線と道路の連続立体交差の実現に向けた沿線まちづくりの推進	東中野駅周辺のまちづくりの推進 西武新宿線と道路の連続立体交差化事業計画の促進

利用しやすい交通環境の推進

(1) 目標とする姿

公共交通による区内の移動が難しい地域は、新たな交通手段を確保することにより、移動しやすい交通環境が整っています。

駅周辺に自転車駐車場がない駅や、あっても駐車できる台数が少ない駅の付近に、自転車駐車場を整備・増設し、放置自転車をなくしていくことにより、歩行者と自転車利用者が共存できるまちになっています。

また、区内の駅のバリアフリー化や周辺道路の段差解消などが順次進められ、だれもが利用しやすい交通環境が整備されています。野方駅については、北口整備にあわせてバリアフリー化が図られています。

道路交通の円滑化や安全性の向上とともに、南北地域の分断を解消し、地域にふさわしい活気あるまちを形成するため、西武新宿線と道路の連続立体交差化の早期実現に向けた取り組みと、沿線まちづくりが地域住民とともに進められています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
駅前の自転車放置率 駅周辺の乗り入れ台数に占める放置台数の割合	自転車の放置状況を端的に示しているため。	13.8% (16年度)	10%	7%
地域での勉強会等参加人数とまちづくり計画進捗状況(西武新宿線沿線まちづくり)	沿線地区のまちづくりの進展状況を示すため。	地域での勉強会等参加人数: 延べ575人 (16年度)	各駅周辺整備計画策定	連続立体交差化事業着手のための環境づくりが完了

(3) おもな取り組み

地域交通の整備

(担当: 都市整備部 土木分野ほか)

公共交通による区内の移動が難しい地域に、新たな交通手段を確保することで、移動しやすい交通環境を整えていきます。

中野駅周辺などへの交通手段が少ない上鷺宮を中心とする地域については、平成17年度に開設した民間事業者によるバス路線(コミュニティバス「なかのん」)への支援を行っていきます。

さらに、高齢者・障害者など一人での移動が制約される人たちが、気軽に利用でき、目的地にスムーズに移動できるような新しい交通のしくみについて導入をめざします。

自転車利用環境の整備

(担当: 都市整備部 土木分野ほか)

歩行者と自転車利用者が共存できる、利用しやすい交通環境を整えていくため、自転車駐車場のない駅周辺の地区に、民営駐車場整備の補助制度による支援などの、民間活力を活用した方法も含めて、自転車駐車場の整備をめざします。

また、東中野駅前広場と一体になった自転車駐車場の整備に伴い、現在の東中野南自転車駐車場を移転します。

野方駅北口の開設

(担当: 都市整備部 都市計画分野)

駅利用者など区民の利便性を高めるため、西武鉄道株式会社と協力しながら野方駅北口を開設します。あわせて駅構内のバリアフリー化を図ります。

都市計画道路の整備

(担当: 都市整備部 都市計画分野)

中杉通りや早稲田通りの拡幅整備、中野通りの改良など、交通環境の改善や防災機能を高めるために、東京都と連携・協力して都市計画道路の整備促進を図ります。

区施行のもみじ山通りについては、周辺に住むみなさんと地区のまちづくりについて協議しながら、拡幅整備に着手します。

西武新宿線と道路の連続立体交差化・沿線のまちづくり

(担当: 拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野)

西武新宿線による南北交通の分断解消を図り、沿線周辺の住みよい住環境を築くため、地域の人々と合意形成を図りながら、鉄道と道路の連続立体交差化と一体となった沿線まちづくり構想・計画を策定し、連続立体交差化事業着手のための環境づくりを進めます。

駅周辺道路などのバリアフリー整備【再掲】

(担当: 都市整備部 都市計画分野、公園・道路分野)

公共交通機関を、だれもが利用しやすいように道路や駅舎などの環境を整えていきます。

東中野駅周辺のまちづくりと駅前広場整備【再掲】

(担当: 都市整備部 都市計画分野ほか)

JRと連携して東中野駅前広場の整備を進め、人々の円滑な移動を可能にします。

利用しやすい交通環境の推進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
新しい交通システムの検討 コミュニティバス「なかのん」の運行支援 新井薬師前駅・新中野駅への自転車駐車場の整備推進 野方駅北口整備着手 西武新宿線沿線まちづくり構想等の策定	コミュニティバス運行支援について検証 野方駅北口整備 西武新宿線沿線まちづくりの整備計画検討	新しい交通システムの導入 東中野駅前広場に自転車駐車場を開設 野方駅北口開設 西武新宿線と道路の連続立体交差の実現に向けた沿線まちづくりの推進	もみじ山通りの拡幅整備事業認可・着手 西武新宿線と道路の連続立体交差化事業計画の促進

多様で良質な住宅の誘導・確保

(1) 目標とする姿

民間による高齢者向け住宅やファミリー向け住宅が整備され、建物の共同建て替えなどが進み、道路の整備、オープンスペースやみどりの確保、防災性の向上などが進む中で、さまざまな世代が快適に暮らせる良質な住宅ストックが拡大しています。

住宅に困窮する方々が、安心して快適に住み続けられるようになっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
誘導居住水準を満たす住宅の割合	住宅の広さや質が向上した証となるため。(調査は5年に1度)	持ち家58% 借家21% (15年度)	持ち家70% 借家30% (20年度)	持ち家80% 借家35% (25年度)

住宅の満足度	住宅や住環境の質の向上度合いを示すため。	58% (16年度)	65%	70%
高齢者向け民間賃貸住宅登録戸数	区内に良質な高齢者向け賃貸住宅が確保されることを示すため。	40戸	200戸	500戸

(3) おもな取り組み

区営住宅の建て替えとこれにあわせた民間住宅の誘導

(担当: 都市整備部 住宅分野)

老朽化した区営住宅(新井四丁目)を民間事業者等により建て替え、良質な民間賃貸住宅とあわせて、高齢者向けの設備を備えた質の高い公営住宅等を確保します。地域の中で、さまざまな年齢の人々が交流を深めながら生活できる住宅をめざします。

高齢者向け住宅の誘導

(担当: 都市整備部 住宅分野)

区の未利用地を活用して、民間事業者等により良質な民間賃貸住宅を整備し、その一部を高齢者向けの設備を備えた優良な賃貸住宅として利用します。入居する高齢者の家賃負担が過大にならないよう、所得に応じて区が助成を行います。新たな住宅では、ファミリー層などさまざまな人々が、よりよい住環境のもとで交流を深めながら地域生活を送ることをめざしていきます。

また、住宅の確保が難しい高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、民間の土地所有者等の協力を得て、高齢者向け優良賃貸住宅の整備・誘導を進めます。

住宅まちづくりの総合支援

(担当: 都市整備部 都市計画分野、住宅分野ほか)

だれもが暮らしやすい住まいづくりを、道路やオープンスペースの確保、緑化などによる環境改善、防災性の向上など、地域のまちづくりの課題と連動させながら進めます。

このため、区との連携のもと、NPO や民間専門事業者が住宅の改修や建て替えのプランづくりから資金面まで、区民の住まいをめぐるさまざまな相談に総合的に応じ、情報や専門技術を提供できる体制を整備します。

また、地域に住む人たちによる自主的なまちづくりの提案についても、積極的に相談などの支援を行います。

住み替え支援・相談

(担当: 都市整備部 住宅分野)

住み慣れた地域での居住継続を希望する高齢者や障害者の住み替えを円滑にする

ため、高齢者円滑入居賃貸住宅として登録されている住宅の紹介や、既存の債務保証制度などの活用による新しい居住支援のしくみをつくります。あわせて、耐震性や設備等の面から高齢者アパート・身体障害者アパート事業を終了します。

多様で良質な住宅の誘導・確保 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
区営住宅(新井4丁目)建て替え計画策定 住宅まちづくりの総合支援のしくみ検討 新しい居住支援のしくみ創設	区営住宅(新井4丁目)整備 住宅まちづくりの総合支援のしくみ創設	区営住宅(新井4丁目)とこれにあわせた民間賃貸住宅が開設 高齢者向け優良賃貸住宅の整備(本町4-36)・誘導	推進 

領域 . 持続可能な活力あるまちづくり

- 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち

1. 10年後のまちの姿

「環境に配慮する区民生活が根づくまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち

区民の日常生活の中で、温室効果ガスの排出量削減をめざしたエネルギー消費の抑制や、環境保全のための消費行動など、地球環境に配慮した取り組みが進んでいます。

太陽光発電など、自然エネルギーの利用が進んでいます。

区民や事業者、区が連携し、ごみの発生抑制の具体的な取り組みが広がっています。区民や事業者、区がそれぞれの役割を果たすことによって、資源の再利用の取り組みが進んでいます。

庭木の育成やベランダ・屋上緑化など、身近なところでみどりを増やす取り組みが進んでおり、まちのみどりが、人々の心にやすらぎを与えています。

2. 現状と課題

石油や石炭の消費増大とともに二酸化炭素など温室効果ガスが大量に大気中に排出され、地球温暖化が大きな問題となっています。エネルギー消費の抑制や自然エネルギーへの転換の取り組みが求められ、日常生活レベルで急務となっています。区有施設でも、太陽光や風力などを活用した発電施設を設置し、民間にも広めていく必要があります。

ごみの量はここ数年減少していますが、最近はやや鈍化の傾向もみられます。最終処分場の利用年数も限られており、循環型社会の実現をめざして、ごみの発生抑制、不用品の再利用、再生利用を促進していく必要があります。プラスチック製容器包装やごみに混入している他の資源化可能物のリサイクル等を通じた、なお一層のごみの減量への取り組みが課題となっています。

庭やベランダで園芸を楽しむ家庭が少しずつ増えてきている一方で、宅地分割などにより長年かけて育ってきたみどりが失われています。家庭や地域で、みどりを増やし、維持する取り組みをいっそう支援していくことで、やすらぎとうるおいのあるまちにしていく必要があります。

3. 施策の方向

環境に配慮する区民生活が根づくまち	省エネルギーに取り組むまちづくり ごみの発生抑制と資源化の推進 身近なみどりの拡充
-------------------	---

省エネルギーに取り組むまちづくり

(1) 目標とする姿

省エネルギー・省資源が、人々の日常の暮らしや事業活動の中に定着し、太陽光発電などの自然エネルギーの利用が活発に行われ、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和に効果をあげています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
区内の電気、ガス使用量に基づき換算したCO ₂ 排出量	家庭、事業所のCO ₂ 排出量の約5割以上が電気、ガス使用によるものであるため。	家庭等40万トン 事業所26万トン (14年度)	家庭等34万トン 事業所22万トン (14年比約14%削減)	家庭等31万トン 事業所20万トン (14年比約22%削減)

(3) おもな取り組み

省エネルギーの推進

(担当：区民生活部 環境と暮らし分野ほか)

家庭や事業所の省エネルギー、省資源などに配慮した取り組み事例を紹介し、さらに評価・表彰するしくみを創出します。

町会・自治会や学校など地域の中で、省エネルギーをはじめとした地球温暖化防止に有効な取り組みの紹介や診断、アドバイスを行うことのできる、地域の核となる人材を育成します。

区においても、省エネルギー機器の導入や自然エネルギーの活用を進めています。

自然エネルギーの導入促進

(担当：区民生活部 環境と暮らし分野)

太陽光発電や風力発電などの自然エネルギー機器を区や友好都市などに設置する事業など、環境に配慮した事業に区民が出資し、その運用により生じた利益を出資者へ配分するしくみを、NPOや事業者、友好都市などとの協働により創出します。

家庭への自然エネルギー機器の普及促進を図るため、太陽光発電機器の設置を支援します。

購入電力の一定割合を自然エネルギーで発電した電力とする「グリーン電力証書」の購入を事業者へ働きかけ、購入事業者の取り組みを公表・紹介するしくみをつくります。

環境マネジメントシステムの導入

(担当：区民生活部 環境と暮らし分野ほか)

区民、NPO、事業者との協働により地球温暖化防止ビジョンなどを策定するとともに、区役所本庁舎について、環境マネジメントシステム ISO を導入します。

環境に配慮した事業運営を促進するため、事業者にエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入を働きかけます。

大規模な開発における、環境に配慮した取り組みの誘導や義務化のしくみを検討します。

省エネルギーに取り組むまちづくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
環境配慮行動・事業の紹介、評価・表彰制度の整備 地域環境アドバイザーの育成 自然エネルギー利用拡大のための区民ファンド設立準備 事業者の「グリーン電力証書」購入促進 事業者の環境マネジメントシステム導入の推進 区役所本庁舎の環境マネジメントシステム ISO 認証取得	区民ファンドの設立 家庭への自然エネルギー機器設置の支援 区施設における省エネルギー機器等の活用推進	区民ファンド等による自然エネルギー活用事業の実施 地方都市や友好都市との自然エネルギー共同事業の実施	改築する学校での省エネルギー・自然エネルギー設備の導入

ごみの発生抑制と資源化の推進

(1) 目標とする姿

区民、事業者と区が連携し、ごみの発生抑制や資源の再利用・再生利用の取り組みが広がり、「ごみ半減」が実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
区民1人1日あたりのごみ排出量	区民のごみ発生抑制努力の成果を示すため。	741g (15年度)	537g	372g
資源化率 資源化率 = 資源回収量 / (ごみ量 + 資源回収量) 数値が高いほど資源の有効利用が進んでいく	ごみへの資源可能物の混入状況と資源化を測ることができ、循環型社会の達成度を示すため。	18.7% (15年度)	33.9%	50.5%

(3) おもな取り組み

ごみを出さない生活スタイルの推進

(担当：区民生活部 ごみ減量分野)

ごみの発生抑制(Reduce)、資源の再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rによる、ごみを出さない生活スタイルを定着させるため、事業者に対してごみにならない製品の開発などを求めるとともに、効果的な情報提供や環境学習、ごみ・リサイクル会計の公表などを進めます。

また、ごみを出さない生活スタイルを推進するため、「ごみゼロ都市・なかの」の実現に取り組む区民団体とも連携・協力していきます。

さらに、ごみ減量への動機づけや費用負担の公平化を図るため、家庭ごみの有料化を行います。

資源の回収促進

(担当：区民生活部 ごみ減量分野)

ごみとして出される資源を減らすため、古紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装、びん・缶、乾電池、古布などの回収を促進します。

古紙は、行政による回収から地域の団体による集団回収への移行を進め、自主的なりサイクル活動への支援を促進します。

ペットボトルは、公共施設への回収ボックスの設置や集合住宅における回収拠点の拡大を行うとともに、ペットボトルを減容する自動回収機の店舗などへの設置導入を支援します。

プラスチック製容器包装は、回収する地域を拡大し、全区展開をめざします。

びん・缶は、回収の効率化と休日回収の実施、回収拠点の増設を行い、分別の徹底と回収の促進を図るとともに、報奨金を廃止します。

生ごみの減量と資源化については、集合住宅における処理設備の導入支援など、家庭

や地域での取り組みを促進します。また、地方都市との連携を図り、肥料化やその活用などを進めます。

事業系のごみ減量と資源化の促進

(担当: 区民生活部 ゴミ減量分野)

区内事業者の9割以上を占める小規模事業所を対象に、ごみ減量ガイドブックを作成・配布し、ごみ減量・資源化の情報提供を行います。

また、事業者がみずからの責任で適正に処理する原則を踏まえ、自主ルートによる廃棄物の資源化と処理を促進していきます。

ごみの発生抑制と資源化の推進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
ゴミリサイクル会計の作成・公表 家庭ごみの有料化調査・検討 町会・自治会等による集団回収拡大支援 びん・缶回収の効率化と回収拠点の増設 生ごみ減量化啓発の実施	古紙の行政回収の廃止 ペットボトルの回収拠点の拡大 プラスチック製容器包装回収の全区展開 生ごみの減量・資源化の方策検討	家庭ごみの有料化実施	地方都市との連携等による生ごみの資源化実施 事業者の廃棄物の共同処理と資源化の促進

身近なみどりの拡充

(1) 目標とする姿

屋上緑化や生け垣化など、区民の生活に身近なところでみどりが増えています。こうしたみどりが、人々にやすらぎとうるおいを与えています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
緑被率	身近なところでみどりを増やす試みが広がっているかどうかを示す数値であるため。	16.0% (16年度)	16.2%	16.5%
年間に認定した緑化計画面積	緑化面積が増えることは区内のみどりを増やすことにつながるため。	6,975m ² (15年度)	34,500m ²	69,000m ²
生け垣・植樹 助成延長	目に見えるみどりの量の向上につながるため。	161m (15年度)	750m	1,500m

(3) おもな取り組み

地域緑化の推進

(担当: 都市整備部 公園・道路分野)

緑化の普及・啓発に努め、身近なところでみどりを増やす取り組みを進めます。

生け垣設置時に助成を行うとともに、保護樹木・樹林などを指定して維持管理を支援します。地域のみなさんと「みどりの協定」を結んで緑化を進めていくとともに、地域団体やNPOなどのみどりを増やし保全する取り組みを支援します。

公共施設の緑化推進

(担当: 総務部 営繕分野ほか)

区民がうるおいを感じ、環境にやさしい生活を享受できるよう、校庭の芝生化、屋上緑化など学校や公共施設の緑化を進めます。

建築時などの緑化推進

(担当: 都市整備部 公園・道路分野ほか)

条例による建築確認時の緑化の効果的な指導を進め、地上部や屋上のみどりの確保に努めます。

身近なみどりの拡充 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
花とみどりを増やす新しいしくみの検討 建築時の緑化指導 校庭の芝生化(若宮小)	区民やNPOの行う緑化活動の支援 沿道や河川沿いの緑化 校庭の芝生化推進(1校程度) 屋上緑化の推進(学校など)	校庭の芝生化推進(1校程度)	校庭の芝生化推進(2校程度)

領域 . 持続可能な活力あるまちづくり

- 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち

1. 10年後のまちの姿

「安全で快適な都市基盤を着実に築くまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち

地区の特徴を生かしつつ、道路整備や建物の共同化、不燃化などが着実に進められています。

区内各所で建築物の耐震性の向上や防災体制の整備、備蓄物資の確保などが進み、まちの防災機能が高まっています。

狭い道路が減少し、道路の安全性と快適性が高まっているとともに、消防活動の困難な区域が少なくなっています。

みどりの拠点となる公園の計画的な整備や、今ある緑地の保全など、自然と調和し環境への負荷を低減する都市基盤の整備が進んでいます。

区内各所では、だれもが気持ちよく利用できる駅や道路、建物などの都市環境づくりが進んでいます。

2. 現状と課題

区内の大半は低層の木造住宅が密集しており、不燃化率が低い上に、狭い道路も多く、災害時の危険性が高い状況にあります。とくに、古い木造住宅は耐震性が低く、大きな地震の際には倒壊の不安もあります。

また、まちの骨格となる都市計画道路の整備率も約39%にとどまり、区内の道路全体の平均幅員も狭いのが現状です。区内の過半を占める狭い道路は、沿道の建物を建て替えるときに後退を促す方法を中心に拡幅を進めていますが、道路の部分的な拡幅はできても、路線全体の拡幅を実現するまでには多くの時間を要しています。

道路などの整備、建物の共同化・不燃化、空地の確保や景観の向上、バリアフリー化など、地域の特性にあったまちづくりを、区民とともに検討しながら、取り組んでいく必要があります。

震災時の被害を防止し、軽減するため、建築物の耐震化を促進することが急務です。あわせて、災害情報の収集・伝達体制の拡充、災害情報の共有化、災害時の避難生活等の支援体制の充実を図ることが求められています。

区内的公園は、一部の大規模公園を除き、1,000m²未満の狭小な公園が約3分の2を占めています。区民一人あたりの公園面積も1.17m²と低い数値になっています。区民一人あたりの公園面積の拡大に努め、公園に求められる新しいニーズに応えて、緑地や河川、民有地のみどりとあわせてネットワークとして機能させ、やすらぎの空間を創出する必要があります。

一方、区内では、多くの人が利用する駅や公共施設などに、段差や障害物、わかりにくい表示が残っています。区民や事業者の協力のもとで、ユニバーサルデザインによる都市環境づくりを進めていくことが求められています。

3. 施策の方向

安全で快適な 都市基盤を 着実に 築くまち	安心して住み続けられるまちづくり
	まちの防災機能の強化
	道路・橋梁の安全性・快適性の向上
	みどりのネットワークがあるまちづくり
	だれもが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり

安心して住み続けられるまちづくり

(1) 目標とする姿

良好な住環境が確保され、だれもが安心して住み続けられるまちづくりが進んでいます。とくに、木造住宅が密集している地域などでは共同化などによって建て替え更新が進み、大地震などの災害に強いまちが築かれています。

10年間では、区内各地で住宅の共同化・不燃化への建て替えが増えているとともに、広域避難場所に指定されている区域に防災公園の整備が進み、平和の森公園周辺地区や南台地区など、避難場所をとりまく地域の道路拡幅や建物の不燃化によるまちづくりが進んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
不燃化率 町丁目ごとの建築面積に対する、耐火造と準耐火造建築物の建築面積の割合	火災に強いまちが実現していくことを示すため。	46.7% (13年度)	48%	50%
3地区平均の 不燃領域率 (南台四、平和の森、南台一・二、弥生町地区) 地区内建築物の耐火性の向上と空地の増加についての比率	広域避難場所周辺の災害時の出火防止と延焼を遅らせる効果を示すため。	50.1% (15年度)	60%	65%

地区計画道路の整備率	地区計画区域内の道路整備が進むことで、避難路の確保が図られるため。	33.2% (16年度)	40%	50%
------------	-----------------------------------	-----------------	-----	-----

(3) おもな取り組み

共同化によるまちづくりの支援

(担当: 都市整備部 地域まちづくり分野)

建築物の耐火化、一定規模の空地確保、緑化の推進などによる市街地環境の改善と良好な住宅の供給等を促進するため、複数の敷地の共同化を図る取り組みに対して支援を行います。

住宅まちづくりの総合支援【再掲】

(担当: 都市整備部 都市計画分野、住宅分野ほか)

だれもが暮らしやすい住まいづくりを、道路やオープンスペースの確保、緑化などによる環境改善、防災性の向上など、地域のまちづくりの課題と連動させながら進めます。

地域に住む人たちによる自主的なまちづくりの提案についても、積極的に相談などの支援を行います。

地区計画による防災まちづくり

(担当: 都市整備部 地域まちづくり分野)

広域避難場所の周辺は不燃化などを進め、避難路を確保していきます。

このうち、南台一・二丁目地区および南台四丁目地区では、災害時の安全性や防災機能の確保等を図るため、道路の整備や住環境の確保などを進めます。

広域避難場所である東京大学附属中等教育学校一帯周辺の不燃化を図ります。また、(仮称)南部防災公園の整備に向け検討を進めます。

平和の森公園周辺地区では、地区計画にもとづき、道路の整備や住環境の確保などを進めます。とくに、防災公園としての機能を確保するため、災害時の避難路として活用できる新設道路の整備を重点的に行います。

都市計画道路の整備【再掲】

(担当: 都市整備部 都市計画分野)

都市計画道路を整備することで、渋滞のない円滑な交通と、安全で快適な歩行空間を確保するとともに、防災上も、延焼遮断帯や避難路の改善を行っていきます。

公園の新たな整備【再掲】

(担当: 都市整備部 公園・道路分野ほか)

豊かな自然林が残され、人々がやすらぎを感じることができる公園として、また、災害時に

は防災公園ともなる(仮称)北部防災公園を整備します。(仮称)南部防災公園についても、整備に向け検討を進めます。

みどりのネットワーク推進【再掲】

(担当: 都市整備部 公園・道路分野ほか)

平和の森公園や哲学堂公園など大規模なみどりをつなぐ軸として、沿道や河川沿いの緑化・公共施設の緑化を進めるとともに、民地のみどりを増やす取り組みを支援します。

警察大学校等移転跡地および周辺のまちづくり推進【再掲】

(担当: 拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野ほか)

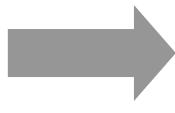
防災公園を含むオープンスペースの確保を図り、広域避難場所として安全な空間を実現していきます。

耐震化支援【再掲】

(担当: 都市整備部 建築分野ほか)

一般耐震診断による補強計画の提案、一戸建て住宅の資産活用型助成や共同住宅の補償型助成による耐震改修等により、建築物の耐震化を図っていきます。

安心して住み続けられるまちづくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
住宅等の共同化の推進 道路の整備・住環境の確保・不燃化の推進 (南台四丁目地区、平和の森公園周辺地区、南台一・二丁目地区) 東大附属中等教育学校一帯の不燃化調査	推進 	東大附属中等教育学校一帯の不燃化促進事業の実施	警察大学校等跡地における防災公園等の整備

まちの防災機能の強化

(1) 目標とする姿

耐震性の不十分な住宅について、耐震診断が実施されることにより、耐震性能を認識している住戸数が増加し、性能に応じた耐震改修等が進むとともに、共同化を含むさまざまな建

て替えが推進され、耐震性が向上しています。

また、道路の拡幅整備や河川改修等の促進による総合的な治水対策が進むとともに、避難所の機能や災害情報の収集・伝達機能が強化され、まち全体の災害への備えが充実しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
木造住宅の耐震性能を具体的に認識している戸数 (昭和56年以前の耐震性が不十分な住宅が対象)	耐震性能を具体的に認識することが、耐震改修・建て替えの前提となるため。	360戸 (16年度)	32,000戸	-
耐震化された戸数の割合	耐震化された戸数の割合が増えることは、安全なまちづくりの実現を表すため。	68% (16年度)	79%	90%

(3) おもな取り組み

耐震化支援

(担当：都市整備部 建築分野ほか)

耐震性が不十分な割合が高い昭和56年以前の住宅に対しては、耐震診断の事業案内を各戸に配布します。このうち、木造住宅32,000戸については、戸別訪問を実施し、具体的な耐震性能を認識してもらうため、簡易耐震診断を進めるほか、建て替えや共同化などのまちづくりを進めるきっかけとしていきます。非木造住宅についても、専門家による一般耐震診断の受診を紹介していきます。

また、一般耐震診断による補強計画の提案、一戸建て住宅の資産活用型助成や共同住宅の補償型助成による耐震改修等により、建築物の耐震化を図っていきます。

あわせて、地震時に室内の家具の転倒による危険性を周知する事業案内の各戸配布を行うとともに、家具の転倒を防止するための器具取り付け助成・紹介を行います。

区有施設の耐震対策の推進

(担当：総務部 営繕分野)

多くの区民が利用し、大震災時には避難場所等として活用することとなる区の施設について、計画的に耐震性を高めています。

防災のための情報提供システムの充実

(担当：総務部 防災分野ほか)

地震や水害などの災害情報を区民に迅速・的確に提供するため、新たな情報伝達システ

ムを導入するとともに、地域防災無線のデジタル化を進めます。

避難所の機能強化

(担当: 総務部 防災分野)

避難所における避難生活の向上をめざし、避難所周辺道路にあるマンホールをトイレとして使用できるようにするとともに、高齢者等に配慮した備蓄食品の改善を図ります。また、防災会との連携を強化し、円滑な避難所運営を図ります。

総合的な治水対策の推進

(担当: 総務部 防災分野ほか)

台風や集中豪雨による水害被害を軽減するため、妙正寺川の50ミリ対策・環状七号線地下調節池への取水など、河川激甚災害対策特別緊急事業の着実な推進と、流域への調節池の整備、神田川・江古田川の50ミリ対策の促進、下水道和田弥生幹線・第二妙正寺川幹線の早期完成など、総合的な治水対策について東京都に要請していくとともに、河川沿いにある区有施設で可能な治水対策を推進します。

あわせて、高床式建物への建て替えを進めるため、費用の一部補助や規制緩和を推進します。

狭い道路の拡幅整備【再掲】

(担当: 都市整備部 公園・道路分野)

幅4m未満の道路を、建築物の建て替えなどにあわせて拡幅整備し、安全な道路空間を確保していきます。

また、住宅まちづくりの総合相談などを通じて、区内各地での取り組みを促進し、狭い道路の積極的な解消を図ります。

まちの防災機能の強化 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
個別訪問による耐震化支援の推進 耐震診断等の支援 携帯メールを利用した防災情報の伝達・収集システムの構築・運用 CTN5チャンネルでの河川水位情報等の提供 避難所周辺のマンホールを順次非常用トイレとして活用	地域防災系無線のデジタル化に向けた準備	地域防災系無線のデジタル化	推進 

道路・橋梁の安全性・快適性の向上

(1) 目標とする姿

人々が快適で安全に行き交う交通環境が確保されています。道路の舗装改良や狭い道路の解消が進み、老朽化した橋の再生整備も実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
狭い道路(私道を含む)のうち、区が拡幅整備した率	狭い道路が減少しているかどうかの状況を示すため。	18% (16年度)	23%	28%
周辺道路の歩きやすさを感じる区民の割合	区民の満足状況に着目して、安全で快適な道路環境が区民の実感として進んでいるかどうかを示すため。	28.8% (16年度)	30%	33%

(3) おもな取り組み

狭い道路の拡幅整備

(担当：都市整備部 公園・道路分野)

幅4m未満の道路を、建築物の建て替えなどにあわせて拡幅整備し、安全な道路空間を確保していきます。

また、住宅まちづくりの総合相談などを通じて、区内各地での取り組みを促進し、狭い道路の積極的な解消を図ります。

道路・橋梁の整備

(担当：都市整備部 公園・道路分野、土木分野)

計画的に基金を積み立て、これを財源に道路や橋梁を整備して、安全な交通環境を確保していきます。

道路・橋梁の安全性・快適性の向上 実現へのステップ



みどりのネットワークがあるまちづくり

(1) 目標とする姿

公園などの公共のみどりを核とし、これを沿道や河川沿いのみどりや民地のみどりなどが軸として結ばれ、区内全体に「みどりのネットワーク」が広がり、鳥や虫など生き物の移動も可能となっています。まちには、自然と調和し環境への負荷を低減するみどりの都市基盤が実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
緑地率 区の全面積に占める緑地面積の割合	安全で快適な、都市のゆとり空間が確保されているかどうかを示すため。	5.44% (16年度)	5.73%	5.83%
区民一人あたりの公園面積	区民の利用できる公園が面積として増加しているかどうかを示すため。	1.17m ² (16年度)	1.31m ²	1.38m ²
公園に対する要望・苦情件数	公園が適切に管理・利用されているかどうかの状況を示すため。	921件 (15年度)	690件	530件

(3) おもな取り組み

公園の新たな整備

(担当：都市整備部 公園・道路分野ほか)

豊かな自然林が残され、人々がやすらぎを感じることができる公園として、また、災害時には防災公園ともなる(仮称)北部防災公園を整備します。(仮称)南部防災公園についても、整備に向け検討を進めます。

みどりのネットワーク推進

(担当：都市整備部 公園・道路分野ほか)

平和の森公園や哲学堂公園など大規模なみどりをつなぐ軸として、沿道や河川沿いの緑化・公共施設の緑化を進めるとともに、民地のみどりを増やす取り組みを支援します。また、ホタルの棲める水辺を整備します。

新たな開発が予定されている警察大学校等跡地地区やその周辺について、防災公園の整備や民間のみどりの誘導により、みどりのネットワークを構築します。

豊かな公園利用の促進

(担当：都市整備部 公園・道路分野)

さまざまな区民のニーズに応えながら愛される公園づくりを進めていくため、「健康づくりのための公園」や「環境共生のための公園」など、新たな利用の仕方を広げていきます。

安全で快適に利用できる公園をめざして、巡回パトロールを行い、適正利用の指導を強化します。

みどりのネットワークがあるまちづくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
(仮称)北部防災公園の整備 ビオトープのネットワークについて検討 巡回パトロールによる適正利用の指導	ビオトープづくりの推進 公園の芝生化 沿道や河川沿いの緑化 屋上緑化の推進(学校など)	公園の拡張整備(みなみ公園) 道路緑化 環境共生のための公園整備	公園の拡張整備(団桃園公園、上町公園、本一公園) 警察大学校等跡地における防災公園等の整備

だれもが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 目標とする姿

だれにとっても利用しやすい都市環境のまちが実現しています。交通環境が改良されており、大規模開発にあわせたユニバーサルデザインも実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
周辺道路の歩きやすさを感じる区民の割合	安全で快適なユニバーサルデザインの道づくりが区民の実感として進んでいるかどうかを示す指標になるため。	28.8% (16年度)	30%	33%

(3) おもな取り組み

ユニバーサルデザインのまちづくり推進

(担当: 区長室 政策計画分野ほか)

日常生活のあらゆる場面で障害者をはじめ、高齢者や子ども、妊婦など、だれもがやさしく、快適に利用できるよう、施設や製品の設計に配慮が行き届いているユニバーサルデザインを推進します。このため、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めるとともに、絵文字(ピクトグラム)によるわかりやすい交通案内表示や店舗の案内表示など条件整備を進めています。

駅周辺道路などのバリアフリー整備

(担当: 都市整備部 都市計画分野、公園・道路分野)

公共交通機関を、だれもが利用しやすいうように道路や駅舎などの環境を整えていきます。区がまとめた「交通バリアフリー整備構想」にもとづき、区内5つの重点整備地区(新中野、東中野・落合、鷺宮、野方、中野)について、順次、駅までの道路の段差解消などの整備を行うほか、鉄道事業者や東京都などの協力を得ながら駅舎等のバリアフリー化を進めます。

区有施設のバリアフリー対策の推進

(担当: 総務部 営繕分野)

だれもが安全で快適に利用できるよう、計画的に施設の保全やバリアフリー化を進めます。

だれもが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
ユニバーサルデザインのまちづくり推進のための指針等の検討 駅周辺での道路の段差解消などの整備 区有施設のバリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインのまちづくり推進のための指針・体制づくり 区の施策や事業のユニバーサルデザイン化の取り組み	推進 	推進 

領域 . 自立してともに成長する人づくり

- 1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち

1. 10年後のまちの姿

「子育て支援活動など、地域活動が広がるまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち

地域では、幅広い育成活動が実践され、家庭や学校などと連携して子育てに関わっている人が増えています。

子どもが、地域の中で遊びや学習、世代間交流などを通じてさまざまな体験をする場が用意されています。

保護や特別な支援が必要な子どものために、状況に応じた適切な支援が提供されています。

子育て・子育ちのための相談機能や子育て支援のサービスが拡充され、安心して子育てができます。

地域で、子育て講座や、親になるための準備教育が進められ、親が自信や喜びを持って子育てに取り組んでいます。

保育園や幼稚園など、乳幼児のための施設は、相互の連携が図られ、どの子どもにも同じように質の高いサービスが多様に提供されています。

保育を必要とする子どものために、柔軟に利用できる良質なサービスが整えられています。

2. 現状と課題

地域への帰属意識が失われつつある中で、人間関係が希薄化し、地域の子どもたちへの関心が薄らいでいます。子ども会などの育成団体も後継者が育ちにくいなど、地域によっては子育て活動が停滞する一方、子どもたちの現況に合わせた新しい活動も生まれています。子どもの健全育成を支えるさまざまな自主活動が、地域で活発に展開されるとともに、今後増加が予想される定年退職者を含めて、多くの人々がこうした活動に参加していくことが求められます。あわせて、子どもたちが多様に活動できる特色のある施設づくりや事業展開が必要です。

核家族化や近隣関係の希薄化により、子育て家庭には、身近に子育ての知識を教えてくれる人や相談相手、困ったときに手助けしてくれる人が少ないのが実態です。また、長時間労働など厳しい就労環境などのために、家事・育児への男性の参加は進まず、多くの場合、育児が母親一人に委ねられています。その結果、子育てが孤独な営みとなって、不安や悩みを持つ親が増えており、それが高じると、最悪の場合には虐待に至ることがあります。中野区にお

いては、毎年度80件前後の子どもの虐待ケースに対応しており、虐待者の約8割が母親となっています。女性も男性も育児と仕事を両立できる社会環境を整えるとともに、子育てに関する不安や悩みを受け止め、解消できるよう支援を行う必要があります。そして、虐待を未然に防止するとともに、不幸にして発生した場合には、適切な対応を迅速に行う必要があります。

発達の遅れや障害のある子ども、特別の支援を要する子どもに対する家族や地域の理解や知識を深め、支援の力を高めていくことが必要とされています。そのため、さまざまな子どもの状況を把握し施設や地域の活動団体などが連携して、成長・発達を支援していくことが重要となっています。

乳幼児人口は減少傾向にありますが、女性の就業率が高くなるとともに、一方で就労のためだけでなく様々な事由による一時保育の需要があるなど、保育に関する需要も年々高まり、多様化しています。また、幼稚園においても子どもたちの豊かな感性を育み、社会性や道徳性を芽生えさせる幼児教育を行うとともに、預かり保育など保護者のニーズに応えた保育サービスが行われてきています。就学前の乳幼児のための施設には保育所と幼稚園がありますが、それぞれ子どもを受け入れる時間やサービスが異なります。保護者の就労の有無にかかわらず、多様なニーズに応じてどの子どもにも同じように必要でかつ適切な教育・保育の機会が提供されるよう環境整備を進める必要があります。

3. 施策の方向

子育て支援活動など、地域活動が広がるまち	子どもの育ちを支える地域づくり
	健やかに子どもを育む家庭づくり
	特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援の強化
	さまざまなサービスで支えられる子育て支援の推進
	質の高い幼児教育・保育の実施

子どもの育ちを支える地域づくり

(1) 目標とする姿

多くの区民が育成活動や子育て支援の活動に参加し、地域の中に子育て・子育ち支援のネットワークが広がるとともに、子どもの育ちを社会全体で支えていくという意識が醸成されています。また、家庭と地域と学校とが連携した育成活動により、子どもたちは地域の中で、安全にのびのびと自由な遊びや活動を行っています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
子育ての自主的な取り組みや地域の育成活動などに参加した大人の人数	大人の参加者の増加は、子どもの育ちを地域全体で支えていくとの意識が高まっていることを示すため。	11,570人 (16年度)	14,000人	15,000人
地域活動やグループ活動への子どもの参加率	子どもの参加割合の増加は、地域においての子どもの居場所と活動が充実していることを示すため。	73.7% (15年度)	80%	85%

(3) おもな取り組み

地域の子育てコミュニティの拠点づくり

(担当：子ども家庭部 子ども育成分野ほか)

子育てや子育ちに対する総合的な相談・支援、虐待防止等特別な支援を必要とする子どもや家庭への対応、母子保健や子どもの健康増進への支援、乳幼児親子への支援を身近な地域の中で行うため、(仮称)地域子ども家庭支援センターを区内4か所に設置していきます。

(仮称)地域子ども家庭支援センターは、児童館など地域内の子ども関連施設や関係職員を統括し、子育て情報や子どもと家庭の状況を把握しながら、子どもの育成活動との連携のもとに、地域の子育てコミュニティの中核拠点としてその機能を果たしていきます。

なお、(仮称)地域子ども家庭支援センターは、4か所の児童館施設を活用して展開していくますが、(仮称)総合公共サービスセンターが整備された段階でその中に移転していきます。

地域の育成活動の支援と拠点づくり

(担当：子ども家庭部 子ども育成分野)

地域にあるさまざまな子ども育成に関する活動の連携・協力体制の再編と強化を推進し、地域の子ども育成活動の支援を行うとともに、子育てサポーターの養成と活動援助を行い、地域の養育力を高めていきます。

現在ある児童館は、小学校施設を活用した遊び場機能等の展開や区立小中学校の再編計画に基づく小学校の再編にあわせて順次再編を進めています。新しい児童館は、音楽や演劇、創作活動など子どものニーズや地域の特性を生かした事業を行うとともに、育成者への研修や子育て相談支援を行う児童館として新たな展開を進めます。この新しい児童館は、地域の育成団体・活動団体のさまざまな活動やノウハウを生かして運営します。

また、中高生が中心となって創作・芸術活動やスポーツ活動などができる、また、中高生ボ

ランティアの養成や社会参画・社会貢献活動の機会の提供などを行う中高生館を整備し、中高生の心身の健やかな成長や地域活動等への参加を支援していきます。また、その活動にあたっては、中高生が自主的な企画運営を行えるようサポートしていきます。

家庭・地域・学校が連携した子ども育成の推進

(担当：子ども家庭部 子ども育成分野ほか)

地域の子育て環境整備のために、小学校を拠点に子どもたちが安心して安全にのびのびと交流し、自由な遊びや幅広い活動ができるよう、小学校施設を活用した子どもの遊び場を地域の大人や育成団体等の参加・協力を得て運営します。家庭や地域、学校との連携を図りながら地域の育成団体の支援や各種活動の連絡・調整を行っていきます。

また、学童クラブについても小学校に移設していくことで子どもたち同士の交流の機会を確保します。学童クラブの運営については民間活力を活用することにより、保育時間の延長等サービスの向上を図っていきます。

子どもの安全対策の強化【再掲】

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野ほか)

子どもたちが安心して通える施設としていくため、侵入者の防止など施設の安全性を高める方策を実施します。また、不審者や事件・事故の情報など、緊急時の子どもの安全に関する情報を、インターネットや携帯電話のメールを活用して、保護者に迅速・的確に伝達します。

学校開放事業や子どもの育成などで地域の人が学校を訪れる機会が増え、学校がより地域に開かれていく中で、地域の人とともに学校の安全性を高めていきます。

また、安全パトロールなど子どもを守る活動に地域が関わることで、子どもに関する事故や犯罪を未然に防止していきます。

子どもの育ちを支える地域づくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
子育てサポートー養成講座の開催 子育てサポートーの育成活動参加支援 地域の子ども育成に関するネットワーク再編			

小学校の校庭等を活用しての、学校や地域と連携した児童館事業の実施	小学校施設を活用した遊び場機能等の展開(塔山児童館)と児童館の他の施設への転用等(塔山児童館、桃が丘児童館、橋場児童館)	小学校施設を活用した遊び場機能等の展開(江古田児童館)と児童館の他の施設への転用等(江古田児童館)	小学校施設を活用した遊び場機能等の展開(丸山児童館・野方児童館・大和児童館・上高田児童館)と児童館の他の施設への転用等(野方児童館・上高田児童館・沼袋西児童館) 中高生が利用しやすい児童館への機能拡充(大和児童館)
児童館における子ども家庭支援センター機能の展開	4つの地域に(仮称)地域子ども家庭支援センターを設置(南中野、仲町、丸山、鷺宮の各児童館を活用) 民間活力を活用した学童クラブ運営の検討・準備	(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(仲町小跡) 民間活力を活用した学童クラブ運営開始	(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(沼袋小跡、中野富士見中跡ほか)
安全パトロール等の子どもを守る地域活動の実施 保護者への不審者情報等の提供 侵入者の防止など施設の安全性を高める方策の検討・実施			

健やかに子どもを育む家庭づくり

(1) 目標とする姿

各家庭は、妊娠中から出産、育児のさまざまな場面で、必要な情報提供や支援を受け、前向きな気持ちで楽しみながら子育てをしています。また、子育てに関する学習や体験を通じて、子どもを産み育てるこの意義や家庭の大切さを自覚し、自信と責任を持って子育てを行っています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
子育てが楽しいと感じている保護者の割合	保護者が楽しみながら前向きな気持ちで子育てに取り組んでいることを示すため。	94% (17年度)	96%	100%

大きな戸惑いを感じることなく子育てをしている保護者の割合	自信や喜びを持って子育てに取り組んでいることを示すため。	77% (17年度)	85%	100%
------------------------------	------------------------------	---------------	-----	------

(3) おもな取り組み

家庭の養育力の向上

(担当:子ども家庭部 出産・育児支援分野ほか)

親が自信や喜びを持って子育てに取り組むことができるよう家庭の養育力の向上を図ります。このため、これから親になる人たちを対象にした準備教育や子育て講座、育児に対する不安や困難を抱える母親に対する相談・支援、グループミーティングなどを行い、子どもを持つことや子育てに対する不安・戸惑いの解消を図ります。

新産婦・新生児家庭への訪問により、育児に関する心理的または技術的な助言や情報を提供するとともに、子育て期を通じた継続的な支援に取り組み、子どもの健やかな成長をめざします。

中高生に対する保育体験等の実施や、ボランティア体験の機会を増やすことで、次代の親になる人たちにも子どもを産み育てるとの意義や家庭の大切さに対する理解を進めています。

子どもの健康増進の支援

(担当:子ども家庭部 子ども健康分野ほか)

乳幼児・児童等の健康診査や予防接種等の実施により、子どもの健康の基礎づくりを支援するとともに、子どもの事故予防や食育、体力向上など健康な生活習慣の定着に向けた啓発や事業を実施し、子どもの健康増進を図る子ども自身の力と家庭力を高めていきます。

また、日頃から健康相談ができる子どもかかりつけ医定着推進や、急病のときの医療機関情報等の提供により、子どもと家庭の適切な健康管理を支援します。

健やかに子どもを育む家庭づくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
親準備教育の講座の開催 新産婦新生児訪問の実施 育児不安を抱える母親へのグループミーティングの実施	新産婦新生児訪問の拡充と、子育て期を通じた継続的な支援		

子ども関連施設での健康増進等の啓発推進 子どもかかりつけ医の定着推進 児童館における子ども家庭支援センター機能の展開	4つの地域に(仮称)地域子ども家庭支援センターを設置(南中野、仲町、丸山、鷺宮の各児童館を活用)	健康な生活習慣の定着のためのプログラムの実施 (仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(仲町小跡)	(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(沼袋小跡、中野富士見中跡ほか)
--	--	---	---

特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援の強化

(1) 目標とする姿

虐待などが潜在することなく、各種健診や相談、子ども施設などあらゆる機会や場において早期に発見されるとともに、適切な対応が迅速に行われています。

また、発達の遅れや障害について気軽に相談できる場やサービスが整い、子どもとその家庭は適時・適切な支援を受けています。

発達の遅れや障害のある子どもたちは、一貫した療育支援のしくみにより、安心して保育所、幼稚園、学校や学童クラブに通っています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
子ども家庭支援センターが把握している子どもの虐待件数の減少割合	虐待に対する適切な対応が行われていることを示すため。	3 % (16年度)	30 %	80 %
子どもの発達の遅れや障害についての相談・問題解決に満足している相談者の割合	相談者の満足度が安心につながっていることを示すため。	89 % (16年度)	92 %	100 %

(3) おもな取り組み

虐待の未然防止と適切な対応

(担当: 子ども家庭部 子育て支援分野、出産・育児支援分野ほか)

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、虐待対策ワーカーを配置し、乳幼児健診未受診家庭等子どもの養育が困難な状況が懸念される家庭を訪問して支援を行うことで、虐待の未然防止をめざします。

親や区民一般に対する啓発を継続的に行い、地域内での虐待に対する認識を深めることで、虐待の防止・早期発見の強化を図ります。

保育所や学校、児童相談所、警察等の関係機関とのネットワークを活用して早期発見・早期対応の体制づくりを進めるとともに、子どもに直接関わる職員に対する研修を充実し、職員の虐待対応力を向上させます。

虐待が発見された場合は、児童相談所との連携・協力のもと迅速な対応を行い、虐待が認められる児童、施設に入っていた児童が家庭復帰した後の家庭に対する支援を行っていきます。

このような取り組みを、(仮称)地域子ども家庭支援センターが、各地域内の子育て支援の中核となって総合的に進めています。

発達の遅れや障害のある子どもへの支援の充実

(担当: 子ども家庭部 子ども健康分野、出産・育児支援分野ほか)

(仮称)地域子ども家庭支援センターは、保育、療育、保健、教育、福祉等の関係機関のサービスを調整しながら、それぞれの子どもにあった個別支援計画を作成します。この支援計画に基づいたサービスを関係機関がそれぞれ提供していくことで、発達の遅れや障害のある子どもが、地域で一貫した療育支援を受けられるようにします。

また、子どもの発達の遅れや障害の早期発見・早期対応を図るため、保育、療育、保健、教育、福祉等の関係機関での対応力の向上や保護者に対する啓発を推進していきます。

障害のある子どもの教育の推進【再掲】

(担当: 教育委員会事務局 学校教育分野)

特別な教育的支援が必要な子どもに対する教育環境を充実させ、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな教育を行い、個々の可能性を伸ばしていくとともに、障害のある子もない子お互いに交流できる機会を充実させるなど、特別支援教育の推進を図ります。

特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援の強化 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
虐待防止支援訪問の開始 関係機関のネットワークによる早期発見等の体制づくり 児童相談所との連携・協力による虐待対応の拡充(見守りサポートの実施等) 親や区民一般に対する啓発 子どもに関わる職員の早期発見・対応力の向上 発達の遅れや障害のある子どもに対する個別支援対策の充実 児童館における子ども家庭支援センター機能の展開	発達の遅れや障害のある子どもに対する個別支援の強化 4つの地域に(仮称)地域子ども家庭支援センターを設置(南中野、仲町、丸山、鷺宮の各児童館を活用)	(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(仲町小跡)	(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(沼袋小跡、中野富士見中跡ほか)

さまざまなサービスで支えられる子育て支援の推進

(1) 目標とする姿

子育て家庭は、子どもの状況や家庭の事情に応じた子育て支援サービスを利用して、不安を抱くことなく子どもを育てています。

多様で柔軟な保育サービスが用意され、保護者は安心して希望するサービスを利用し、心にゆとりをもって育児をしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
必要なときに子どもを預けることができた保護者の割合	適切な子育てサービスが提供されていることを示すため。	65.3% (17年度)	70%	100%

保育所の待機児率	待機児童の減少は、保育ニーズに対応できていることを示すため。	0.88% (17年度)	0%	0%
----------	--------------------------------	-----------------	----	----

(3) おもな取り組み

健やかな成長を支援するしくみづくり

(担当:子ども家庭部 出産・育児支援分野ほか)

(仮称)地域子ども家庭支援センターは、乳幼児健康診査や新産婦・新生児訪問を通じて、担当する地域の子どもたちの生まれた時からの成育状況を把握し、関係機関と連携した適切な相談や支援が行われるしくみをつくり、子どもの健やかな成長の総合的な支援の強化を図ります。

多様な子育てサービスの推進

(担当:子ども家庭部 子育て支援分野ほか)

子育て家庭が必要なときに子どもを預けることができ、安心して日常生活を営むことができるよう、子どもショートステイや一時保育事業、病後児保育、休日保育、年末保育等のサービスを拡充します。

子育ての不安や疲れを軽減するため、育児支援ヘルパーの派遣や相談体制を強化します。

また、地域の乳幼児親子への相談・支援、交流の場を(仮称)地域子ども家庭支援センターが中心となって、地域の施設等を活用しながら展開していくとともに、保育所等においても乳幼児親子を対象とした事業を行い、支援を充実していきます。

ひとり親等への養育・就労支援を拡充するため、母子生活支援施設を建て替え、母子緊急一時保護や子育て相談、子どもショートステイ事業の強化を図ります。

子どもの育成に係る諸手当や、乳幼児や子どもの医療費助成制度など、出産や子どもの医療に要する経費の助成を行い、子育ての経済的負担の軽減を図ります。

多様な保育サービスの拡充

(担当:子ども家庭部 保育サービス分野)

区立保育所を民営化しながら建て替えるとともに、私立保育所についても改築支援を行い、快適で安全な保育環境を整備します。また、民営化や指定管理者制度の活用を通して多様な保育サービスの拡充を図るとともに、地域の乳幼児親子が利用できる施設としていきます。

さらに、需要の高い保育所を中心に定員の見直しや弾力化を進め、預け入れ児童数を増やすとともに、認証保育所の新規開設を支援することによって、待機児童の解消を図ります。家庭福祉員など保護者のニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。

さまざまなサービスで支えられる子育て支援の推進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<p>地域の子どもの一人ひとりに応じた充実した支援の検討 育児支援ヘルパーの派遣 リフレッシュを理由とする一時保育の実施 ショートステイ等の子育てサービスの拡充 病後児保育・休日保育・年末保育等の拡充 ひとり親等への養育・就労支援の強化</p> <p>区立保育所の民営化(あけぼの、大和北) 区立保育所の指定管理制度の活用(打越、西鷺宮)</p> <p>児童館における子ども家庭支援センター機能の展開</p>	<p>地域の子どもの一人ひとりに応じた充実した支援の実施</p> <p>民間保育所の新設(東中野5-17の用地)と区立保育所の廃園(東中野、住吉)</p> <p>4つの地域に(仮称)地域子ども家庭支援センターを設置(南中野、仲町、丸山、鷺宮の各児童館を活用)</p>	<p>母子生活支援施設の建て替え(中央5-32の用地) 区立保育所の民営化(新井、桃が丘=建て替え)</p> <p>認証保育所新規開設支援(東中野保育園跡) (仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(仲町小跡)</p>	<p>民間保育所の新設(江古田児童館跡、野方児童館跡)と区立保育所の廃園(南江古田、野方) 区立保育所の民営化(沼袋西=建て替え)</p> <p>(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(沼袋小跡、中野富士見中跡ほか)</p>

質の高い幼児教育・保育の実施

(1) 目標とする姿

公立と私立、幼稚園・保育所の区別なく、すべての子どもが幼児期に適切な教育・保育を受けています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
保育サービスに対する満足度	保育サービスの質に対する評価を示すため。	88% (17年度)	95%	100%

(3) おもな取り組み

(仮称)子育て・幼児教育センターの設置

(担当：子ども家庭部 保育サービス分野、教育委員会事務局 教育経営分野)

中野区における子どもたちの置かれている現状や課題、子どもに関する施策や施設のあり方等を調査・研究し、区全体の幼児教育・保育の充実を図る体制を整備します。

乳幼児のための多様な保育や教育機会の充実

(担当：子ども家庭部 保育サービス分野、教育委員会事務局 教育経営分野)

保育所や幼稚園など、乳幼児のための施設は、どの子どもにも必要に応じて質の高いサービスが同じように提供できるようにします。

私立幼稚園における預かり保育の拡大とサービスの向上を図るとともに、幼稚園と保育所のサービスと負担の均衡を図ります。

区立幼稚園は、幼稚園の就園需要等に対応するため順次4園を開設しましたが、幼児人口の減少などにより、区全体を見ると就園需要は満たされた状態にあります。区としては、公立・私立、幼稚園・保育所を問わず、幼児教育全体の質の向上を図っていきます。

この考え方方に立って、区立幼稚園2園を、保護者の就労の有無等に関わらず、多様なニーズに応じた幼児教育・保育の機会の提供、子育て家庭への相談支援、乳幼児親子の交流の場の提供などを行う幼児総合施設へと、民間活力を活用して転換していきます。

質の高い幼児教育・保育の実施 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
幼児教育・保育推進のためのしくみの検討 私立幼稚園の預かり保育の拡充 区立幼稚園2園(やよい、みずのとう)の幼児総合施設への転換に向けた検討・準備	(仮称)子育て・幼児教育センターの開設 幼児教育・保育推進プログラムの実施 区立幼稚園2園(やよい、みずのとう)の幼児総合施設への転換に向けた移行準備・実施	民営の幼児総合施設への転換(やよい、みずのとう)	推進 

領域 . 自立してともに成長する人づくり

- 2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち

1. 10年後のまちの姿

「子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち

だれもが差別されることなく、社会参加の機会が平等に保障される取り組みが進んでいます。

女性の社会参画が進み、男女が等しく力をあわせ家庭生活における責任を担う努力を重ねています。

障害者は、社会生活におけるあらゆる権利行使の機会を奪われることなく、地域社会の中で自己実現できるようになっています。

外国人は、地域社会を構成する一員として、地域の中でいきいきと暮らしています。学校では、自分をかけがえのない存在であると認識するとともに、生命や人権を尊重する教育が行われています。

障害のある子どもは、地域の子どもたちと交流しながら、自分の可能性をのばすことができる教育環境で、一人ひとりに応じた、きめ細かい教育を受けています。

学校では、子どもにとって適正な集団規模による教育が確保され、魅力ある授業が展開されて、子どもの基礎学力が向上しています。

地域と学校の協力によって、成長期の心の問題への対応や健全な生活環境づくり、多様で特色ある課外活動などが活発に行われています。

家庭と学校、地域が協力して、子どもの健康と体力が向上しています。

だれもが学びながら能力を開発する場や、継続的にスポーツを楽しむ場など、区民が学習する機会とその成果を生かす場が、地域の中に広がっています。

中野らしいさまざまな文化・芸術活動が区内各地で活発に展開され、区民一人ひとりが身近に参加し、鑑賞できるようになっています。

2. 現状と課題

まちの中や就労の場などで、障害者の自立促進や社会参加への障壁をなくしていくため、人権尊重の理念を意識した区政運営を進め、女性や外国人の社会参画を支援し、障害者が自分らしく生活送ることができるしくみを整える必要があります。

学校では、少子化の影響により、児童・生徒数が減少し、集団の良さを生かして教育を進めることができ困難な状況も生まれており、適正な学校規模の確保が求められています。また、障害のある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な支援を行うための、特別支援教育の推進も課題となっています。さらに、子どもの学習意欲を高め、個に応じた教育を充実するとと

もに、地域人材の活用による授業やクラブ活動等の活性化、低下傾向にある体力の向上を図ることも求められています。

だれもが生涯にわたって学習する機会や、区民が地域で気軽にスポーツを楽しめる場が十分ではありません。大学などと連携した生涯学習のしくみや、地域でスポーツ活動に参加できる場づくりが必要であるとともに、区民自身が主体的に文化芸術活動を行い、成果を地域で発表できる環境の整備も求められます。

3. 施策の方向

子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち	だれもが等しく社会参加ができるまちづくり
	障害のある子どもの教育の充実
	多様な教育を受けられ、生きる力を育む学校づくり
	地域に開かれ地域とともに子どもを育む学校づくり
	健やかな身体を育む学校づくり
	新しい自分や仲間と出会う学習・スポーツ活動の推進
	利用しやすい魅力ある図書館の運営

だれもが等しく社会参加ができるまちづくり

(1) 目標とする姿

性別にかかわりなく個性や能力を生かして暮らすことのできる男女共同参画社会が築かれています。男女の固定的な役割分業意識が解消され、父親も積極的に家事や育児を担っている家庭が実現しています。

すべての人が自分をかけがえのない存在であると認識し、自他の生命や人権を尊重する教育が推進され、区民一人ひとりの人権に対する意識が高まり、人権尊重の社会づくりが進んでいます。区民が人権侵害や人権に関する悩みを持ったときに、適切に相談できる体制が整っています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
性別による固定的な役割分業意識を持たない区民の割合	性別役割分業意識を持たない区民の割合が増加することは、男女平等意識が浸透していることを示すため。	70.1% (16年度)	80%	85%

学校は子どもに自他の生命を大切にする心を育てていると感じる保護者の割合	学校において、自他の生命や人権を尊重する教育が行なわれていることを示すため。	小学校 70.1% 中学校 59.3% (15年度)	小学校75% 中学校65%	小学校80% 中学校70%
-------------------------------------	--	--	------------------	------------------

(3) おもな取り組み

男女が対等に協力しあう社会の推進

(担当：子ども家庭部 男女平等分野)

男女平等や男女共同参画について、多様な広報媒体を通じてPRし、固定的な性別役割分業意識を解消する取り組みを進めます。近年被害が増加しているDV(ドメスティック・バイオレンス)の相談や支援を強化します。

女性会館を(仮称)男女共同参画センターとして、男女平等社会の形成に向けた取り組みを支援するための総合的な拠点施設としていきます。

人権教育の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野ほか)

子どもから大人まで、人権について正しい知識と態度を身につけられるよう、学校教育や社会教育のなかで人権教育を充実していきます。

人権啓発活動の推進

(担当：総務部 平和人権分野ほか)

家庭、学校、職場、地域社会など、身近なところからお互いの人権を尊重するための啓発活動・事業を推進します。

国際交流の推進【再掲】

(担当：総務部 総務分野ほか)

外国人が地域の中でいきいきと生活できるよう、日常生活に必要な情報を提供するとともに、区民レベルでの交流を促進します。また、学校における国際理解教育などを通じて、互いの文化や生活習慣の違いなどを理解し、ともに生活していく地域社会づくりを推進します。

だれもが等しく社会参加ができるまちづくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
(仮称)男女共同参画センターの開設 DV相談や支援の強化 DV被害者的人権保障、権利擁護のための支援の実施 男女平等の取り組みの推進 事業者や地域への働きかけの推進 人権教育や人権啓発活動の推進	推進 	推進 	推進

障害のある子どもの教育の充実

(1) 目標とする姿

障害のある子ども一人ひとりが適切な教育を受けることができる場と機会が身近に用意されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
就学指導での判断と保護者の意向が一致した率	障害に応じた適切な学習機会の場が提供されていることを示すため。	76% (15年度)	80%	90%

(3) おもな取り組み

障害のある子どもの教育の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

特別な教育的支援が必要な子どもに対する教育環境を充実させ、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな教育を行い、個々の可能性を伸ばしていくとともに、障害のある子もない子も互いに交流できる機会を充実させるなど、特別支援教育の推進を図ります。

発達の遅れや障害のある子どもへの支援の充実【再掲】

(担当: 子ども家庭部 子ども健康分野、出産・育児支援分野ほか)

(仮称)地域子ども家庭支援センターは、保育、療育、保健、教育、福祉等の関係機関のサービスを調整しながら、それぞれの子どもにあった個別支援計画を作成します。この支援計画に基づいたサービスを関係機関がそれぞれ提供していくことで、発達の遅れや障害のある子どもが、地域で一貫した療育支援を受けられるようにします。

また、子どもの発達の遅れや障害の早期発見・早期対応を図るため、保育、療育、保健、教育、福祉等の関係機関での対応力の向上や保護者に対する啓発を推進していきます。

障害のある子どもの教育の充実 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
特別支援教育に向けた教員研修等の充実 推進モデル校による特別支援教育の推進 (小学校1校、中学校1校)	小・中学校全校での特別支援教育の推進 特別支援教育のための教室の整備 学校への巡回指導の実施 発達障害相談体制の整備	推進 	推進 

多様な教育を受けられ、生きる力を育む学校づくり

(1) 目標とする姿

一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな個々の可能性を伸ばす教育が行われています。

子どもたちが地域社会や国際社会の中で貢献できる人として成長できるよう、社会性や規範意識、コミュニケーション能力を身につける教育が推進されています。

学ぶ楽しさを味わえる授業、理解しやすい授業により、子どもの学習意欲と学力が向上しています。

みずから学ぶ意欲や判断力、豊かな人間関係をつくる力など、生きていくための基礎となる力を育んでいます。

集団教育の良さを生かせる適正な規模の学校に通う児童・生徒の割合が増えています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
児童・生徒の学力調査結果 <small>学力調査項目のうち、7割以上が目標値を達成した項目の割合</small>	子どもたちの学力の状況を示すため。	51.2% (16年度)	55%	60%
「話す、聞く、書く、読む力」すべてについて、自分は「できる」または「まあまあできる」と答えた子どもの割合	コミュニケーションの基礎となる力が子どもに定着しているかどうかを示すため。	45.6% (16年度)	55%	60%
子どものよさをのばす教育がなされていると感じる保護者の割合	区立学校の教育内容への評価を示すため。	小学校63.5% 中学校43.4% (15年度)	小学校67% 中学校47%	小学校70% 中学校50%

(3) おもな取り組み

豊かな人間関係と基礎学力を身につける教育の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野ほか)

子どもたちが豊かな人間関係を育むコミュニケーション能力を高めていくことができるよう、聞く力、話す力、読む力、書く力などを培う取り組みを推進し、伝え合う力の育成を図ります。

勤労体験、ボランティア体験など、人とのかかわりの中で協力することの楽しさや、社会の中で自分が役立つ喜びを味わうことのできる体験的な学習を充実します。

児童・生徒の身近にパソコンを設置し、教材など授業に必要な情報を即時に入手・共有できる環境を整えるとともに、子どもたちに、氾濫する情報を的確に判断する力や情報モラルを身につけさせます。

少人数指導の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

子どもたちに確かな学力を身につけさせるため、少人数指導や習熟度別指導など、一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を行います。

教員の人材育成および確保

(担当: 教育委員会事務局 学校教育分野)

高い指導力と技能を持った教員を認定講師として認定し、教員の授業力の向上につなげます。教員養成系等の大学生を学校スタッフとして活用し、優秀な人材の確保を図ります。

学校に適応できない子どもたちへの支援

(担当: 教育委員会事務局 学校教育分野)

学校に適応できない子どもたちの状況にあわせて、学校における支援のほか適応指導教室での活動やカウンセリング、地域活動などへの参加・参画を通じて、自己の目標や社会とのかかわりが持てるように支援します。

学校間の連携による一貫教育の推進

(担当: 教育委員会事務局 教育経営分野、学校教育分野)

系統的・継続的に柔軟な教育課程の工夫などにより連携型のカリキュラムを研究・開発し、確かな学力を身につけながらゆとりある学校生活が送れるように、連携型一貫教育を推進します。

区立学校の再編整備

(担当: 教育委員会事務局 教育経営分野)

適正な学校規模による集団教育の良さを生かした、充実した学校教育を実現するため、区立小中学校再編計画による学校再編を進めます。

多様な教育を受けられ、生きる力を育む学校づくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
聞く、話す、読む、書く力を高める教育の推進 勤労体験、ボランティア体験の充実 少人数指導や習熟度別指導の推進 教育マイスター制度の導入 連携型の小・中一貫カリキュラムの検討 (仮称)学校統合委員会の設置による学校再編の準備	聞く、話す、読む、書く力を高める教育の定着と拡充 少人数指導や習熟度別指導の充実 教育マイスター制度の拡充 連携型の小・中一貫カリキュラムの研究・開発、研究推進校による実践(1中学校区) 統合新校の開設(桃園第三小と仲町小と桃丘小で1校、第六中と第十一中で1校)	連携型の小・中一貫カリキュラムの研究推進校の拡大、推進 統合新校の開設(中野昭和小と東中野小で1校、第一中と中野富士見中で1校)	校舎の増改築を伴う 統合新校の開設(野方小と丸山小と沼袋小で2校、第九中と中央中で1校)

地域に開かれ地域とともに子どもを育む学校づくり

(1) 目標とする姿

地域と学校の連携・協力のもと、課題解決に向けた取り組みや、特色ある教育活動が展開されています。

地域体験などを通じて、子どもが地域の中で地域から学ぶ機会が増えています。

地域住民が学校活動に参加することにより、学校の安全性が高まっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
学校は、地域・保護者と連携して子どもを教育していると感じる保護者の割合	地域の人々と協力しながら多様で特色ある課外活動などが展開されていることを示すため。	小学校 68.2% 中学校 62.1% (15年度)	小学校 75%以上 中学校 70%以上	小学校 80%以上 中学校 80%以上

(3) おもな取り組み

地域に開かれ地域とともに子どもを育む学校づくり

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

学校の外部評価制度や学校評議員制度を活用し、保護者や地域住民の要望に応えた教育内容の実現をめざすとともに、職業調べや職業体験など、地域の中で学ぶ機会を充実します。

授業や部活動などで広く地域の人材を活用し、また、町会・自治会や子ども会の行事への参加など地域とのふれあいを通じて、子どもに地域の一員としての自覚や役割意識を育みます。

長期授業公開制度の創設

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

保護者や地域住民に一定期間授業に参加してもらい、学習内容や教師自身が地域の人たちに親しまれることにより、地域に開かれた学校づくりを推進します。

学校図書館の地域開放の推進【再掲】

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

区立小学校図書館は、就学前の子どもや保護者を主な対象として、乳幼児向けの図書や子育てに関する図書の充実を図り、施設条件を整え、地域に開放していきます。

地域・学校が連携した子ども育成の推進【再掲】

(担当: 子ども家庭部 子ども育成分野ほか)

地域の子育て環境整備のために、小学校を拠点に子どもたちが安心して安全にのびのびと交流し、自由な遊びや幅広い活動ができるよう、小学校施設を活用した子どもの遊び場を地域の大人や育成団体等の参加・協力を得て運営します。家庭や地域、学校との連携を図りながら地域の育成団体の支援や各種活動の連絡・調整を行っていきます。

地域に開かれ地域とともに子どもを育む学校づくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
学校の外部評価制度の見直し、拡充 職場体験学習の充実 長期授業公開制度の試行実施 小学校の校庭等を活用しての、学校や地域と連携した児童館事業の実施	外部評価制度の拡充 長期授業公開制度の全校実施 小学校施設を活用した遊び場機能等の展開(塔山児童館)	小学校施設を活用した遊び場機能等の展開(江古田児童館)	小学校施設を活用した遊び場機能等の展開(丸山児童館・野方児童館・大和児童館・上高田児童館)

健やかな身体を育む学校づくり

(1) 目標とする姿

子どもたちは、健康を損なう要因から心身を守ることの大切さを認識し、生涯にわたって自分の体を大切にする態度を身につけています。

学校生活や日常生活の中で、体を動かして遊んだりスポーツをする機会が増え、子どもの体力や運動能力が向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
子どもの50m走・ボール投げ平均記録	子どもたちの体力が向上しているのか、低下しているのかを示すため。	【50m走】 小5女子 = 9.68秒 中2男子 = 8.16秒 【ボール投げ】 小5男子 = 22.77m 中2女子 = 12.48m (16年度)	向上	向上

(3) おもな取り組み

子どもの体力づくりの推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

体力調査の結果を踏まえ、各学校が子どもたちの実態や学校の実情に即して、体育の授業の改善や体育的行事の工夫、運動クラブや部活動の充実など、日常的に体を動かす習慣づくりや運動方法の工夫などを盛り込んだ体力向上のためのプログラムを策定します。

各学校においてプログラムを実施することにより、体力に対する关心を高め、主体的・継続的に体力づくりに取り組む子どもたちを育成していきます。

子どもの健康づくりの推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

健康的な生活習慣を身につけ、生涯にわたり健康な生活を送ることのできる基礎を養えるよう、学校や家庭、関係機関等と連携しながら、健康教育や食育を推進していきます。

食育の推進では、栄養や食事の採り方、食品の品質や安全性についての正しい知識、情報に基づき、みずから判断し食生活を管理していく能力を子どもたちに身につけさせるよう指導します。

地域スポーツクラブの設立・支援【再掲】

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野)

子どもから高齢者まで区民のだれもが、身近な地域で、個人のレベルや体力に応じて多様な種目のスポーツを楽しみ、体力や健康づくり、交流の場となる地域スポーツクラブの設立を進めます。

健やかな身体を育む学校づくり 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
体力調査及び分析の実施、体力向上プログラムの検討 食の実態調査の調査・分析	体力向上プログラムの策定、学校ごとの体力向上プログラムに基づく取り組みの実施 各校の実態に即した食育の展開	推進 	推進 

新しい自分や仲間と出会う学習・スポーツ活動の推進

(1) 目標とする姿

区民のだれもが、地域の中で気軽に学習できる環境が整っています。

区民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、目的などに応じて、スポーツに親しむことができる環境が整っています。

多くの区民が、地域での学習やスポーツ活動を通じて地域の仲間と出会い、その活動が自主的な地域活動へと発展しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
この1年間に学習や趣味の活動を行った区民の割合	区民が学習する機会が地域に多様に用意されているかどうかを示すため。	39.7% (16年度)	43%	45%
週に1回以上スポーツをする区民の割合	地域で、だれもがスポーツを楽しめるようになっている状態を示すため。	28.2% (16年度)	35%	40%

(3) おもな取り組み

地域スポーツクラブの設立・支援

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野)

子どもから高齢者まで区民のだれもが、身近な地域で、個人のレベルや体力に応じて多様な種目のスポーツを楽しみ、体力や健康づくり、交流の場となる地域スポーツクラブの設立を進めます。また、学校再編により使わなくなった学校施設を活用し、地域スポーツクラブの拠点を整備します。

区民の学習活動支援の推進

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

区民に多彩な学習機会を提供するため、生涯学習に関する情報提供を行うとともに、大学、専門学校、民間企業、NPOなどと連携し、いつでも新しい学びができる機会や場を拡大していきます。

また、学習活動を通じて地域について学び、地域活動への参加につながるような人材の育成や学習活動を推進します。

新しい自分や仲間と出会う学習・スポーツ活動の推進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
地域スポーツクラブの枠組み検討 生涯学習情報提供の充実	地域スポーツクラブの設立準備委員会の立ち上げ	地域スポーツクラブの設立と活動拠点の整備(仲町小跡)	地域スポーツクラブの設立と活動拠点の整備(沼袋小跡ほか)

利用しやすい魅力ある図書館の運営

(1) 目標とする姿

図書・資料が利用しやすく収集保管された魅力ある図書館を活用し、区民が主体的に調査、研究、学習を行っています。

地域図書館と学校図書館の連携が進み、区民が身近な場で学習活動に取り組んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
図書館利用登録者(区民)数の割合	図書館サービスが充実し図書館の魅力が高まっていることを示すため。	22.4% (15年度)	25.0%	28.0%

(3) おもな取り組み

魅力ある図書館の整備

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野)

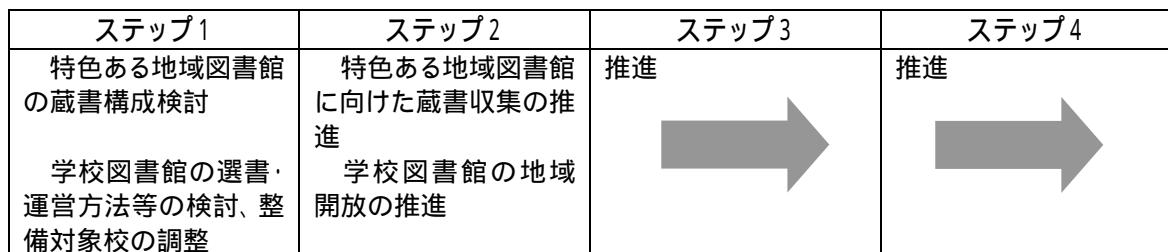
基本的な図書サービスのほか、地域館ごとに特色のある蔵書収集を行い、区全体の蔵書構成の充実を図ります。

学校図書館の地域開放の推進

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

区立小学校図書館は、就学前の子どもや保護者を主な対象として、乳幼児向けの図書や子育てに関する図書の充実を図り、施設条件を整え、地域に開放していきます。

利用しやすい魅力ある図書館の運営 実現へのステップ



文化芸術のまちづくりの推進

(1) 目標とする姿

区民が身近な場で気軽に文化芸術活動を行い、成果を発表することをとおして生きがいや喜びを見出し、中野のまちの活力が高まっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
現在、主に行っている、または行ってみたい学習や趣味として「文化芸術的なもの」を選択した区民の割合	区民が文化芸術活動に取り組んでいることを示すため。	38.5% (16年度)	43%	45%
中野区に、全国に知られるような文化芸術活動があると思っている区民の割合	中野のまちで特色ある文化芸術活動が創造・発信され、認知されているかどうかを示すため。	未測定	30%	50%

(3) おもな取り組み

文化芸術活動の支援

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

文化芸術活動の拠点となるような場の整備や、活動の成果を発表できる機会を設けるなど、区民が主体的に行う文化芸術活動に対して支援を行います。

また、文化芸術活動により活気のあるまちがつくられ、中野のまち全体の文化芸術に対する機運が高まり、中野らしい文化芸術が創造・発信されるような、また、新しい産業への刺激となるような取り組みを進めます。

若手芸術家が育ち活動しやすい環境や機会の提供

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

若手の芸術家・芸能人が広く世に出て活躍できるよう、稽古などに使える環境を整備・提供するとともに、活動の成果を発表し発信できる機会を設けます。

文化芸術のまちづくりの推進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
文化芸術振興プログラムの策定	中野らしい文化芸術の発信のためのしきけづくり 文化芸術活動の拠点の検討	中野らしい文化芸術の発信 若手芸術家等が創作活動や稽古などで自由に使える場や環境の整備(桃丘小跡)	文化芸術活動と産業・教育・福祉などと結びついたまちづくりの展開

領域 . 支えあい安心して暮らせるまち

- 1 人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち

1. 10年後のまちの姿

「人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 1 人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち

区民一人ひとりが、健康の大切さを自覚し、健康づくりの場や身近な医療を活用しながら、心身の健康や機能の維持、体力の向上に努めています。

高齢者が、体力づくりや食生活の改善など、自分にあった努力を行うことで、心身機能の低下の予防が進んでいます。

高齢者や障害者が、就労や地域活動を通じて社会に参加し、さまざまな交流や活動にかかわることで、いきいきと暮らしています。

障害者や介護を必要とする人が、多様なサービスの中から、自分にあったものを選択して利用し、地域で自立して生活しています。

2. 現状と課題

中野区の高齢者人口は約56,000人で、要介護高齢者の数は約10,000人と介護保険制度発足当初の平成12年4月に比べ1.95倍の高い伸び率となっています。今後、さらに高齢化は進み、とりわけ75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれています。介護保険の給付費は毎年大幅な伸びとなっており、このままでは制度運営そのものが困難になることも懸念されます。

こうした状況で、健康づくりを含めた介護予防の取り組みが急務になっています。健康づくりのためにスポーツや趣味に取り組む高齢者が多くいる一方で、まったく運動習慣のない人や栄養が偏りがちなひとり暮らし高齢者などの存在も見逃せません。生活習慣病の成人も多いのですが、「かかりつけ医」を持つ区民の割合は、年齢が下がるにつれて低くなる傾向があり、若いうちからの生活習慣の改善が課題となっています。

区民だれもが「健康な65歳」、「活動的な85歳」をめざして、自分の健康は自分で守るという意識を持つとともに、医師会等関係機関や地域の自主的な活動団体などとの連携強化、健康に関する情報の適切な提供などにより健康な区民を増やしていく必要があります。また、介護保険制度の見直しも踏まえ、高齢者が要介護状態になることを予防するため、低栄養の予防指導や筋力向上トレーニングなど、身近な場で、自分にあった健康づくりが行える体制の整備にも積極的に取り組む必要があります。

道路や施設の段差などが徐々に改善され、まちに出かける障害者の姿も増えてきました。しかしながら、移動手段が十分に確保されていない、情報伝達手段が限られているなど、高齢者や障害者の社会参加にはまだ多くの課題があります。高齢者がその能力を最大限に發揮し、

豊富な知識・経験を生かして地域活動に貢献できるしくみや、障害者が地域の一員として社会参加ができる環境やサービス選択の多様性などの環境整備も求められます。

高齢者や障害者がいきいきとした地域生活を続けていくためは、就労機会の拡大も大切な課題です。高齢者や障害者が安心して働きつづけられるよう、区民や事業主の理解と協力を得て、就労環境を整えていく必要があります。

3. 施策の方向

人々が 自分の健康や 暮らしを守る ために 努力している まち	健康自己管理習慣の普及支援 健康づくりを支える環境の整備 健康寿命を延ばす介護予防の推進 障害者の社会参加の促進 障害者の就労機会の拡大 高齢者の就労・社会貢献の支援
--	--

健康自己管理習慣の普及支援

(1) 目標とする姿

「自分の健康は自分で守る」という意識のもとに、区民一人ひとりの健康への関心が高まり、自覺的な健康の維持向上の取り組みが、継続して行われています。

健康に関する適切な情報を充分に得ることができ、また、区民健診など、みずから健康状態を適宜把握し、疾病の早期発見・早期対策につなぐことができるとともに、生活習慣を見直すきっかけづくりや身体活動を通じた健康づくりのための環境が用意されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
最近1年間に健康診断を受診した人の割合	健康診断を受診した人が増えることは、自己の健康状態を確認するとともに、疾病を早期発見し、早期治療につながるため。	72.5% (17年度)	76.5%	80%
健康診断の結果、生活習慣の見直しをした人の割合	健康の自己管理が行われていることを示すため。	25.1% (17年度)	27.5%	30%

(3) おもな取り組み

健康な生活習慣の確立支援

(担当：保健福祉部 健康づくり分野)

区民健診の結果や健康への取り組みなどの健康情報をICカードに記録することによって、自分の健康状態と改善の方向を把握とともに、データを共有することで保健・福祉・医療が連携した支援の体制を整えます。

各年代に応じた健診内容や精度の向上など、区民健診を充実し、生活習慣病などの早期発見、早期治療につなげていきます。また、ICカードの活用などにより、年代や性別による固有データなども取り入れた健診結果の活用や情報提供を進めます。

医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携により、生活習慣病の危険性の高い区民に生活習慣を改善する機会を提供し、栄養指導など、健診後の相談体制と個別指導を充実して、区民の健康な生活習慣の確立を支援します。

身体活動を通じた健康づくり

(担当：保健福祉部 健康づくり分野ほか)

区民が身近な場所で気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりのための器具を配置した健康公園や地域スポーツクラブなど身体活動のための場を整備します。また、健康づくりのためのネットワークと人材の確保、スポーツクラブの活用、だれでも気軽に取り組める多様な運動メニューなどの情報提供を進め、区民一人ひとりが楽しく、無理なく、継続的に体を動かすことができるための環境整備を行い、区民全体の健康づくり運動の輪を広げていきます。

健康自己管理習慣の普及支援 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	
<p>健診結果に基づく相談、栄養・運動指導と生活習慣改善事業の推進 各世代にわたる総合的健康づくりプログラムの検討</p>	<p>健診結果に基づく相談、栄養・運動指導と生活習慣改善事業の充実 総合的健康づくりプログラムの策定 健康公園の整備</p>	<p>健康自己管理システム稼動、運用 健康自己管理システムと連動した相談・指導体制の構築</p>	<p>総合的健康づくりプログラムの実施 地域スポーツクラブの設立と活動拠点の整備(仲町小跡)</p>	<p>地域スポーツクラブの設立と活動拠点整備(沼袋小跡ほか)</p>

健康づくりを支える環境の整備

(1) 目標とする姿

関係機関や地域の団体等の連携により、地域全体で健康課題に取り組むしきみが整っています。また、医療機関相互の連携のもとに、区民が健康で安心して暮らせるための医療をめざし、休日を含めた各種医療サービスが必要なときに、適切に提供される地域医療体制の整備が進められています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
かかりつけ医を持ついる区民の割合	区民が地域で安心して生活を送るための地域医療体制の整備状況を示すため。	71.8% (15年度)	74%	80%

(3) おもな取り組み

身近な医療の充実

(担当：保健福祉部 健康づくり分野)

だれもが気軽に受診・相談できる「かかりつけ医」機能の充実、警察病院の開設を契機とした専門医療機関と個別医療機関の連携の推進、ICカード等を活用したネットワークシステム、休日の診療体制の確保など、身近な地域で安心して医療が受けられる地域医療体制を整備します。

地域で連携して進める健康づくりの支援

(担当：保健福祉部 健康づくり分野)

地域の関係機関・団体等が連携して健康課題に取り組むネットワークづくりを推進します。受動喫煙防止・禁煙推進などの個別課題についても、関係団体等への働きかけなどによりマイナスの影響を低減する取り組みを進めます。

また、要望に応じて専門職を派遣し、知識の普及啓発や情報提供を行うなど、区民の自主グループ活動を支援します。

食環境の整備

(担当：保健福祉部 保健予防分野)

区民が適切な食事をみずからの判断で採ることができるよう、栄養表示に関する食品販売業者への助言・指導や、メニュー等に栄養成分表示などを行う健康づくり協力店の拡大などを通じて、食品や栄養に関する適切な情報提供を行います。また、多人数の食事を提供する特定給食施設に対して、栄養改善や栄養士の資質の向上などを図る指導を進めま

す。

生涯にわたる健康な生活の基本となる生活習慣を確立するための食育や健康教育を、学校や家庭、関係機関等と連携して推進します。

健康づくりを支える環境の整備 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
医療連携のための新たな推進会議の設置 学校・家庭・関係機関と連携した食育・健康教育の推進	健康自己管理システムの医療機関との連携を検討	医療連携ネットワークづくりの推進	推進 

健康寿命を延ばす介護予防の推進

(1) 目標とする姿

要介護状態の要因となる認知症の早期発見や転倒による骨折の予防、低栄養状態の予防指導や各種相談援助など、生活機能の維持・向上に関する多様な取り組みが用意され、高齢者の健康寿命(要介護にならずに自立して過ごせる年数)が伸び、「活動的な85歳」が多くなっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
65歳から74歳までの前期高齢者の要介護・要支援認定率 前期高齢者(65歳から74歳まで)の区民が、「要支援・要介護」状態になる率	心身の健康や機能の維持に努め、介護が必要な状態にならずに過ごせているかどうかを示すため。	5.1% (15年度)	4.9%	4.7%
65歳の健康寿命 65歳の健康余命。要介護・要支援になるまでの年数	健康寿命が増加することは、自分らしくいきいきと元気で暮らすことを示すため。	男 15.3 年 女 17.2 年 (15年度)	男 15.8 年 女 18.4 年	男 16.4 年 女 19.4 年

(3) おもな取り組み

介護予防健診（高齢者の健診）の実施

（担当：保健福祉部 健康づくり分野）

高齢による身体機能の衰え、転倒、低栄養などの危険性について、いち早く発見するため、介護予防の健診を実施します。また、その結果をもとにその人にあった介護予防のプログラムを作成し、介護予防事業への積極的な参加を促していきます。健診にあわせて、自覚を促すための自己チェックシートの利用や適切な運動プログラムを選定するための体力測定等を行い、介護予防の医学的なチェックを組み合わせて活用します。

介護予防事業の推進

（担当：保健福祉部 健康づくり分野、地域保健福祉分野）

高齢者がいつまでも地域で健康で元気に過ごせるよう、体操や筋力向上マシン・トレーニングなどにより、転倒予防など身体機能の維持を図ります。また、低栄養予防、口腔機能向上、閉じこもり予防、認知症予防等の事業も進めながら、機能の維持を図ります。

高齢者健康づくり事業の推進

（担当：保健福祉部 健康づくり分野、高齢福祉分野）

高齢者が地域の中で、さまざまな交流や趣味の活動などを通して、生きがいを感じ、また、散歩や簡単な体操が可能な場を用意するなど、積極的に健康づくりに取り組むことができる環境の整備を行います。

高齢者会館の機能充実

（担当：保健福祉部 健康づくり分野）

高齢者会館は、いこいや地域活動の場のほか、健康づくりや介護予防事業の身近な地域拠点としての機能を充実させるとともに、保健福祉センターと連携し、地域ケアネットワークの一環を担う役割を果たしていきます。また、地域のコミュニティの中で健康づくりの輪が広がっていくように地域の保健福祉団体やNPOなどの民間の力を活用し、利便性を高めた運営を行っていきます。

健康寿命を延ばす介護予防の推進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
高齢者健康づくり事業の推進 介護予防健診の実施検討 介護予防事業の構築 高齢者会館機能の見直し及び充実	高齢者健康づくりのための環境整備 介護予防健診の実施 介護予防事業の推進・検証	介護予防事業の再構築 高齢者会館の施設整備(宮園高齢者会館移転)	高齢者会館の整備 (本一高齢者会館移転、(仮称)鍋横高齢者会館新設)

障害者の社会参加の促進

(1) 目標とする姿

障害者が、ガイドヘルパーによる行動支援や手話通訳などのコミュニケーション手段の保障などにより、さまざまに用意された社会参加の機会の中からみずからの選択によって多様な活動を行っています。また、中野区全体に、だれにとっても、わかりやすく、選びやすく、参加しやすい、ユニバーサルデザインが普及しています。施設の段差解消や移動交通手段が整備されるなど、福祉のまちづくりが進んでいます。

区の施策や事業の執行の過程にも、障害者の視点が反映し、区政への参画が進んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
ほとんど毎日外出する障害者の割合(外出頻度)	意識面や物理的な面も含め、外出頻度の割合が高いほど、障害者の社会参加がなされていることを示すため。	37% (17年度)	47%	60%

(3) おもな取り組み

障害者の社会参加の促進支援

(担当：保健福祉部 保健福祉分野、障害福祉分野ほか)

障害のある人もない人も同じように日常生活を送ることができるように、ガイドヘルパーによる行動支援や手話通訳などのコミュニケーション手段の保障などによって社会参加を支援するとともに、障害者の権利を保障するための環境整備を進めています。また、区政運営や区政への参加についても、障害者の視点・発想から行われているかどうか、総合的に見

直しを進めます。

ユニバーサルデザインのまちづくり推進【再掲】

(担当:区長室 政策計画分野ほか)

日常生活のあらゆる場面で障害者をはじめ、高齢者や子ども、妊婦など、だれもがやさしく、快適に利用できるよう、施設や製品の設計に配慮が行き届いているユニバーサルデザインを推進します。このため、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めるとともに、絵文字(ピクトグラム)によるわかりやすい交通案内表示や店舗の案内表示など条件整備を進めています。

駅周辺道路などのバリアフリー整備【再掲】

(担当:都市整備部 都市計画分野、公園・道路分野)

公共交通機関を、だれもが利用しやすいように道路や駅舎などの環境を整えていきます。

区有施設のバリアフリー対策の推進【再掲】

(担当:総務部 営繕分野)

だれもが安全で快適に利用できるよう、計画的に施設の保全やバリアフリー化を進めます。

地域交通の整備【再掲】

(担当:都市整備部 土木分野ほか)

高齢者・障害者など一人での移動が制約される人たちが、気軽に利用でき、目的地にスムーズに移動できるような新しい交通のしくみについて導入をめざします。

障害者の社会参加の促進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
ユニバーサルデザインのまちづくり推進のための指針等の検討 駅周辺での道路の段差解消などの整備 区有施設のバリアフリー化推進	ユニバーサルデザインのまちづくり推進のための指針・体制づくり 区の施策や事業のユニバーサルデザイン化の取り組み	推進 	推進 

障害者の就労機会の拡大

(1) 目標とする姿

障害者が身近な地域でいきいきと暮らし続けられるよう、区民や事業主などの理解が進むとともに、みずからの可能性を追求し、その能力や適性・技術などを生かして民間企業への就労や起業ができ、安心して働けるようになっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
年金・手当以外に給料など就労による定期的な収入のある障害者の割合	障害者の経済的自立を直接示すため。	30.7% (17年度)	33%	36%

(3) おもな取り組み

障害者の雇用促進

(担当:保健福祉部 障害福祉分野ほか)

区内企業などに対して、障害者の求人を発掘するとともに、就職を希望する障害者を募集し、求人企業と就職希望者のマッチングを進めています。また、IT技術の習得をはじめ、就職に必要なスキルを身につけるための支援を行います。あわせて、起業をめざす障害者に対する支援や、企業が場所を提供して障害者の通所授産を行う企業内通所授産事業の推進も行っています。

障害者授産施設等からの物品等の調達

(担当:総務部 財務分野ほか)

区における随意契約において、授産施設等への発注や調達を実施するなど、障害者雇用促進を図ります。

障害者の就労機会の拡大 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
障害者の雇用促進 就労支援者の養成 企業内通所授産事業検討 障害者の就労技術(IT)習得支援検討	企業内通所授産事業実施 障害者の就労技術(IT)習得支援実施	推進 	推進 

高齢者の就労・社会貢献の支援

(1) 目標とする姿

高齢者が自分の経験や能力を生かして、働いたり、地域活動やボランティアなどの社会貢献の活動を行うなど、いつまでも身近な地域でいきいきと暮らし続けています。

また、地域の中で、高齢者も気軽に参加できるコミュニティビジネスや地域通貨を通じた支えあいの輪が広がっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
町会・自治会やボランティアなど1年間に地域の活動に参加した高齢者の割合	高齢者の地域での活動への参加増を示すため。	33.8% (17年度)	40%	60%
前期高齢者(65~74歳)の就業率	高齢者が働く環境が整っていることを示しているため。	53.5% (12年度)	57%	60%

(3) おもな取り組み

就業支援の推進【再掲】

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

自己理解を深め、適性を客観的に確認し、就業意欲を高めるためのセミナーなどを実施するとともに、ハローワーク新宿や東京しごとセンターなどとの連携による就業相談を充実し、求職活動を支援します。

退職したシニア層や子育てを終えた女性などの活躍の場としても期待できるコミュニティビジネスへの支援を行うことで、地域内雇用の機会を創出していきます。

ワークシェアリングの普及・啓発【再掲】

(担当：子ども家庭部 男女平等分野ほか)

ワークシェアリングの普及・啓発に取り組み、だれもが仕事時間と生活時間のバランスをとりながら、地域活動に参加し地域貢献できる時間をとれるようにしていきます。とくに、退職後の団塊の世代の人々が、培ってきた豊かな社会経験等を生かして、地域の中で働き、地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

地域団体活動の支援【再掲】

(担当: 区民生活部 地域活動分野)

地域のコミュニティ形成、地域課題の解決のための話し合いなど、区民の多様な地域自治活動の拠点を設け、地域自治の推進を支えます。地域住民の意思にもとづいて運営されるしくみをつくります。

公益活動支援のための助成と拠点整備【再掲】

(担当: 区長室 政策計画分野ほか)

さまざまな区民団体の公益活動がさらに発展するよう、区民の寄付等を財源とする助成制度を創設するとともに、人材や団体の育成、関係情報の収集や発信などを行う(仮称)NPO活動センターを区立施設内に開設します。

地域通貨の導入支援【再掲】

(担当: 区長室 政策計画分野ほか)

地域ボランティアをはじめとする地域の支えあいの輪を築き、参加の裾野を広げるために地域通貨の導入を進めます。地域通貨は、助けを必要とする人の手伝いや環境配慮行動をしたときなどに通貨を受け取り、自分が助けを受けたときにその通貨を支払うしくみを基本とします。地域通貨の利便性や有効性を確保するためには、流通のしくみを確立する必要があり、関係団体と連携し、その取り組みを支援していきます。

高齢者の就労・社会貢献の支援 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
求職セミナーの実施 やハローワーク等との連携による求職活動の支援 ワークシェアリングの普及・啓発の促進 公益活動を支援する助成制度の創設と(仮称)NPO活動センターの開設 地域通貨の導入支援の検討	コミュニティビジネスの支援 公益活動を行うさまざまな団体との連携強化 地域通貨の導入支援	コミュニティビジネスの拡大による地域内雇用の創出	推進 

領域 . 支えあい安心して暮らせるまち

- 2 地域活動を中心に、ともに支えあうまち

1. 10年後のまちの姿

「地域活動を中心に、ともに支えあうまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 2 地域活動を中心に、ともに支えあうまち

高齢者や障害者を含め、多くの人々が、ときには担い手として、ときには受け手として、相互に地域での支えあいの活動を実践しています。

就労形態などが多様化して、人々の働き方や暮らし方が変化し、勤労層が地域で過ごす時間も増えています。

仕事や子育てを終えた人々は、豊富な経験と能力を生かしながら、多様な地域活動や自治の場に参加しています。

青少年が地域活動の一翼を担っており、支えあいの活動に多数の若者が参加しています。

2. 現状と課題

ひとり暮らしの高齢者は年々増加し、すでに8,000人を超えています。また、高齢者だけで構成されている世帯も約9,000世帯あります。施設や病院ではなく、在宅での生活支援を重視する流れの中にあって、地域で暮らす要介護高齢者や障害者も増加しています。こうした人々が地域で安心して生活するためには、福祉、保健、医療などの在宅生活を支えるサービスの充実はもちろんですが、町会・自治会など地縁団体の取り組み、地域ボランティアやNPOなどの活動、高齢者見守りネットワークなど、さまざまな担い手が互いに協力し、身近な地域での支えあいのしくみを構築していく必要があります。

退職後も元気に趣味のサークルや地域で活動する高齢者が多くいる一方で、地域活動のきっかけがつかめないなど、これまでの経験や能力を十分に発揮する機会のない人も多くいます。これから定年を迎える団塊の世代が、地域で力をいかに発揮してもらうかも課題です。自分の興味や関心にあわせて活動ができ、気軽に地域活動や自治活動に関われるようなしくみを多様に整備する必要があります。また、高齢者などが支援を受けるだけでなく、サービスの担い手として地域で活動できるしくみもつくる必要があります。

学校では、ボランティア活動を体験したり、地域での活動を紹介したりする機会を増やしていますが、継続的に活動の機会を持つ子どもは少ないので現状です。青少年が気軽に地域活動に参加できるしくみを、学校や地域住民、NPO、行政等が協力し構築していく必要があります。

3. 施策の方向

地域活動を中心には、ともに支えあうまち	支えあいの風土の醸成
	仕事・家庭・地域のバランスのとれた暮らし方

支えあいの風土の醸成

(1) 目標とする姿

町会・自治会の取り組みに加え、地域ボランティアやNPOなどさまざまな担い手が互いに協力し、身近な地域で支えあうしくみが構築され、高齢者や障害者を含め、多くの人々がときには担い手として、ときには受け手として、相互に支えあいの活動を展開しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
相談や助け合いなど親しい付き合いをしている人がいる割合	支えあいの成果を示すため。	17.2% (17年度)	18%	19%
保健福祉関係のNPO法人(主な事務所が区内)の新規立上げ件数	サービスの担い手の状況を示すため。	10件 (16年度)	15件	20件

(3) おもな取り組み

地域見守り支援ネットワークの推進

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野)

ひとり暮らしの高齢者などが地域で孤立することなく安心して生活を続けるよう、見守りや声かけ等を行う「元気でねっと」事業(高齢者見守り支援ネットワーク)を充実していきます。さらに、認知症の人や障害者への見守りとも連携させ、包括的な地域の見守りネットワークを推進していきます。

地域団体を中心とした身近な支えあいの推進

(担当：保健福祉部 保健福祉分野、地域保健福祉分野ほか)

要介護者や障害者などが地域の中で支えられ普通に生活していくことができるよう、区民や民間団体活動への支援を行っていきます。また、認知症の勉強会など介護予防に関する

自主活動への支援や、保健福祉関連のNPOの立ち上げやコミュニティビジネスへと発展させていく取り組みの支援などを行います。

地域の保健福祉活動の推進調整

(担当：保健福祉部 保健福祉分野、地域保健福祉分野ほか)

保健福祉活動の担い手として、また、ボランティア団体活動等への参加意欲をもつ人たちとサービスを必要としている人たちとの需給の結びつけや、他の関係機関等との連携などについて、地域包括支援センターを中心に調整を行い、地域の保健福祉ネットワークを構築していきます。

町会・自治会活動の推進【再掲】

(担当：区民生活部 地域活動分野)

町会・自治会の行う地域における支えあい活動について、活動を一層推進するとともに、区との連携・協働を強化していきます。

公益活動支援のための助成と拠点整備【再掲】

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

さまざまな区民団体の公益活動がさらに発展するよう、区民の寄付等を財源とする助成制度を創設するとともに、人材や団体の育成、関係情報の収集や発信などを行う(仮称)NPO活動センターを区立施設内に開設します。

地域通貨の導入支援【再掲】

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

地域ボランティアをはじめとする地域の支えあいの輪を築き、参加の裾野を広げるために地域通貨の導入を進めます。地域通貨は、助けを必要とする人の手伝いや環境配慮行動をしたときなどに通貨を受け取り、自分が助けを受けたときにその通貨を支払うしくみを基本とします。地域通貨の利便性や有効性を確保するためには、流通のしくみを確立する必要があり、関係団体と連携し、その取り組みを支援していきます。

個店・商店街の新生【再掲】

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

空き店舗の活用などによる保育や介護をはじめとしたコミュニティビジネスなどにも事業展開する、地域コミュニティの核として商店街を発展させていく取り組みを支援します。

支えあいの風土の醸成 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
保健福祉センター地域調整機能の充実 地域見守り支援ネットワークの拡充 公益活動を支援する助成制度の創設と(仮称)NPOセンターの開設 町会・自治会と区の協働による支えあい活動の推進 地域通貨の導入支援検討 地域包括支援センター設置(8か所)	公益活動を行うさまざまな団体との連携強化 関係機関、団体、住民による地域ケアネットワークの構築 コミュニティビジネスの支援 地域通貨の導入支援 商店街の空き店舗等を活用した保育や介護事業の誘導・支援	関係機関、団体、住民による地域ケアネットワークの活性化	包括的な地域見守りネットワークの発展

仕事・家庭・地域のバランスのとれた暮らし方

(1) 目標とする姿

ライフステージに応じた柔軟で多様な働き方が普及し、区民は、子育てや介護など、家庭生活や地域活動などを両立させ、バランスのとれた暮らしを実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
ワークシェアリングを進め る必要性を認める意見を持つ人の割合	個人のライフステージに応じた柔軟で多様な働き方を認める意見を持つ人が増えている証となるため。	49.5% (16年度)	60%	65%

(3) おもな取り組み

ワークシェアリングの普及・啓発

(担当: 子ども家庭部 男女平等分野ほか)

ワークシェアリングの普及・啓発に取り組み、だれもが仕事時間と生活時間のバランスをとりながら、地域活動に参加し地域貢献できる時間をとれるようにしていきます。とくに、退職後の団塊の世代の人々が、培ってきた豊かな社会経験等を生かして、地域の中で働き、地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

地域通貨の導入支援【再掲】

(担当: 区長室 政策計画分野ほか)

地域ボランティアをはじめとする地域の支えあいの輪を築き、地域活動の参加の裾野を広げるために、地域通貨の導入を進め、流通のしくみの確立などその取り組みを支援します。

仕事・家庭・地域のバランスのとれた暮らし方 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
ワークシェアリングの普及・啓発の促進 団塊世代の実態調査の実施 女性の子育て支援や就労支援の推進	ワークシェアリングに関する施策の検討	団塊世代が地域で活躍するための施策の定着化	推進 

領域 . 支えあい安心して暮らせるまち

- 3 安心した暮らしが保障されるまち

1. 10年後のまちの姿

「安心した暮らしが保障されるまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 3 安心した暮らしが保障されるまち

支援が必要な人に対し、安定した日常生活のための相談援助と、適切なサービスの組み合わせによって、計画的に自立や機能維持を図る体制が確保されています。感染症やさまざまな健康への脅威から、区民の健康を守る取り組みが進められています。

保健福祉・医療などのサービスがさまざまな担い手によって提供される市場が構築され、区はサービスの質の確保、利用者保護などの役割を行い、利用者が自身にあったサービスを主体的に選べる環境が整っています。

個人や地域の力を超えた、行政としての支えが必要な場面では、区が支援を用意して、暮らしを支えています。

2. 現状と課題

中野区では、保健福祉センター、在宅介護支援センター、障害者福祉会館、社会福祉会館内の障害者地域自立生活支援センターなどさまざまな機関により、支援が必要な人に対し、安定した日常生活のための相談援助と適切なサービス体制の整備に努めてきました。また、高齢者の介護サービスについては、介護保険制度が発足し、民間居宅介護支援事業所によるサポート体制ができ、ケアマネジメントによって適切にサービスが提供されるようになりました。

しかし、今回の介護保険制度の改正では、地域包括支援センターを中心とした相談と地域ケアマネジメントの支援体制の再構築を行い、また、新しい障害者自立支援制度ではケアマネジメントの制度化を行うなど、新たな課題も多く出てきています。

また、ストレスの多い現代社会の中で、何らかの心の病を抱えている人も増えています。

これらの状況を踏まえ、支援が必要な人が身近な地域で総合的な相談支援を受けられる体制の整備が急務になっています。

鳥インフルエンザや重症急性呼吸器症候群(SARS)など、新たな感染症や大規模な食中毒、重大な環境汚染に対応する健康危機管理が課題となっています。このため、関係機関等との連携を強化し、素早い情報収集と共有化、迅速な対応体制の確立を図り、区民の健康と安全を確保する必要があります。また、国民健康保険や老人保健医療、介護保険などの安定的な運営を図り、区民の健康を守っていくことも重要です。

今後、後期高齢者の伸びに伴い要介護高齢者や認知症高齢者も増加すると想定されます。認知症については、できるだけ住み慣れた自宅や地域で暮らすことを基本に、症状によっては十分なケアが行えるよう、体制の整備が必要です。

また、障害者については、在宅生活を続けるためのサービス供給が不十分です。

さまざまなサービスに、多様な担い手の参加を図りながら、身近な地域で安心して自立した生活を支えるための小規模多機能型の施設や、認知症高齢者、障害者のグループホームなどのサービス基盤の整備が必要となっています。

これらのサービスは、供給量の充実とともに質の確保がなされなければなりません。区としてサービス供給事業者に対し適切な指導、援助を行い、区民が適正なサービスを受け、安心して暮らしていくことができる権利が保護されるしくみを整備していく必要があります。

景気回復の遅れや高齢化の進行により生活保護受給世帯が増えています。生活の安定の保障とあわせて、自立していくための支援のしくみを整える必要があります。

3 . 施策の方向

安心した 暮らしが 保障される まち	権利擁護と地域ケアの連携体制の確立
	心の健康支援
	健康不安のない暮らしの維持
	暮らしの衛生が守られるまちの推進
	安心して必要な医療が受けられる医療保険制度運営
	要介護認定者等の在宅生活を支える介護保険制度運営
	豊かで適正なサービス供給の促進
	生活の安定の保障と自立への取り組み支援

権利擁護と地域ケアの連携体制の確立

(1) 目標とする姿

障害者や高齢の要介護者など支援を必要とする区民も、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、相談や支援の地域ケアのしくみが、行政・民間、団体・個人など多様な主体の連携によって構築されています。

認知症や表面化しにくい虐待など、自身の権利をまもるために支援が必要な人やその家族など関係者に対しては、権利擁護のしくみが十分に用意されます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
保健・福祉の相談窓口が身近にあると感じている区民の割合	支援を必要とする区民にとって、利用しやすい環境が身近に整っている目安となるため。	14.1% (17年度)	16%	18%

(3) おもな取り組み

保健福祉の地域での連携体制の確立

(担当：保健福祉部 保健福祉分野ほか)

支援を必要とする高齢者や障害者の身近な相談・支援をはじめ、関係専門機関や区民の自主活動等も含む保健福祉のネットワークの構築など、包括的な地域ケア体制を確立します。

包括的な地域ケア体制は、介護予防マネジメントや虐待防止・権利擁護事業、高齢者や家族への総合相談・支援などを担うため新たに8か所配置する地域包括支援センターと連携して、当面、保健福祉センターが中核的な機能を担っていきます。

これらの機能に加え、地域の自主活動支援や民間事業者等によるさまざまな保健福祉サービスの提供、子育て支援機能をあわせもった、(仮称)総合公共サービスセンターを区内に4か所整備します。

認知症高齢者対策の充実

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野、高齢福祉分野)

若年発症も含め、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の特性を踏まえた総合的な対策を充実します。区民への理解促進のための情報提供や、予防から早期発見・早期治療、地域や身近な人たちによる見守りなどの日常的なケアなどの取り組みを、関係機関と地域住民、家族等が連携して進めます。

あわせて、家族に対する認知症の正しい理解の促進や、介護ストレス解消のための相談やレスパイト(休息)サービスなどにより、介護家族等への支援を強めます。

高齢者等への虐待防止対策

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野)

介護家族への支援の充実などを通じて、高齢者や障害者に対する虐待の防止を進めます。早期発見、早期対応ができるよう、常設の相談・対応窓口を設け、見守りネットワークなど地域住民の取り組みへの支援、高齢者緊急一時宿泊事業の充実などを行うとともに、保健・福祉、医療などの地域の関係機関との連携体制を強化します。

権利擁護の推進

(担当: 保健福祉部 保健福祉分野)

高齢者などに対する保健福祉サービスについて、わかりやすい情報提供や利用相談を進め、サービス利用に伴う事業者等への苦情の調整などを行います。また、自己の財産の管理が困難な高齢者に対しては、日常的な金銭管理や権利書等の書類保管、各種サービスの手続代行を支援し、安心して在宅生活を送ることができる体制を整備します。とくに、成年後見制度の利用を促進するため、後見人のサポートや法人後見を推進します。

高齢者が安定した地域生活を送るための支援

(担当: 保健福祉部 高齢福祉分野)

介護や何らかの支援が必要な高齢者が、自立した生活を続けていくことができるよう効果的な住宅改修支援事業や見守り・緊急通報システム、高齢者緊急一時宿泊事業の充実など、多様な保健福祉サービスを提供していきます。

通所施設でのレスパイト・ケア事業支援

(担当: 保健福祉部 障害福祉分野)

介護者が一時的に介護から離れ休養をとる間、代わって介護を担うレスパイト・ケア事業が身近な民間通所施設で安心して気軽に利用できるよう、必要な支援を行います。

権利擁護と地域ケアの連携体制の確立 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
保健福祉センター地域調整機能の充実 地域包括支援センターの開設(8か所) 虐待防止の相談・対応 見守り・緊急通報システムの開始	地域ケア体制の充実 成年後見制度の利用を促進するための法人後見の推進 見守り・緊急通報システムの見直し・改善	(仮称)総合公共サービスセンターの設置 (地域包括支援センター等を移転・整備)(仲町小跡)	(仮称)総合公共サービスセンターの設置 (地域包括支援センター等を移転・整備)(沼袋小跡、中野富士見中跡ほか)

心の健康支援

(1) 目標とする姿

精神障害者が地域で生活し、社会参加するために、疾病の早期発見・治療のための相談体制や社会復帰訓練、生活支援のサービスが充実し、それらを総合的に提供するケア体制

が整備されています。

ストレスの多い現代社会の中でも、適切なストレスケアを行うことで、ストレスとうまく付き合いながら過ごしています。また、種々の依存症の方は、適切な相談支援体制の下、家族を含めて回復に向けた取り組みが進められています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
保健福祉センターでの社会復帰訓練等からの自立者数	自立者の増加は、精神障害者の支援の成果を示すため。	19人 (16年度)	25人	30人

(3) おもな取り組み

精神障害者の自立生活支援

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野、障害福祉分野)

住居の確保や就労支援、また、社会復帰訓練の機会の提供やケアマネジメントなどにより精神障害者の方が地域で自立した生活が可能となる支援体制を整えるとともに、関係団体などが行う事業を支援していきます。

心の健康支援

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野)

ストレスやうつについて、またアルコール依存症などについて、理解を深め、軽度な段階で気づき対処できるよう、普及啓発を進めます。

薬物乱用の撲滅

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野)

薬物に対する正しい知識の普及を行うとともに、身近な相談の場を設けて早期発見・早期治療に結びつけ、健康を回復できるように支援します。

心の健康支援 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
精神障害者の地域支援体制の整備(グループホーム等)検討 心の病についての理解促進と相談の推進	精神障害者の地域支援体制の整備	精神障害者地域支援体制の充実 精神障害者社会復帰センター移転(仲町小跡総合公共サービスセンター内)	推進 

健康不安のない暮らしの維持

(1) 目標とする姿

感染症や食中毒等による重大な健康被害等への予防や危機管理のしくみが整えられ、区民は安心して暮らしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
健康危機発生認知から初動調査完了までにかかった時間	健康危機に対して、迅速な対応を示すため。	36時間	24時間以内	24時間以内

(3) おもな取り組み

感染症等の予防対策の充実

(担当:保健福祉部 保健予防分野)

インフルエンザ・麻疹等の予防接種を推進し、感染症の発生予防を進めます。また、正確な感染症情報が的確に収集・分析・提供できる体制を整え、区民の不安に応えます。

健康危機管理対策の充実

(担当:保健福祉部 保健予防分野)

関係機関等との連携、健康危機管理マニュアルの整備、防護服等必要な物品の整備、図上訓練の実施により、感染症・食中毒等による重大な健康被害に迅速・的確に対応します。

危急時に的確に対応できる職員づくり【再掲】

(担当:総務部 人事分野)

全職員が救急救命の基礎的知識・技能を修得し、危急時の初期対応ができるようにします。

健康不安のない暮らしの維持 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
感染症発生動向調査の実施、疾病ごとの情報収集システムの整備 健康危機に対する図上訓練の実施 区民の感染症予防意識の定着促進	区内の関係機関・団体を含めた健康危機に対する総合訓練の実施	推進 	推進 

暮らしの衛生が守られるまちの推進

(1) 目標とする姿

区民および事業者は、食中毒、飲み水、薬品等についての適切な情報提供により、健康や安全について正しい知識を持って、自己管理を進めています。

地域では、公衆衛生のための自主的な取り組みが活発に行われています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
地域における健康危害の発生件数	区民が生活衛生情報を確実に利用し、発生予防のための区民意識を示すため。	11件 (15年度)	8件	5件

(3) おもな取り組み

食品衛生に不安のない暮らし

(担当:保健福祉部 生活衛生分野)

区民とともに食品の安全対策を進めるために、区民の立場から時代の要請に応じた食品安全の問題に対応していくほか、食品衛生推進員事業や食品衛生協会など事業者団体の自主的な活動を支援していきます。

安全で快適な医療・環境衛生施設の実現

(担当:保健福祉部 生活衛生分野)

診療所や薬局等、浴場、理・美容施設等、環境衛生施設の事業者の自主検査による衛生水準の向上が進むよう、営業者団体への支援を強化します。また、地域団体等への協力や支援により、薬物乱用等の防止に取り組みます。

ペットなどと共に暮らす暮らしの推進

(担当: 保健福祉部 生活衛生分野ほか)

未登録犬の減少及び狂犬病予防注射接種率の向上や動物の飼育方法・マナーについての普及啓発に努めます。また、空き地の除草や適正管理、害虫に対する相談など、暮らしの衛生に関する支援を行っていきます。

災害時の避難所へのペット収容、動物と地域住民とのふれあいの機会の設定、公園への動物の受け入れなどを検討するなかで、地域団体等との協力により、犬などのペットと人間が適切に共存できる地域社会の創造に向け、働きかけを行っていきます。

暮らしの衛生が守られるまちの推進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
食品の安全安心確保対策の検討 ペットの飼育について関係団体と連携協力体制の形成	食品の安全を守るために行動プランの策定・推進 ペットの飼育についての指導者養成	推進	推進

安心して必要な医療が受けられる医療保険制度運営

(1) 目標とする姿

医療保険制度への区民の理解が深まり、国民健康保険や老人保健医療が健全に運営され、区民が病気やけがなどの際に安心して受診し、早期に適切な治療を受け、健康な生活をしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
国民健康保険料納付率(現年分)	国民健康保険制度への理解が深まり、財政が安定して運営されていることを表しているため。	85% (16年度)	88%	90%

(3) おもな取り組み

適正な国民健康保険制度の運営

(担当: 保健福祉部 保険医療分野)

安定した国民健康保険制度の運営のために、加入者資格の適正化に取り組み、保険料の自主納付を進め、高い収納率の確保をめざすとともに、保険加入者が公平で適正な医療給付を受けられるよう、診療報酬明細書の点検事務など医療給付の適正化を進めます。

また、医療保険制度の改革に的確に対応していきます。

適正な老人保健医療の推進

(担当: 保健福祉部 保険医療分野)

増加している医療費を適正化し安定的に医療制度を運営するため、診療報酬明細書の点検事務などの医療給付の適正化を進めます。

また、医療保険制度改革に伴う老人保健医療制度の改革について、わかりやすく広報します。

安心して必要な医療が受けられる医療保険制度運営 実現へのステップ



要介護認定者等の在宅生活を支える介護保険制度運営

(1) 目標とする姿

支援や介護を必要とする区民が、適正な認定とケアマネジメントや介護予防マネジメントによって、適切な介護サービスを十分に受けられるよう、介護保険制度が効率的・安定的に運営されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
介護保険制 度を評価す る人の割合	高い評価をする人が多いことは、制度が理解され安定した制度運営が行われていることを示すため。	41.1% (16年度)	45%	55%

(3) おもな取り組み

社会変化に対応した制度整備と適正な制度運営

(担当: 保健福祉部 介護保険分野)

要介護者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険サービスの必要量とそれを支える財源について社会変化に対応した将来見通しを持った介護保険事業計画を作成し、安定した制度運営を行っていきます。

要介護認定者等の在宅生活を支える介護保険制度運営 実現へのステップ



豊かで適正なサービス供給の促進

(1) 目標とする姿

区民一人ひとりが自分のライフスタイル(生活様式)にあったサービスを主体的に選択・享受できるよう、介護保険制度などの法定のサービスのほか、個々のニーズにより機動的に対応できるサービスがNPOやボランティアなど多様な供給主体によって豊富に提供されています。

同時に、事業者監視などによりサービスの透明性と安全性などの質が確保され、適正なサービスを安心して受けることができています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
サービスが不足していると感じているケアマネジャーの割合	ケアマネジメント上、不足を感じている割合が減少することは、必要なサービスの基盤が整備されていることを示すため。	86.3% (16年度)	50%	40%

(3) おもな取り組み

江古田の森保健福祉施設整備

(担当: 保健福祉部 高齢福祉分野)

江古田3丁目の区有地に、事業者が民間資金で建設運営するPFI手法によって、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、小規模身体障害者療護施設、知的障害者入所更生施設、ケアハウス、通所リハビリテーション施設等を整備します。

介護保険サービスの基盤整備支援

(担当: 保健福祉部 高齢福祉分野、介護保険分野)

介護や支援を必要とする高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、24時間対応可能な訪問介護サービス等居宅介護サービスの充実を図ります。また、地域での生活の場であるグループホームなど地域密着型サービスは、区内4つの生活圏域を基本に、

質の高い事業者の誘導を図るとともに、区の範囲を超えるサービスについては、東京都と調整し、計画的な整備支援に努めます。

障害者自立支援の基盤整備

(担当: 保健福祉部 障害福祉分野)

障害者が地域での在宅生活を続けられるよう、相談支援をはじめ、手話通訳者等の派遣や日常生活用具の給付・貸与、外出時の移動中の介護など、新しい制度の体系にあわせた基盤整備や社会福祉法人などが行う事業への支援を進めます。

介護保険事業に関する指導・監視等

(担当: 保健福祉部 高齢福祉分野、介護保険分野)

介護保険制度の改正に伴い、地域密着型サービスの事業者については、区が責任をもって事業者の指定、指導、監視をしていきます。

また、これ以外の保健福祉サービスを提供する多様な事業者に対しても、事業者監視(モニタリング)・指導を行い、質の向上に努めます。さらに、従業者の質の向上をめざし、東京都や事業者と役割分担をしながら、ケアマネジャー・サービス提供責任者などへの研修を実施します。

豊かで適正なサービス供給の促進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
江古田の森保健福祉施設の整備 知的障害者通所援護施設の開設(本町5-40) 小規模多機能型居宅介護施設整備(1か所) 認知症グループホーム等誘導整備(2か所) 障害者グループホーム誘導整備(2か所)	江古田の森保健福祉施設の開設 小規模多機能型居宅介護施設整備(江古田防災職員住宅跡ほか2か所) 認知症グループホーム等誘導整備(4か所) 障害者グループホーム誘導整備(2か所)	小規模多機能型居宅介護施設整備(東中野小跡ほか2か所) 認知症グループホーム等誘導整備(4か所) 障害者グループホーム誘導整備(2か所)	小規模多機能型居宅介護施設整備(南部保健福祉センター跡ほか4か所) 認知症グループホーム等誘導整備(4か所) 知的障害者授産施設整備(中野福祉作業所) 障害者グループホーム誘導整備(4か所)

生活の安定の保障と自立への取り組み支援

(1) 目標とする姿

経済的に困窮する人のために、暮らしの基本を支える保障が整えられているとともに、必要な貸付・支援が適切に受けられ、自立した生活を回復・維持する世帯が増えています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
生活保護から自立した世帯数	生活保護から自立して生活できるようになったということは、生活保護制度の目的である自立の助長が達成できたと判断できるため。	102世帯 (15年度)	125世帯	130世帯

(3) おもな取り組み

自立支援プログラムによる自立支援の促進

(担当：保健福祉部 生活援護分野)

就労による経済的自立のみならず、身体や精神の健康、社会的なつながりを回復、維持することにより地域社会の一員として自立した日常生活を支援するため、社会資源を体系的に整理、連携させ、組織的に対応する自立支援プログラムを推進します。

また、従来の法外援護のあり方を見直し、自立支援プログラムを補完するものとして、新たに創設された被保護者自立支援促進事業を推進し、生活保護世帯の自立を支援しています。

利用しやすい福祉資金制度への移行

(担当：保健福祉部 生活援護分野)

低所得世帯や母子世帯などに対する各種の貸付制度を統合整理し、わかりやすい福祉資金制度へ整理します。

生活の安定の保障と自立への取り組み支援 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
就労支援による自立支援の実施、個別支援プログラムの検討	個別支援プログラムによる自立支援の実施	推進	推進

領域 . 区民が発想し、区民が選択する新しい自治

- 1 自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって 多様なサービスが展開するまち

1. 10年後のまちの姿

「自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 1 自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって 多様なサービスが展開するまち

多くの区民によって、地域課題解決のための話し合いや共同行動などが積極的に進められ、暮らしやすいまちづくりの動きが広がっています。

町会・自治会は、地縁団体としての長い活動の経験をふまえて、大きな役割を担っています。

住民による協働の動きが広まり、地域の団体活動が活発になって、NPOなどの新しい形の活動形態も広がっています。

区民は、必要な情報を、情報通信技術をはじめとする多様な方法で、速やかに入手できるようになっています。

身近なところに人々が集う場、話し合いの場があり、区民の意思にもとづいて運営され、多様な地域活動の拠点として生かされています。

政策等の「計画 - 実施 - 評価 - 改善」の段階ごとに参加するしくみが整い、区民の意思を反映した区政運営が進められています。

地域で活動するさまざまな団体が、公共サービスの新たな担い手となり、区民にとって質の高いサービスを提供しています。

地域では、災害時への対応や防犯のための備えなど、安全、安心な暮らしを支えるための取り組みが、人々の力を生かしながら幅広く実践されています。

区の内外でのさまざまな交流を通じて、世界の国々や民族との相互理解の輪が広がり、平和な世界の実現に向けた努力が重ねられています。

2. 現状と課題

地域では、町会や自治会が、長年にわたり防犯や防災、環境問題など区民生活を守る公共・公益活動に積極的に取り組んでいます。また、地域には、地域の課題などについて幅広く区民が話し合う場として住区(地域)協議会があります。このほか、子育てや福祉で多くの団体による活動も幅広く行われています。地域活動の活性化に向けて、団体相互の連携を強化するとともに、新たな分野や活動形態への展開がますます求められてきています。

区政情報の提供は、区報やホームページ、区政資料センター、地域センター窓口などで行っていますが、情報が十分に迅速に提供されていない面もあります。ホームページを充実する

など、区民が必要な情報を、迅速かつわかりやすい形で提供していく必要があります。

地域活動を通じて、地域の中で公共サービスを提供する団体も現れています。区が必要な支援を行いながら、多くの団体が質の高い多様なサービスの担い手になることが求められます。

地域では、町会・自治会単位に防災会が整備され、自主的な防災訓練などを行っています。地域団体による防犯パトロールなど、地域での防犯の取り組みも始まっています。「みずから地域はみずから守る」という理念を、地域住民が共有し、より一層地域の防災・防犯力を高めていく必要があります。

国際理解・交流については、地域を中心に、身近な場で相互理解に向けた取り組みを広げていく必要があります。

3 . 施策の方向

自治のしくみが 効果的に機能し、 さまざまな 担い手によって 多様なサービスが 展開するまち	区民の公益活動の推進 皆に届くわかりやすい区政情報の提供 区民の声を受け止め生かす区政の推進 安全で安心な地域生活の推進 平和・国際交流の推進
---	---

区民の公益活動の推進

(1) 目標とする姿

町会・自治会をはじめとする地域のさまざまな団体を中心に、地域課題の解決のための話し合いや共同行動など、自主的な活動が幅広く展開されています。

公共サービスの提供主体として、価値の高い多様なサービスを提供するさまざまな団体が活動しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
この1年間 で、地域活動 やボランティア活動に参 加した区民の 割合	区民活動への参加意欲の高さを示す ため。	18.4% (16年度)	20%	30%

(3) おもな取り組み

町会・自治会活動の推進

(担当 : 区民生活部 地域活動分野)

区内全域にわたり、地縁団体として設置されている町会・自治会については、その活動の公益性を踏まえ、活動を一層推進するとともに、区との連携・協働を強化していきます。

地域団体活動の支援

(担当 : 区民生活部 地域活動分野)

地域のコミュニティ形成、地域課題の解決のための話し合いなど、区民の多様な地域自治活動の拠点を設け、地域自治の推進を支えます。地域住民の意思にもとづいて運営されるしくみをつくるとともに、区は、地域の自主活動の企画と運営が円滑に行えるように、支援・調整の役割を担います。この活動拠点は、現在の地域センターを活用し、名称を(仮称)区民活動センターとします。

公益活動支援のための助成と拠点整備

(担当 : 区長室 政策計画分野ほか)

さまざまな区民団体の公益活動がさらに発展するよう、区民の寄付等を財源とする助成制度を創設するとともに、人材や団体の育成、関係情報の収集や発信などを行う(仮称)NPO活動センターを区立施設内に開設します。

公共サービスへの参入機会の提供

(担当 : 区長室 政策計画分野ほか)

区民団体の活動の特長を生かすとともに活動の場を広げるため、区民団体に、積極的に区の業務の委託等を行います。また、区民団体から受託したい事業の提案ができる制度を創設します。

地域通貨の導入支援

(担当 : 区長室 政策計画分野ほか)

地域ボランティアをはじめとする地域の支えあいの輪を築き、参加の裾野を広げるために地域通貨の導入を進めます。地域通貨は、助けを必要とする人の手伝いや環境配慮行動をしたときなどに通貨を受け取り、自分が助けを受けたときにその通貨を支払うしくみを基本とします。地域通貨の利便性や有効性を確保するためには、流通のしくみを確立する必要があり、関係団体と連携し、その取り組みを支援していきます。

区民の公益活動推進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<p>町会・自治会と区の協働による支えあい活動の推進 地域団体活動の拠点となる施設運営のしくみづくり(地域での話し合い)</p> <p>公益活動を支援する助成制度の創設と(仮称)NPO活動センターの開設(現環境リサイクルプラザ内に開設) 公募による事業提案制度の創設 地域通貨の導入支援検討</p>	<p>地域団体による施設運営開始(地域センターを(仮称)区民活動センターへ転換開始)</p> <p>公益活動を行うさまざまなお団体との連携強化 区民団体の公共サービスへの参入機会の拡大 地域通貨の導入支援</p>	<p>地域団体による施設運営の拡大(地域センターを(仮称)区民活動センターへ転換拡大) (仮称)南中野区民活動センター(総合窓口併設)の移転整備(弥生町5-5)</p>	<p>地域団体による施設運営の拡大(全地域センターが(仮称)区民活動センターへ転換) (仮称)東中野区民活動センターの移転整備(東中野5-17) (仮称)昭和区民活動センターの移転整備(中野5-3)</p>

皆に届くわかりやすい区政情報の提供

(1) 目標とする姿

区民は、必要とする区の仕事や区政に関する情報を、インターネットの活用などを通じて、いつでも早く手に入れることができるようになっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
区政情報が十分に提供されていると思う区民の割合	区政情報が、サービスの利用や、区民参加の推進に役立っているかどうかを示すため。	57.6% (15年度)	65%	70%
必要な区政情報を入手できるとする区民の割合	区政情報を必要とするとき、その情報を適切な方法で入手できているかどうかを示すため。	45.1% (15年度)	47.6%	50%

(3) おもな取り組み

皆に届くわかりやすい区政情報の提供

(担当 : 総務部 広聴広報分野ほか)

区民が必要とする情報を区報やホームページなどで積極的に提供します。

とくにホームページでは、区民が区政情報を身近に入手できるよう、情報をわかりやすく整理し、いつでも必要なときに閲覧できるようにします。また、メール機能を活用し、区民が必要とする情報の公開・提供を積極的に行います。

さらに、外部委員による品質評価を行いながら、常に区民の立場にたったわかりやすい広報にしていきます。

GISを利用した地図情報の提供【再掲】

(担当 : 総務部 情報化推進分野ほか)

統合型GIS(地図情報システム)を構築し、福祉やまちづくりなどの情報を盛り込んだ電子上の地図をホームページで区民に提供します。

ケーブルテレビ等を通じた映像情報提供の拡充

(担当 : 総務部 情報化推進分野ほか)

ケーブルテレビ等を通じて、議会中継や防災情報、地域情報など映像による区政情報の提供を拡充します。

ITを活用した情報提供のさらなる進展

(担当 : 総務部 情報化推進分野ほか)

IT化の進展を踏まえながら、区民への情報提供の手法について検討を進めるとともに、テレビ放送の地上デジタル放送への完全移行に伴い、既存の電波障害対策については見直しを行います。

皆に届くわかりやすい区政情報の提供 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
ホームページによる 情報提供の拡充 ケーブルテレビ(C N)のコミュニティチャン ネルの区内全域視聴 可能化	区民への新たな情 報提供手法検討・準備 ITを活用した映像情 報コンテンツの充実検 討	区民への新たな情 報提供手法の拡充 ITを活用した映像情 報コンテンツの充実	推進 

区民の声を受け止め生かす区政の推進

(1) 目標とする姿

区政運営に対する意見や要望を届けるためのしくみが整い、多くの区民が積極的にそのしくみを活用して区政運営に対して意見を表明しています。

区民の声を共有化するしくみが整い、区民の声を反映した区政運営が進められています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
区が区民の意見や要望を聴く姿勢を評価している区民の割合	意見や要望をしっかり受け止めた区政運営が行われていることを示すため。	23.2% (15年度)	30%	40%

(3) おもな取り組み

区民の声を幅広く受け止める区政運営

(担当 : 全分野)

区政世論調査や統計調査などの分析を通じて、区民の意思や要望の把握に努めます。

「わたしのアイデア便」、「区民と区長の対話集会」や施策ごとの対話集会などを行うとともに、ITを活用して区民が区政に対して意見を述べることができる多様な機会を提供します。

区政への区民参加の推進

(担当 : 総務部 広聴広報分野ほか)

区政運営の「計画 - 実施 - 評価 - 改善」(P D C Aサイクル)の各段階で、ワークショップや意見交換会、パブリック・コメント手続、外部委員による行政評価など、区民が区政に参加するしくみを徹底します。

また、さまざまな場で区民から寄せられた意見や要望、苦情などの区民の声を整理・分析し、区政全体で共有しながら区政運営に生かしていくとともに、区政への反映結果についてもすみやかに区民に公開します。

区民の声を受け止め生かす区政の推進 実現へのステップ



安全で安心な地域生活の推進

(1) 目標とする姿

「みずからのまちはみずからで守る」という理念のもと、地域防災住民組織を核とした防災活動や災害要援護者への支援態勢など、地域が連携した取り組みが進み、地域の防災力が高まっています。

また、区や関係機関との連携が強化され、町会・自治会などによる防犯ボランティア団体との協働が進み、地域の防犯力が高まっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
防災活動住民参加率	防災活動への住民の参加は、防災意識の向上につながり、中野のまちの安全度を高めることを示すため。	8.4% (16年度)	15%	20%
犯罪発生件数 中野区内で警察が発生を認知した年間の犯罪件数	件数が減っていくことは、地域で安全な暮らしを支える取り組みが進んでいることを示すため。	6,242件 (16年)	12%減	20%減

(3) おもな取り組み

地域の防災力の向上

(担当 : 総務部 防災分野)

地域全体の災害対応能力を高めるため、とくに地域防災力が低下する平日の昼間の対応として、中学生や女性を対象とした防災訓練や地域内の事業所と連携した防災訓練の実施に向けて支援を行います。また、災害時の物資の確保に向け、区内事業所との物資供給協定の締結を促進します。

地域の生活安全の向上

(担当 : 区民生活部 地域活動分野ほか)

防犯資機材の支給などにより、地域の自主的な防犯活動を支援するとともに、警察や消防等の関係機関との連携を強め、安全で安心なまちづくりを進めています。

消費生活相談を充実し、消費者が良質な商品やサービスが選択できるよう啓発を行い、消費者の被害を防止します。

子どもの安全対策の強化

(担当: 教育委員会事務局 学校教育分野ほか)

子どもたちが安心して通える施設としていくため、侵入者の防止など施設の安全性を高める方策を実施します。また、不審者や事件・事故の情報など、緊急時の子どもの安全に関する情報を、インターネットや携帯電話のメールを活用して、保護者に迅速・的確に伝達します。

学校開放事業や子どもの育成などで地域の人が学校を訪れる機会が増え、学校がより地域に開かれていく中で、地域の人とともに学校の安全性を高めていきます。

また、安全パトロールなど子どもを守る活動に地域が関わることで、子どもに関する事故や犯罪を未然に防止していきます。

安全で安心な地域生活の推進 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<p>商店街等の事業所や中学生を対象とした防災訓練の推進 商店街等との物資供給協定の締結促進 防犯資機材の支給等による地域の自主的な防犯活動の支援 警察や消防等の関係機関との連携強化 消費生活相談・啓発の充実 保護者への不審者情報等の提供 侵入者の防止など施設の安全性を高める方策の検討・実施 安全パトロール等の子どもを守る地域活動の実施</p>	推進 	推進 	推進 

平和・国際交流の推進

(1) 目標とする姿

平和な世界の実現をめざして、市民レベルでの相互理解のためのさまざまな交流や自主活動が展開されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
地域での外国人との交流事業の参加者数	国際理解と平和への理解が進むことを示すため。	3,262人 (15年度)	3,500人	4,000人

(3) おもな取り組み

平和への取り組みの推進

(担当 : 総務部 平和人権分野ほか)

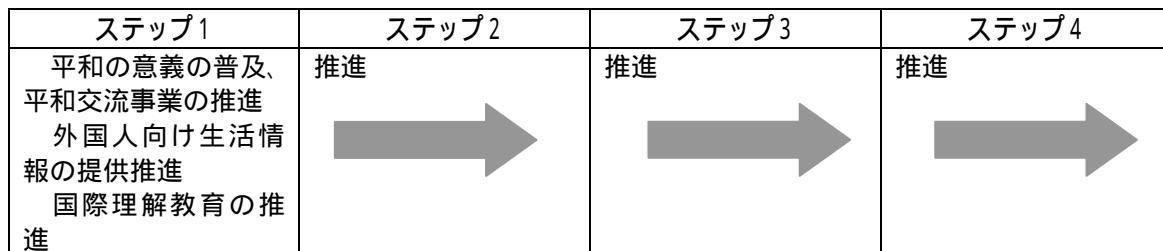
さまざまな手段を用いた平和資料の収集・提供を充実するなど、平和の意義の普及や平和交流などの事業を推進します。

国際交流の推進

(担当 : 総務部 総務分野ほか)

外国人が地域の中でいきいきと生活できるよう、日常生活に必要な情報を提供するとともに、区民レベルでの交流を促進します。また、学校における国際理解教育などを通じて、互いの文化や生活習慣の違いなどを理解し、ともに生活していく地域社会づくりを推進します。

平和・国際交流の推進 実現へのステップ



領域 . 区民が発想し、区民が選択する新しい自治

- 2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

1. 10年後のまちの姿

「『小さな区役所』で、質の高い行政を実現するまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

区は、区民の参加を保障する区政運営を行っています。

区は、税財源の確保、歳出の抑制、民間活力の活用など財政構造の改革に努め、持続可能な、安定した区政運営により、区民にとって満足度の高い、効率的な行政を進めています。

区民の安心な暮らしを守るため、区は適切な危機管理のしくみを整えています。

民間が行う公共サービスの質、量を確保するため、区による評価・監視のしくみを整えています。

さまざまな手続きや相談などについて、情報通信技術の利用によって区民の利便性が高まるとともに、区民と区の双方向による情報交換へと情報の伝達方法が変わっています。

情報通信技術を活用して、区民が情報を得たり、安全に取引したりすることが可能になるなど、生活の質を高める環境が整備されています。同時に、電子化された個人情報の保護が図られています。

区立施設が適正に再配置され、使いやすい施設により、必要なサービスが効率的に提供されています。

2. 現状と課題

パブリック・コメント手続や外部委員による行政評価など、区の政策形成への参加のしくみは整っていますが、区政運営のあらゆる段階で手応えのある区民参加が行われ、区民の意見が庁内で共有されながら、適切に区政に反映されるしくみづくりが必要です。

現在の区の財政は硬直化しており、業務の民営化や民間委託など民間活力の活用も不十分な状態です。区民のニーズに基づく新たな課題や今後の施設需要に的確に対応できる行政構造にしていく必要があります。

区は危機管理ガイドラインを策定し、全庁をあげてリスク管理に取り組む体制を整えていますが、職員一人ひとりが常にリスクを意識し、いざという時に的確に対応していく必要があります。

現在区は区民の権利を擁護するため、福祉サービス苦情調整委員や権利擁護センターを設けていますが、今後さらに区民が安心してサービスを選択できるしくみを充実させる必要が

あります。

申請や届出等の行政手続きは窓口での対応が中心であり、インターネット上で対応できるのは情報公開請求などごく一部です。区民が窓口に来なくても、いつでもどこでも手続き等ができるよう、インターネット上の対応業務を拡大していく必要があります。あわせて、電子情報セキュリティ対策を推進し、個人情報保護の徹底を図る必要があります。

区立施設は、数が多く、単独目的で設置され、老朽化が進んでいます。また、区民ニーズにあった施設配置となっておらず、需給のアンバランスが生じています。区民ニーズに対応した再配置を行うとともに、既存施設の転用や複合化など施設の有効活用を図ることが求められます。

3. 施策の方向

「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち	区民満足度の高い「小さな区役所」の実現
	区民の暮らしを守る体制の整備
	便利で利用しやすい行政サービスの拡充

区民満足度の高い「小さな区役所」の実現

(1) 目標とする姿

「小さな区役所」では、区民の意思に基づいて、明確にされた目標の下、事業部が相互に連携しながら、2,000人の職員体制で、困難な行政課題に対応し、最小の経費で最大の価値を地域社会にもたらしています。

発生主義会計の導入により、民間と同様の基準で分析・評価が可能な形で、効率的でガラス張りの行政経営が行われる一方、公正・公平で創造的な政策に基づく行政運営が行われ、全国の自治体をリードする存在となっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
ずっと住み続けたいと思う区民の割合	区民の中野のまちの利便性や地域性、環境や雰囲気などへの総合的な評価を示すため。	32.2% (16年度)	40%	50%
職員1人あたりの区民の数	少数の職員で行政サービスが効率的に実施されていることを示すため。	102人 (17年度)	117人	142人

(3) おもな取り組み

区民の意思を反映したP D C Aの浸透

(担当：区長室 経営改革分野ほか全分野)

目標と成果による区政運営をより徹底、進化させ、「計画・実施・評価・改善」のサイクル(P D C Aサイクル)により常に改善を行い、区民の意思を反映した公平公正な政策づくりを進め、顧客満足を高めていきます。

政策の科学的研究の強化

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

計画的な人材育成によって職員の政策形成能力を高めるとともに、外部の専門家の力を取り入れて、政策の研究・開発を行うしくみを庁内に設置し、常に区民ニーズに的確に対応した施策を展開していきます。

区民の不利益救済の推進

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

区民が行政運営の中で受ける違法または不当な取り扱いをなくすとともに、今後民間事業者やN P O法人など多様な主体によりサービスが提供されるようになる中で、区民が安心してそれらのサービスを利用することができるよう、速やかに不利益を救済するしくみを推進し、区民の権利を保障していきます。

公会計の改革と確実な予算編成

(担当：総務部 財務分野ほか)

発生主義会計を導入し、資産やコストなどの経営情報の的確な分析と区民との情報共有を徹底する公会計の改革を行います。

中期的な視点から複数年単位で編成・管理できる複数年型予算を導入し、成果重視で柔軟かつ効率的な予算編成に変えていきます。

また、確実な歳入の把握と、歳入に見合った歳出規模で適正な予算編成を行い、決算時の剰余金については、繰越金として翌年度の予算に計上し、大型事業や積立基金の原資とします。

コストを意識した業務の改善

(担当：区長室 経営改革分野ほか)

行政活動のコストと効率性を民間と比較可能な形で分析・評価する活動基準原価計算(A B C分析)や、市場化テストなどサービスの提供主体について民間と競争するしくみを導入することによって、業務の効率化を進め、区民にとって価値の高いサービスを提供していきます。

民間からの人材登用と職員定数の削減

(担当 : 区長室 経営改革分野、総務部 人事分野)

新規採用は極力抑制するとともに、多様な人材を確保するため、その時々の必要に応じて、任期付採用などにより民間からの登用や経験者採用を積極的に行い、変化の激しい行政課題に対応していきます。

また、業務の実態に合わせた転職や職種ごとの職員配置を適切に行い、職員の定数削減を進めます。

区民ニーズの変化に対応した区立施設の再編

(担当 : 区長室 政策計画分野、総務部 営繕分野ほか)

少子高齢化による人口構成の変化等による区民の施設ニーズの変化に適切に対応していくため、区立施設の再編を行います。再編により不用となった施設や土地については、他の機能への転換や民間への貸与などで有効活用を図ります。また、新たな施設整備のための財源とするため、必要に応じ売却も行います。

区民満足度の高い小さな区役所の実現 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
目標と成果による区政運営の徹底、推進 政策の研究・開発の体制整備と稼動 民間サービス利用の苦情対応のしくみの検討 発生主義会計の導入検討 A B C 分析や市場化テストの検討・試行 短時間勤務職員等の採用 任期付職員の採用	民間サービス利用の苦情対応のしくみ充実 発生主義会計の試行 A B C 分析や市場化テストの実施	発生主義会計の導入	推進 

区民の暮らしを守る体制の整備

(1) 目標とする姿

区民の安心と安全を脅かす事態が未然に防止され、また、災害や事件・事故が発生した場合には被害をできる限り最小限に食い止める対策が構築され、区民の暮らしが守られています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
区民の危急時に的確に対応できる職員の割合	区民の危急時に、身近に接した職員が初期対応を行うことができるることを示すため。	4.5% (16年度)	100%	100%

(3) おもな取り組み

危機管理体制の整備

(担当：総務部 防災分野ほか全分野)

自然災害をはじめ、重大な事件・事故や健康被害などの事態発生に備えた情報連絡体制の確立とともに、危機管理対策会議を経て設置する各対策本部が機能し、被害を局限する措置を円滑に講じられるよう体制整備を図ります。

事業を行う上で想定されるリスクを常に分析・評価し、リスクの回避や軽減などに対応するリスク対策を徹底して実施します。

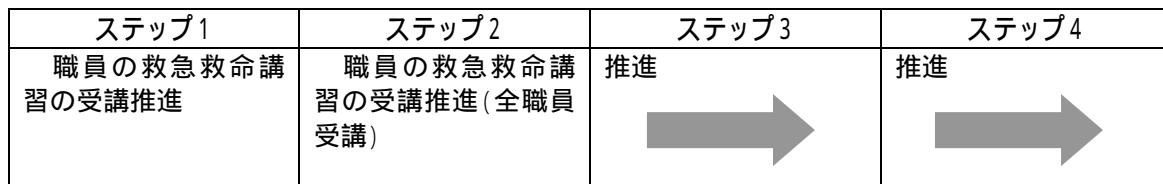
国民保護法による措置に、的確・迅速に対応するための体制を整備します。

危急時に的確に対応できる職員づくり

(担当：総務部 人事分野)

全職員が救急救命の基礎的知識・技能を修得し、危急時の初期対応ができるようにします。

区民の暮らしを守る体制の整備 実現へのステップ



便利で利用しやすい行政サービスの拡充

(1) 目標とする姿

区民が、いつでもどこからでもインターネット環境を活用して、必要な情報を得ているとともに、各種行政手続きができる環境が整っています。

コンビニエンスストアなどの利用、窓口開設時間の拡大などにより、窓口サービスの利便性が高まっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
電子申請対応件数 区の申請事務のうち、電子上の手続きが可能なものの件数を示す数値	各種の手続きが即時に可能になる電子区役所の実現状況を示すため。	30件 (16年度)	441件	対応可能全手続き
利用者満足度(アンケート調査)	窓口サービスの利便性、迅速性、正確性などの満足度を示すため。	93% (15年度)	95%	97%

(3) おもな取り組み

電子区役所の構築

(担当：総務部 情報化推進分野ほか)

区政に関する情報は、インターネットを通じて区民が得ることができます。

申請・届出等の行政手続きについては、インターネットを利用した手続きのオンライン化を進め、区民の利便性の向上と事務の効率化・簡素化を図ります。また、契約手続きについても電子入札を実施します。

マルチペイメントネットワークシステムを導入し、使用料・手数料、税、保険料などをパソコンや銀行のATMなどから納付できるようにすることで、区民の利便性の向上と事務の効率化・簡素化を図ります。

施設を利用する区民が、インターネットから施設の予約や空き状況を確認できるシステムを構築します。

GISを利用した地図情報の提供

(担当：総務部 情報化推進分野ほか)

統合型GISを構築し、福祉やまちづくりなどの情報を盛り込んだ電子上の地図をホームページで区民に提供します。

窓口サービスの効率化と利便性の向上

(担当：区民生活部 戸籍住民分野ほか)

地域センターで行っている行政の総合窓口機能を、取り扱い事務量や距離などを考慮し、5か所に集約して効率化を図る一方、区立施設やコンビニエンスストアなどを活用した証明書の交付を行います。

夜間窓口の取り扱い業務の拡充、駅などの交通結節点における業務窓口の開設など、24時間窓口サービスへ向けた取り組みも進めています。

便利で利用しやすい行政サービスの拡充 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<p>電子申請対応手続の拡充 マルチペイメントネットワークシステムの構築・稼動 施設予約システムの検討</p> <p>コンビニエンスストアや交通結節点など、新たな窓口・証明書交付検討 休日・夜間窓口の取扱業務の拡充の検討 地域センター窓口の集約準備</p>	<p>マルチペイメントネットワークシステムの対応拡充(税、国保) 施設予約システムの稼動</p> <p>コンビニエンスストアや交通結節点など、新たな証明書交付の実施 休日・夜間窓口の取扱業務の拡充 地域センター窓口の集約化(鷺宮、野方、江古田、東部、南中野に集約)</p>	<p>統合型GISシステムの開発</p>	<p>統合型GISシステムの稼動</p>

第4章 持続可能な行財政運営のために

1. 行政革新

いま自治体は、分権改革の流れの中で、みずからの自治の基盤を強め、自己決定・自己責任により、住み良い地域社会をつくっていかなければなりません。そのためには、新しい時代にふさわしい姿を描くことが必要となっています。

区は、これまで安定した財政基盤をつくるため事務事業、財政、組織、人事などの、前例にとらわれない大胆な改革に取り組んできました。

平成15年度からは、すべての行政活動について、区民にとっての価値を重視する観点から目標を設定し、その目標達成のための手段を明らかにして、その成果を客観的に評価し不断に改善を行う、「目標と成果による区政経営」を進めてきました。この「計画 - 実施 - 評価 - 改善」のサイクル(PDCAサイクル)を完成し、戦略的に施策の選択と集中を行い、機動的かつ簡素で効率的な組織を構築していきます。

一方で、これからの自治体は、区民やコミュニティ組織、NPOその他の民間セクターなど多様な主体と協働し、それらをコーディネートする地域経営に転換していく必要があります。職員も民間における市場競争原理やノウハウを積極的に導入し、地域のさまざまな主体による新しい公共のしくみづくりを支援・調整し、区民により高い価値を提供していく高度な能力が必要です。

こうした考え方にもとづき、区は、第2章で示した「行政革新」を強力に推し進め、持続可能な行財政運営を行い、「小さな区役所」を実現していきます。

(1) 公会計の改革

発生主義会計の導入

これまで公会計は、現金の収支のみに着目して計理する現金主義会計でした。しかし、この会計の方式では、区の経営状況や財産状態を把握できないという問題が生じます。

将来の負担を含めて、区財政の実態を正しく把握するためには、従来の現金主義会計とあわせて企業会計方式と同様の発生主義によって、決算を表すことが有効です。このように区の財政状況を区民にわかりやすく公表することで、区民による区財政の統治(ガバナンス)の強化につなげていきます。

複数年型予算の導入

予算編成にあたり、3年間程度の事業規模に相応する予算総額の中で、予算を編成・管理できる方式を導入します。事業の進捗状況や区民ニーズの動向、国等の制度改正

等にあわせた柔軟な予算編成により、事業の成果を重視した効果的な事業執行をめざします。

(2) 業務改革

コストと効率性の分析

現在、区が提供している行政サービスについて、どれくらいの価値(価格)を持つものなのか、提供に際していくらのコストがかかっているのかが、明確になっていない部分があります。

そこで、民間企業で用いられている活動基準原価計算(ABC分析)等の分析手法を導入し、サービス提供の直接経費だけでなく、人件費等の間接経費も含めたトータルコストを算出することで、真にコストに見合う効果が得られているか、効率的にサービスが提供されているかについて分析・評価します。この結果をもとに、事業の執行方法の見直しなど、業務の効率化を進めます。

民間との競争の導入

区はこれまで、効果的かつ柔軟な区民サービスを提供していくため、民間の活力を生かした施策展開を進め、民間事業者やNPO等に区の業務の委託・移管を進めてきました。

今後はさらに、公共部門サービスに市場原理を導入し、行政と民間事業者が同じ土俵で競い合いながら、よりよいサービスを効率的に提供できるよう市場化テストを実施していきます。この結果をふまえ、業務の効率化とさらなる民間活力の導入を図ります。

政策の科学的研究の強化

分権時代の中で、これからの中野区は、時代のニーズを的確に把握し、区民が真に必要とする価値を政策として立案していく能力が求められます。政策の開発・研究及び立案にあたっては、さまざまな情報やデータの収集と科学的な分析が必要であり、職員の政策形成能力を高めるとともに、外部の専門家の力を取り入れた研究・開発のしくみを府内に設置し、組織的に取り組みを進めます。

コンプライアンス(法令遵守)

区民に信頼される区政を進めるために、法令などの規範を遵守し、適法で健全な行政運営を行うしくみを整備していきます。すでに中野区職員の公益通報に関する要綱を制定し、行政運営上の違法な行為などによる公益損失の防止に努めていますが、さらに職員が適正に職務を遂行するための拠りどころとなる職員倫理原則を定めるなど、コンプライアンスを組織の中の文化として浸透させていきます。

(3) 人事システムの改革

成果主義の徹底

行政革新を真に実効あるものにしていくためには、職員の意識改革と資質の向上が不可欠です。縦割りで自己の仕事の守備範囲を超えることのできない意識と行動を打破し、区民サービスの担い手として区民の求める価値を常に考える組織文化を築いていきます。

また、公務労働に適した業績評価の方式を確立するとともに、成果に見合った昇給・昇格、成績率の導入など、成果を出した職員が適切に評価される人事管理のしくみを完成させ、職員の能力を最大限引き出します。

職員2,000人体制の構築

公共サービスが多様な担い手によって、柔軟かつ効率的に提供される中で、区の職員の役割や能力も変化してきています。民間の活力を生かした業務改革を促進することにより、職員定数の削減を進め、10年後の職員2,000人体制の実現を図ります。

また、専門知識や経験を有する外部の人材を区政運営に生かすために、経験者採用や任期付採用を進めるとともに、柔軟な執行体制を実現するため、任期付短時間勤務職員制度の活用、一時的な業務への対応のための臨時的任用、業務の実態に合わせた転職や職種ごとの職員配置を適切に進めます。

2. 財政運営

経済の成熟化・低成長化のもとで、区の財源の大幅な増加を期待することはできません。区の財政は、行財政5か年計画の推進などにより、一時の危機的な状況を脱したとはいえ、未だ困難な状況が続いています。

第2章で掲げた4つの戦略を中心とした取り組みを着実に実施し、10年後のめざすべき中野の姿を実現していくためには、厳しい中でも必要な対応ができる財政基盤を確立していくことが不可欠です。持続可能な区政経営をめざし、今後10年間、次の考え方を基本として財政運営を進めています。

(1) 基本方針

基本構想のめざす将来像を実現する「新しい中野をつくる10か年計画」は、財政の裏づけのある計画でなければなりません。

このため、景気変動などにより、目標を変える必要のない安定的な運営とするため、財政の年度間調整や大規模事業が確実に実施できる基金運営を中心として、持続可能な財政計画を定めます。

基金運営の考え方

財政調整基金

安定的な財政運営ができる、財政調整基金の積み立てを着実に行います。

財政フレームの一般財源の見込みにあたっては、三位一体改革による税源移譲や税制改正による収納率の変動、都区財政調整協議といった財政状況への影響を勘案し、その影響を最小、中間、最大の3つのケースにより試算しました。

10年間の財政フレームは、この影響を中間値で算定したため、仮に、影響が最小値となった場合にも、財政調整基金の積み立てを行うこととします。

積み立ての目標額は、三位一体改革等の影響が最小値となった場合の見込み差と複数年型予算編成を実施するための前倒し財源等をまかなえる額とします。

減債基金

起債の一括償還分について、計画的に積み立てを行います。

特定目的基金

新たに、道路・公園整備基金とまちづくり基金を新設します。

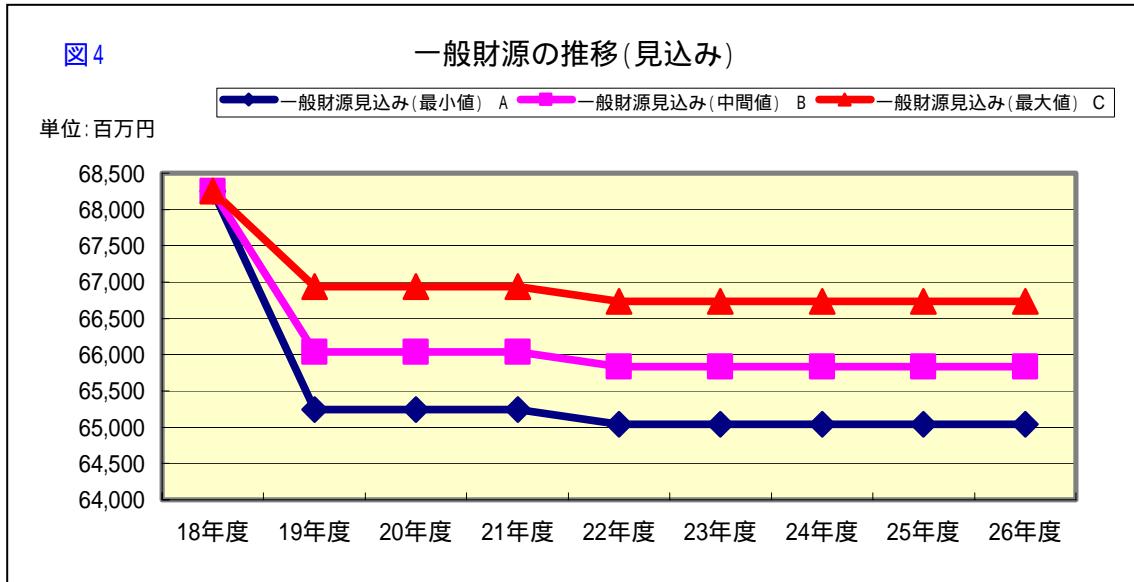
現在ある基金と道路・公園整備基金は、当該年度の歳入だけでは実施できない大規模事業や定期的な事業のため、その実施時期に合わせた計画的な基金の積み立てを行います。

積み立ての目標額は、事業費から起債相当分と補助金等の特定財源を除いた経費の2分の1の額とします。なお、残りの2分の1は当該年度の一般財源より充当することします。

まちづくり基金は、原則として毎年度の繰越金を原資とし、これまでの決算状況から安定的に見込まれる5億円程度を計画的に積み立てていきます。

基金への積み立ては、決算の段階で実施するため、決算の状況によっては繰越金が著しく増減する場合も想定されます。このため、事業の実施段階で十分な積み立てができていない場合は、財政調整基金の繰り入れを行うなど、柔軟な対応を行っていきます。

また、景気状況によって、多くの繰越金が見込まれる場合は、当初の見込みよりも多くの積み立てを行います。この場合は、基金を有効に活用することにより、事業の実施時期を早めることなどが可能となります。



安定化期間の基本的な考え方

行財政5か年計画や経営改革指針による財政運営は、事業の廃止、休止、縮小のほか、利用者負担の導入などの手法を中心に、個別事業の見直し、民間活力の活用等を行ってきました。

また、道路の定期的な維持補修など、本来経常的に実施すべき事業についても、行財政5か年計画期間は縮小するなどの方策も行ってきました。

しかし、ここ数年の決算状況等にかんがみ、こうした経常的に実施すべき事業については、本来の姿に戻していきます。その上で、必要なサービスを安定的に提供する、質的向上を図る、拡充する、効果のない事業は廃止するなど、設定した目標を実現するために、既存事業が目標達成に対し適切に寄与しているかという新たな視点から見直すことが必要です。

このように事業執行のあり方を見直し、コスト削減を徹底するなど、財政運営の健全化に取り組まなければなりません。

こうした財政運営の健全化に対して、経費の削減目標を定めて取り組む期間を「安定化期間」とします。この安定化に取り組む期間を、18、19、20年度の3か年とします。

安定化期間の目標

人件費

人件費のうち、時間外勤務手当については毎年5%削減を目標とし、特殊勤務手当は、真に必要となる手當に限定することとして、事務事業の見直しを行います。

公債費

公債費は、一般財源の10%を上限とします。

扶助費

国や都の補助事業については、対象者、執行の適正化を図ります。

区の単独事業については、目的と効果、支給率、額の見直しや所得制限のあり方などを検証し、歳出額の抑制を図ります。

事業費

各種事務事業は、その目的と効果の検証、見直し、統合、廃止を常に行うとともに、法令等によって義務づけられた事業についても、見直し、効果の検証に努めることとします。

なお、事務事業は、民間で行えるものは民間活力を活用することを原則とし、すべての見直しを行います。また、事務事業の市場化テストを実施し、その結果を積極的に活用していきます。

施設改修や改築工事等の大規模事業については、VE(バリューエンジニアリング)等の活用を徹底し、5%以上のコスト削減を図ります。

(注) VE(バリューエンジニアリング):

最低のコストで施設(製品)の機能を確保しながらコストを縮減していく手法

三位一体改革や都区財政調整制度の協議への対応

国の三位一体改革は、国庫補助負担金を削減し、税源を国から地方に移譲するなど、地方がみずからの判断と責任で自治体運営を行うことをめざしています。税源移譲の額等については、区にとって厳しい内容になると想定しており、改革の主旨を踏まえたより一層の事業の見直しや基金の活用を行っていきます。

また、平成12年の都区制度改革の際に残された主要5課題の解決を図るため、都区間で現在も協議されています。

この協議結果についても、今後の区財政に大きな影響をもたらすことになり、財政調整制度の行方を注視していく必要があります。

(注)主要5課題:

平成12年の都区制度改革の際に残された5つの課題。 大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方、 清掃関連経費の取扱い、 小中学校改築需要急増への対応、 都市計画交付金のあり方、 制度改正等に対応する配分割合の変更。

(2) 10年間の財政フレーム

10年間の財政フレーム(一般財源ベース)は表1のとおりです。なお、投資的な事業に係る経費について、その財源を明確にするため、歳出を事業費ベース(補助金は除く)で算定し、その財源対策分として歳入に基金の繰り入れ額と特別区債の発行額を加えています。

【表1】一般財源ベースの財政フレーム (単位:百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22～26年度
歳入	特別区税	27,135	28,291	29,653	29,653	29,653
	特別区交付金	27,840	30,110	30,110	30,110	30,110
	その他一般財源	8,594	10,703	6,272	6,272	30,360
	基金繰入	1,563	124	1,652	2,834	1,634
	特別区債	91	0	1,428	3,102	1,488
	歳入合計	65,223	69,228	69,115	71,971	69,157
歳出	義務的経費	37,745	37,550	37,415	37,518	37,401
	人件費	25,592	24,822	24,854	24,664	24,102
	公債費	5,371	5,706	5,331	5,255	5,320
	扶助費	6,782	7,022	7,230	7,599	7,979
	繰出金	8,125	8,232	8,430	8,632	8,839
	経常事業費	17,093	17,831	18,071	17,827	17,633
	新規・拡充経費	294	1,455	3,521	6,316	3,606
	基金積立	1,966	4,160	1,678	1,678	1,678
	歳出合計	65,223	69,228	69,115	71,971	69,157

17年度は当初予算額

<フレーム策定の前提条件>

(歳入)

- 特別区税(従来分)のうち、特別区民税及び軽自動車税については伸び率を10年間0%としました。
- 三位一体改革による税源移譲については、19年度から見込んでいます。
- 特別区交付金については、主要5課題の協議が整っていないため、伸び率を0%としました。
- 基金の繰り入れには、退職手当に係る財政調整基金や起債償還のための減債基金の繰り入れのほか、学校再編や施設整備などの投資的な事業に充てる基金の繰り入れを含んでいます。基金ごとの内容は、【表2】「基金の積み立て・繰り入れ計画」のとおりです。
- 特別区債については、起債の対象となる投資的な経費について精査し、将来の公債費負担を考慮しながら発行可能な額を見込みました。具体的には【表3】「起債の活用計画」のとおりです。なお、住民税減税補てん債の発行分は、その他一般財源に含めています。

(歳出)

- 人件費については、10年間の退職手当の額を的確に見込むとともに、新規採用を抑え、10年後の職員数2,000人体制の実現をめざし推計しました。
- 公債費については、既発行分に新規発行分を加えて推計しました。新規発行に係る公債費は【表3】「起債の活用計画」のとおりです。
- 扶助費については、補助事業分についての伸び率を5%と見込みました。
- 新規・拡充事業には、10か年で取り組む投資的な経費や、新規・拡充する経費分を見込みました。

- 基金の積み立ては、財政調整基金と減債基金について、これまでの方針を踏まえた積み立てを行うとともに、学校再編のための義務教育施設整備基金への積極的な積み立てを行います。また、道路・公園整備基金、まちづくり基金を新設します。基金ごとの内容は、【表2】「基金の積み立て・繰り入れ計画」のとおりです。

【表2】 基金の積み立て・繰り入れ計画 (単位:百万円)

		17年度(見込)	18年度	19年度	20年度	21年度	22~26年度
義務教育施設整備基金	積立	921	950	400	400	400	2,000
	繰入	0	0	410	175	275	2,175
	残高	1,517	2,467	2,457	2,682	2,807	2,632
財政調整基金	積立	3,159	1,377	100	500	500	3,298
	繰入	0	0	1,117	2,038	1,161	2,271
	残高	10,707	12,084	11,067	9,529	8,868	9,895
社会福祉施設整備基金	積立	1	0	0	0	0	0
	繰入	0	0	0	212	67	0
	残高	737	737	737	525	458	458
減債基金	積立	1,097	1,533	678	678	678	2,484
	繰入	0	124	125	126	131	5,763
	残高	2,832	4,241	4,794	5,346	5,893	2,614
道路・公園整備基金	積立	-	200	500	100	100	500
	繰入	-	0		283	0	0
	残高	-	200	700	517	617	1,117
まちづくり基金 (見込)	積立	-	600	500	500	500	2,500
	繰入	-	0	0	0	0	1,000
	残高	-	600	1,100	1,600	2,100	3,600
合計残高(年度末)		15,793	20,329	20,855	20,199	20,743	20,316

まちづくり基金は、毎年度の繰越金を原資として積み立てるため、【表1】歳出の基金積立には入れていません。

17年度の積み立てには、補正予算等で対応したものを含むため、【表1】歳出の基金積立とは一致しません。

【表3】 起債の活用計画 (単位:百万円)

区分(目的)		17年度 (見込)	18年度	19年度	20年度	21年度	22~26年度	計
学校関連	発行額		0	300	2,134	1,050	4,650	8,134
	償還額			0	6	46	1,434	1,486
まちづくり	発行額		0	166	60	88	670	984
	償還額				3	4	112	119
道路・公園	発行額	91	0	53	66	107	393	710
	償還額		2	2	3	17	247	271
保健福祉	発行額	3,915	0	909	0	0	384	5,208
	償還額		78	78	170	365	2,030	2,721
子ども施策	発行額		0	0	842	243	0	1,085
	償還額					17	282	299
区民施設等	発行額		0	0	0	0	1,133	1,133
	償還額						96	96
総務	発行額		0	0	0	0	567	567
	償還額						48	48
合計	発行額	4,006	0	1,428	3,102	1,488	7,797	17,821
	償還額		80	80	182	449	4,249	5,040

17年度の発行額は、補正予算で対応したものを含むため、【表1】歳入の特別区債とは一致しません。

参考資料

《資料1》

人口の推移

1. 近年の傾向と今後の推計

近年は微増傾向

中野区の人口は、長期わたり減少傾向が続きましたが、平成10(1998)年の294,254人を境に微増傾向に転じ、平成17(2005)年1月1日現在で298,017人となっています。近年、転入者数が転出者数を上回る「転入超過」が続いていることにより、地価の安定などによる都内への「都心回帰」の傾向が、中野区にも現れているものと考えられます。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の人口は2006年をピークに減少に転じるとされており、こうした全国的な減少傾向が都区部へ与える影響の程度については、今後注視が必要です。

変化率に基づく推計は、10年後に微減

過去5年間の人口動向(自然動態、社会動態)をもとにした、コーホート変化率法により人口を推計すると、出生数が減って死亡数が増えるために自然減が進むことにより、平成26(2014)年の中野区の人口は、およそ29万3千人、平成17(2005)年と比較して5,000人、1.8%減少すると予測されます。(表4および図5参照)

なお、コーホート変化率法は、同じ期間・年に生まれた人の集団(コーホート)ごとに、過去の実績をもとに変化率を求め、これによって将来の人口を推計する方法です。したがって、人口の変動要因となる政策の効果などについては、ここでは考慮していません。

【表4】 人口の推移 (単位:人、%)

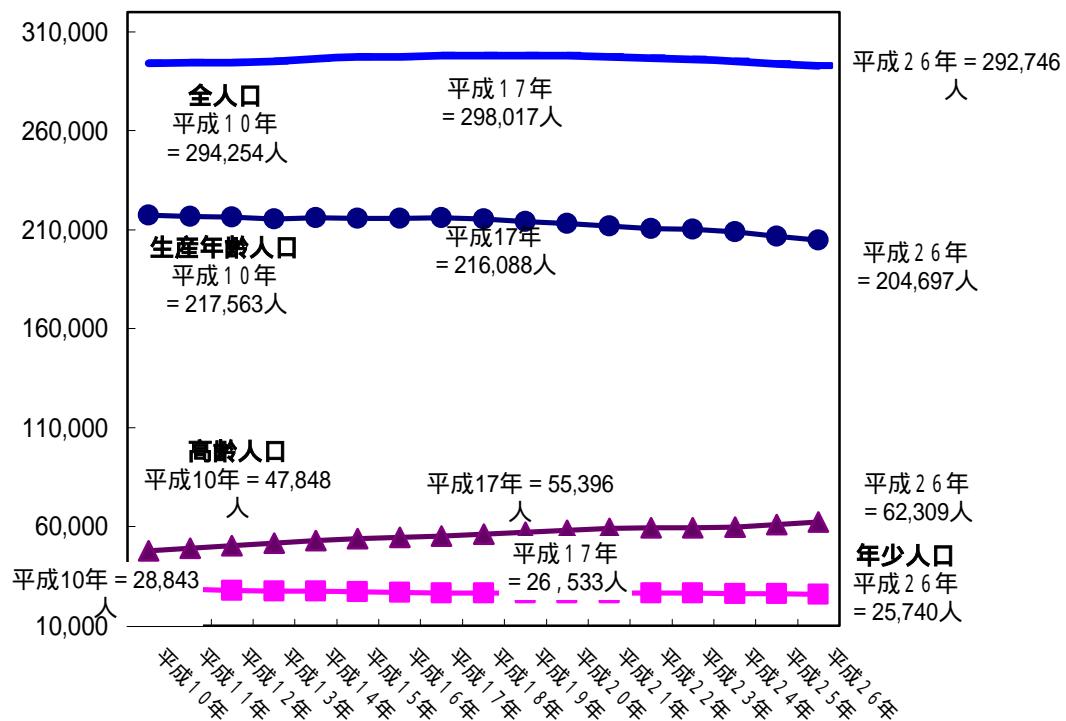
区分	平成17年		平成26年		増減	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	増減率
総 計	298,017	100.0	292,746	100.0	5,271	1.8
0歳～14歳 (年少人口)	26,533	8.9	25,740	8.8	793	3.0
うち 0～9歳	17,931	6.0	17,264	5.9	667	3.7
うち 10～14歳	8,602	2.9	8,476	2.9	126	1.5
15歳～64歳 (生産年齢人口)	216,088	72.5	204,697	69.9	11,391	5.3
うち 15～29歳	66,019	22.2	48,739	16.7	17,280	26.2
うち 30～49歳	93,760	31.4	105,468	36.0	11,708	12.5
うち 50～64歳	56,309	18.9	50,490	17.2	5,819	10.3
65歳以上 (高齢人口)	55,396	18.6	62,309	21.3	6,913	12.5
うち 65～74歳	29,998	10.1	31,003	10.6	1,005	3.4
うち 75歳以上	25,398	8.5	31,306	10.7	5,908	23.3

注 人口は住民基本台帳人口(1月1日現在)のため、外国人登録者数は入っていません。なお、平成26年(2014)年は推計値です。

年齢3区分の内訳では、0歳から14歳までの年少人口は少しずつ減りつづけ、人口構成比は8.9%から8.8%になると推定されます。一方、65歳以上の高齢人口は増加を続け、構成比は18.6%から21.3%となり、少子化・高齢化の一層の進展が予測されます。

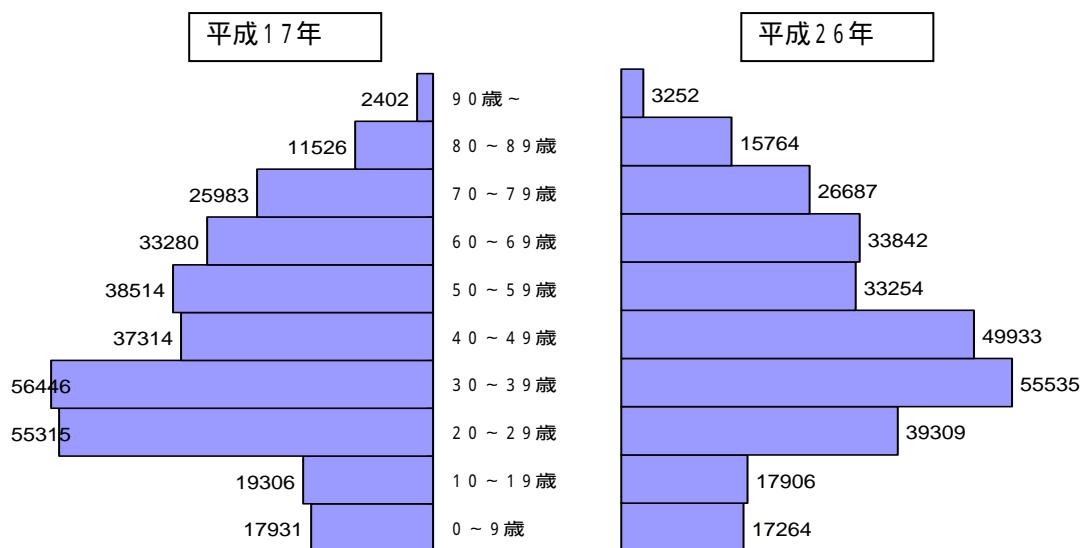
また、15歳から64歳までの生産年齢人口は減りつづけ、構成比は72.5%から69.9%となると推定されます。

【図5】 中野区の住民基本台帳人口の推移
(平成10年から26年まで)



平成17(2005)年時点と平成26(2014)年時点の人口(住民基本台帳人口)を10歳区分ごとにグラフで示すと、図6のとおりです。

【図6】 人口の推移



外国人数は「横ばい」を予測

上記の住民基本台帳人口やその推計には含まれていない、区内の外国人数の過去の推移(外国人登録者数)を見ると、表5のとおりです。平成10(1998)年ごろから増加を続けていましたが、平成15(2003)年からは減少傾向が見られます。今後も、11,000人前後の横ばい傾向が続くものと考えられます。

【表5】区内の外国人登録数の推移 (単位:人)

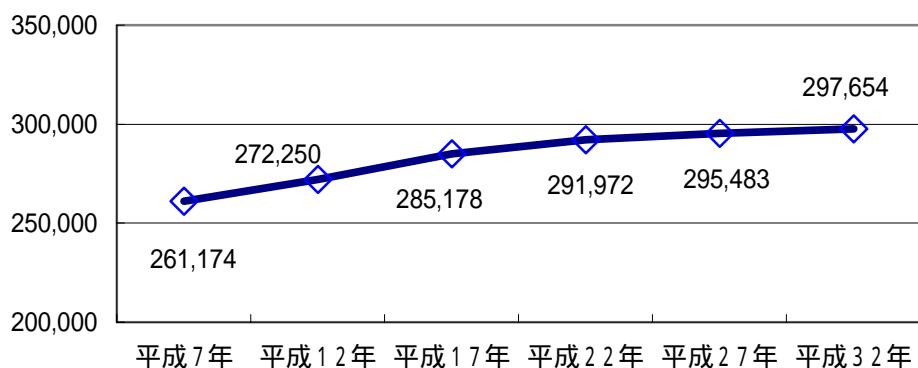
平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
10,511	10,299	10,435	10,499	10,757	11,166	11,433	11,368	11,038

いずれも各年10月1日現在の数値

昼間人口は増加傾向に

通勤や通学によって区内に流入する15歳以上の人々の数は、国勢調査に基づく東京都の推計(平成15年12月東京都「東京都昼間人口の予測」)によると、平成12(2000)年の86,531人から、平成17(2005)年に89,071人となり、その後平成22(2010)年に92,870人へと推移します。通勤も通学もしていない人を含む「昼間人口」は、図7のとおりと予測されています。

【図7】東京都による昼間人口の推移 外国人を含む (単位:人)



2.10か年計画の実施による人口の目標水準

本計画では、まちづくりによる民間住宅の供給増や新たな住宅の誘導、産業新生の取り組みなど、人口増のためのさまざまな施策展開を明示しています。

こうした要因による人口の増加を勘案し、10年後には住民基本台帳人口ベースで299,000、外国人登録数を含め310,000の人口を目標としていきます。

《資料2》

10年後の施設配置

10か年の中で、新たに整備する施設や移転する施設、再編を行う施設、機能や運営方法を見直す施設についてまとめています。また、施設の移転や再編により用途がなくなり、売却や他の施設への転用など今後その活用方法を検討する施設を示すとともに、現在未利用となっている土地について、その活用方法を示しています。

なお、中野区立小中学校再編計画で中期・後期に予定されている学校再編については、統合新校の位置が決まっていないため反映していません。また、これに伴い想定される他の施設の再編等については今後検討していきます。

10か年で新たに実現する施設一覧

	施設名	整備・活用方法	整備時期
小中学校	桃園第三小学校、仲町小学校、桃丘小学校の統合新校	桃園第三小学校の位置に統合新校を設置(現施設を改修)。仲町小学校は、(仮称)総合公共サービスセンター(中央部)と精神障害者社会復帰センター、地域スポーツクラブの活動拠点として活用。桃丘小学校は、新しい産業関連施設、文化芸術の活動拠点等として活用	ステップ2
	中野昭和小学校、東中野小学校の統合新校	中野昭和小学校の位置に統合新校を設置(現施設を改修)。東中野小学校は、民間活力を活用した小規模多機能型居宅介護施設等として活用	ステップ3
	野方小学校、丸山小学校、沼袋小学校の統合新校	野方小学校の位置(改築)と丸山小学校の位置(現施設の改修、増築)に統合新校を設置。沼袋小学校は、(仮称)総合公共サービスセンター(北東部)と地域スポーツクラブの活動拠点として活用	ステップ4
	第一中学校、中野富士見中学校の統合新校	第一中学校の位置に統合新校を設置(現施設を改修)。中野富士見中学校は、(仮称)総合公共サービスセンター(南部)と民間住宅として活用	ステップ3
	第六中学校、第十一中学校の統合新校	第十一中学校の位置に統合新校を設置(現施設を改修)。第六中学校は、野方小学校の仮校舎として一時活用	ステップ2
	第九中学校、中央中学校の統合新校	警察大学校等移転跡地・その周辺地区に統合新校を設置。第九中学校は、中野体育館の移転用地として活用	ステップ4
子ども関連施設	(仮称)桃が丘保育園(民営)	併設する桃が丘児童館を廃止し、地域の乳幼児親子を対象とした事業も行う保育園として、民間活力を活用し現地で建て替え	ステップ3
	(仮称)南江古田保育園(民営)	江古田小学校への遊び場設置にあわせ江古田児童館を廃止し、跡地に南江古田保育園を移転開設。地域の乳幼児親子を対象とした事業も行う保育園として、民間活力を活用して整備	ステップ4
	(仮称)野方保育園(民営)	野方小学校に位置する統合新校への遊び場設置にあわせ野方児童館を廃止し、跡地に野方保育園を移転開設。地域の乳幼児親子を対象とした事業も行う保育園として、民間活力を活用して整備	ステップ4
	(仮称)東中野五丁目保育園(民営)	住吉保育園と東中野保育園を東中野5-17の用地に整備する施設に移転開設。地域の乳幼児親子を対象とした事業も行う保育園として、民間活力を活用して整備	ステップ2

	施設名	整備・活用方法	整備時期
子ども関連施設	(仮称)東中野認証保育所(民営)	(仮称)東中野五丁目保育園に移転した東中野保育園を活用し開設	ステップ3
	(仮称)沼袋西保育園(民営)	併設する沼袋西児童館を廃止し、地域の乳幼児親子を対象とした事業も行う保育園として、民間活力を活用し現地で建て替え	ステップ4
	(仮称)新井保育園(民営)	民間活力を活用して現地で建て替え	ステップ3
	幼児総合施設(民営)	区立やよい幼稚園、みずのとう幼稚園を転換して設置	ステップ3
	(仮称)地域子ども家庭支援センター	地域における子育て・子どもに関する相談支援の総合拠点として、区内4つの地域に1か所ずつ設置(児童館を活用して設置)。 (仮称)総合公共サービスセンターの設置にあわせ移転	ステップ2
	児童館	小学校施設を活用した遊び場機能等の展開や区立小中学校の再編計画に基づく小学校の再編にあわせて順次再編を進め、音楽や演劇、創作活動など子どものニーズや地域の特性を生かした事業を行うとともに、育成者への研修や子育て相談支援を行う児童館へ転換	ステップ2～4
	中高生館	啓明小学校への遊び場設置にあわせ大和児童館を活用して設置	ステップ4
	小学校施設を活用した子どもの遊び場	安心して遊べる子どもの遊び場、地域・家庭・学校が一体となって子育て活動ができる場として、塔山小学校、江古田小学校、野方小学校に位置する統合新校、丸山小学校に位置する統合新校、啓明小学校、上高田小学校に設置	ステップ2～4
	学童クラブ	小学校施設を活用した遊び場機能等の展開と合わせて順次小学校へ移転。 橋場児童館を桃が丘学童クラブ・桃園第三学童クラブ・仲町学童クラブの統合後の学童クラブ専用館として活用	ステップ2～4
スポーツ施設	母子生活支援施設	母子生活支援施設(さつき寮)を、中央5-32の用地に、子育て支援機能を強化し移転開設	ステップ3
	地域スポーツクラブの活動拠点	学校用途を廃止した仲町小学校の体育施設等を活用し開設(中央部)。(仮称)総合公共サービスセンター等を併設	ステップ3
		学校用途を廃止した沼袋小学校の体育施設等を活用し開設(北東部)。(仮称)総合公共サービスセンターを併設	ステップ4
	中野体育館(移転)	学校用途を廃止した第九中学校跡地に移転整備(開設は10年後以降)。現体育館跡地は区役所等の移転用地として活用	ステップ4～

施設名		整備・活用方法	整備時期
文化芸術の活動拠点		学校用途を廃止した桃丘小学校を活用し、若手芸術家等が創作活動や稽古、活動成果の発表等を行える活動拠点を開設	ステップ3
高齢者会館	宮園高齢者会館(移転)	遊び場機能等の塔山小学校への導入にあわせて廃止する塔山児童館跡に移転	ステップ3
	本一高齢者会館(建て替え)	現施設を本町1 - 7の用地に移転改築し、跡地は公園として活用	ステップ4
	(仮称)鍋横高齢者会館	本町4 - 44の用地及び鍋横地域センター分室の用地に、民間活力を活用して開設。インキュベーションオフィス、民間住宅を併設	ステップ4
(仮称)総合公共サービスセンター	(仮称)総合公共サービスセンター(中央部)	学校用途を廃止した仲町小学校を活用し、保健福祉や子育てに関する相談、行政や民間サービス提供の活動拠点となる(仮称)総合公共サービスセンターを開設。精神障害者社会復帰センター(スマイル中野から移転)、地域スポーツクラブの活動拠点を併設	ステップ3
	(仮称)総合公共サービスセンター(南部)	学校用途を廃止した中野富士見中学校跡地に、民間活力を活用して開設。民間住宅を併設	ステップ4
	(仮称)総合公共サービスセンター(北東部)	学校用途を廃止した沼袋小学校を活用し開設。地域スポーツクラブの活動拠点を併設	ステップ4
福祉関連施設	中野福祉作業所(民間)	民間活力を活用して現地で建て替え	ステップ4
	精神障害者社会復帰センター	総合公共サービスセンター(中央部)の整備にあわせ、スマイル中野から移転	ステップ3
	江古田の森保健福祉施設	江古田3 - 14の用地に民間活力を活用して開設	ステップ2
	知的障害者通所援護施設	本町5 - 40の用地に民間活力を活用して開設	ステップ1
	小規模多機能型居宅介護施設	学校用途を廃止した東中野小学校跡地に民間活力を活用して開設	ステップ3
		江古田防災職員住宅跡地に民間活力を活用して開設	ステップ2
		(仮称)総合公共サービスセンター(南部)の開設により廃止する南部保健福祉センター跡地に、民間活力を活用して開設	ステップ4
(仮称)区民活動センター	(仮称)南中野区民活動センター(移転)	弥生町5 - 5の用地に民間活力を活用して整備する施設に移転。多目的ホール機能を持つ施設として整備。民間住宅を併設	ステップ3
	(仮称)東中野区民活動センター(移転)	東中野5 - 17の用地に民間活力を活用して整備する施設に移転。民間住宅を併設	ステップ4
	(仮称)昭和区民活動センター(移転)	中野5 - 3の用地に民間活力を活用して整備する施設に移転。民間住宅を併設	ステップ4

施設名		整備・活用方法	整備時期
地域の総合窓口		電子申請やコンビニエンスストアなど、各種の窓口業務拡大にあわせ、地域の総合窓口を、南中野、東部、野方、江古田、鷺宮の5か所の地域センターに集約	ステップ2
産業関連施設	新たな産業関連施設	学校用途を廃止した桃丘小学校を活用し、インキュベーションオフィス、コンベンション施設、商工団体の拠点施設を整備	ステップ3
		本町4-44の用地にインキュベーションオフィスを開設	ステップ4
住宅	区営住宅(新井4丁目)(建て替え)	民間活力を活用して、民間賃貸住宅とあわせて高齢者向けの施設を備えた公営住宅を整備	ステップ2
	高齢者向け優良賃貸住宅	本町4-36の用地に、民間活力を活用して民間住宅とあわせて整備	ステップ3
(仮称)NPO活動センター		環境リサイクルプラザ内に、区民団体の公益活動を支援する(仮称)NPO活動センターを開設	ステップ1
東中野南自転車駐車場(移転)		東中野駅前広場整備にあわせ移転	ステップ4
区役所本庁舎		中野区保健所、清掃車庫などとあわせ警察大学校等移転跡地・その周辺地区に移転整備	ステップ4 ~

用途がなくなって未利用となる施設一覧(売却または今後必要となる施設への転用を行う施設)

未利用となる施設・用地	未利用となる理由
第六中学校	第十一中学校との統合により廃止(廃止後、野方小学校の仮校舎として一時活用)
南江古田保育園	江古田児童館跡への移転改築(民営化)に伴い廃止
住吉保育園	(仮称)東中野五丁目保育園(東中野5-17の用地を活用した民営の保育園)の開設に伴い廃止
上高田児童館	上高田小学校への子どもの遊び場の設置に伴い廃止
さつき寮	中央5-32の用地への移転改築に伴い廃止
中部保健福祉センター	仲町小学校跡への(仮称)総合公共サービスセンター(中央部)の設置に伴い廃止
中野区保健所	区役所とあわせて移転整備(移転は10年後以降)
北部保健福祉センター	沼袋小学校跡への(仮称)総合公共サービスセンター(北東部)の設置に伴い廃止
昭和地域センター	中野5-3の用地への移転改築に伴い廃止
商工会館	桃丘小学校跡への商工団体関連施設等の移転に伴い廃止
鷺宮詰所	道路等の維持管理業務の民間委託等により廃止
東中野南自転車駐車場	東中野駅前広場への自転車駐車場整備に伴い廃止
宮園高齢者会館	塔山児童館跡への移転に伴い廃止

現在、未利用となっている土地の活用

所在地(取得時の目的)	整備・活用方法
弥生町5 - 5 (南部区民ホール等)	(仮称)南中野区民活動センター(窓口含む)の整備用地として活用。民間活力を活用し民間住宅とあわせて整備
本町1 - 7 (本一高齢者会館用地)	本一高齢者会館の整備用地として活用
本町4 - 36 (高齢者在宅サービスセンター等)	当該地域での施設需要を満たしているため用途を見直し、住宅用地として活用(民間活力を活用)
本町4 - 44 (産業情報センター等)	高齢者会館、インキュベーションオフィスの整備用地として活用。民間活力を活用し民間住宅とあわせて整備
中央5 - 32 (福祉関連施設)	母子生活支援施設の整備用地として活用(さつき寮の移転改築)
東中野5 - 17 (東中野地域センター等)	(仮称)東中野区民活動センター、保育園(住吉、東中野の移転)の整備用地として活用。(仮称)東中野区民活動センターは民間活力を活用し民間住宅とあわせて整備
中野5 - 3 (福祉関連施設)	(仮称)昭和区民活動センターの整備用地として活用。民間活力を活用し民間住宅とあわせて整備
中野6 - 16 (昭和地域センター拡張)	昭和地域センターの移転(中野5 - 3)後、現在の昭和地域センター用地とあわせ、活用を検討
野方1 - 24 (高齢者アパート)	現在の目的を廃止し、活用を検討
上鷺宮5 - 28 (冒険遊び場)	現在の目的を廃止し、活用を検討
山梨県上野原市(上野原スポーツ学習施設)	施設用途を廃止したため、今後の施設整備の財源とするため売却

《資料3》

用語の意味		
用語・語句	掲載ページ	解説
あ行		
IT・コンテンツや環境などの都市型産業	7,33,34ほか	ITはインターネットなどの情報技術をいい、コンテンツは、文字、映像、音楽など商品として取引される情報をいいます。こうした分野は、生活に利便性や快適性を与えるサービス等を提供する産業として、近年成長を続けています。
アクセス道路	33	目的とする施設への出入りを確保するための道路のことです。
インキュベーションオフィス	7,8,34ほか	創業や新しい分野での事業を始める予定の人に、提供するオフィスのことです。入居者へは専門のコーディネーターによる創業へのアドバイスなどの支援も行われます。
エコアクション21	13,51	エコアクション21は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度のことです。
NPO(エヌ・ピー・オー)	15,47ほか	市民を主体に、まちづくり、環境保護、福祉などの担い手として活動する民間非営利団体のことをいいます。さまざまな公共サービスの新たな担い手としての活躍が期待されています。Non Profit Organizationの略です。
MBA(経営学修士)	7,37	ビジネススクール(経営学部大学院)で取得する、修士に当たる学位のことです。Master of Business Administrationの略です。
オープンスペース	6,35,41ほか	狭義では、ビルやマンションなどに設けられる、建築物の周囲にある、歩行者用通路や植栽などを整備した空間部分のことをいいます。広義では、公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間を総称して呼びます。
温室効果ガス	12,49	地球の熱を宇宙に逃がす働きをする赤外線の一部を吸収するガスのことです。二酸化炭素やメタン、フロンなどがあります。
か行		
外部委員による行政評価	124ほか	行政評価は、行政の行う施策展開によってどれだけの成果が現れているかを、成果を示す指標に基づいて数値化して把握・検証し、今後の改善や見直しに役立てていくためのしくみです。PDCAサイクル(下記「は行」の項参照)の中の「C(チェック=評価)」を可能にするための重要な手法です。中野区では、この行政評価を内部だけを行うのではなく、外部評価委員がヒアリングをもとに評価を行い、毎年結果を公表しています。
かかりつけ医	91,94	「かかりつけ医」は、区民が日常的な健康管理や疾病治療の場として利用する身近な診療所等のことです。一次医療と専門的な高度医療の機能分担を図るとともに、区民の総合的な健康づくりをめざすために進めていきます。

用語・語句	掲載ページ	解説
学校評議員制度	84	開かれた学校づくりを一層推進していくため、校長の推薦により、教育委員会が地域や保護者の代表者を学校ごとに任命する制度です。学校評議員は、地域や保護者と学校との連携を図り、学校運営に意見を述べたり、学校教育を評価したり、地域や保護者の意見を学校に伝えたりします。
活動基準原価計算(ABC分析)	29,130,131ほか	活動基準原価計算(Activity Based Costing)とは、原材料費や人件費などの直接費の管理に重点が置かれている従来の原価の把握方法ではなく、事業規模の拡大により増えていく間接的業務コストを管理し、各活動単位に正しく反映させることを目的にする原価計算法です。
環境マネジメントシステムISO	13,51	環境マネジメントシステムは、企業や行政などが環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するためのしくみで、組織の体制や計画、責任、手順、手続きなどを明確にしたものを作ります。ISO(International Organization for Standardization)は工業標準の策定を目的とする国際機関で、各国の標準化機関の連合体です。1947年に設立され、現在では147か国が参加しています。
危機管理ガイドライン	128	区民の安心と安全を脅かす事態を未然に防止し、また、災害や事件・事故が発生した場合には、被害をできるだけ最小限に食い止める対策について、2004年に区が定めたものです。
虐待対策ワーカー	17,71	子ども家庭支援センターに設置する虐待対策の専門職員のことで、この虐待対策ワーカーを中心に、虐待対応や情報交換を随時行い、関係機関の連携強化につとめ、虐待を未然に防ぐとともに、早期発見や早期対応、その後の見守り支援が確実に行なわれることを図るものです。
狭あい道路	55,60,61	幅員が4.0メートル未満の道路をいいます。狭あい道路に面する敷地で建築を行なう場合には、道路の中心線から2メートルまでの部分を後退させて、道路空間を確保しなければならないなどの規定があります。
京都議定書	12	気候変動枠組条約に基づき、1997年に京都市の国立京都国際会館で開かれた地球温暖化防止京都会議で議決した議定書のことです。正式名称は、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」です。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFCs、PFCs、六フッ化硫黄について、先進国における削減率を定め、共同で約束期間内に目標を達成するというものです。2008年～2012年の間に、日本はマイナス6%、アメリカはマイナス7%、EUはマイナス8%といった削減率を設定しています。2004年にロシアが批准したため発効が確定しました。

用語・語句	掲載ページ	解説
グリーン電力証書	12,13,51	グリーン電力証書とは、自然エネルギーによる発電の環境価値分として、日本自然エネルギー株式会社が発行している証書です。自然エネルギーによって発電された電力による省エネ(化石燃料削減)・CO ₂ 排出削減などの効果を、ひとつの付加価値とみなし、これに一定の対価を払う企業や団体に対して、「グリーン電力証書」を発行するしくみです。環境への貢献を証書という形で示すことで、直接設備投資をしなくても、自主的な省エネルギー・環境対策をしたことになる新しい制度です。
ケアマネジメント	107,111,115ほか	さまざまな保健福祉サービスを必要とする人に対し、その人の相談にのり、最適なプランをたてて計画的に自立や機能維持、在宅生活を支えていくことをいいいます。
減債基金(げんさいききん)	138,141,142	減債基金は、区債の償還のための資金を積み立てることにより、長期にわたって財政負担を平準化するとともに、必要な財源を確保するために設けるものです。
「元気でねっと」事業(高齢者見守り支援ネットワーク)	25,103	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、区民ボランティア(元気でねっと協力員)や事業者・公的機関が声かけ・見守りを行うしくみで、2004年にスタートしました。
健康危機管理マニュアル	112	区民の生命と健康に係る健康被害が発生し、または発生する恐れのある場合に、危機管理を迅速・適切に実施するための手順を定めるものです。
健康寿命	92,95,97	認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間のことを言います。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっています。
権利擁護センター	128	権利擁護センター(アシストなかの)は、保健福祉サービスの相談・支援や苦情解決、成年後見制度などの権利擁護に関する助言を行なう拠点のことです。中野区が社会福祉協議会に委託して運営しています。
広域避難場所	6,35ほか	中野区の「広域避難場所」は、大地震の際に火災が拡大したなど、地域にいることが危険になってきたときの避難先として、東京都が条例に基づいて指定しています。一定の広さや、みどりなどによって輻射熱(ふくしゃねつ=火災により放射される熱)をさえぎることができるなどの条件を満たすことが必要であるとともに、防災効果をあげるため、周辺の建物を燃えにくい構造にしていくこと(不燃化)も求められます。
交通バリアフリー整備構想	64	「行きたいときには、行きたい場所に行ける」環境を整備し、だれもが社会に参加できるまちにするため、行政や公共交通事業者などが取り組む内容をまとめたものが2005年の「中野区交通バリアフリー整備構想」です。2000年に制定された「交通バリアフリー法」により、公共交通事業者に対するバリアフリー基準適合の義務化や、地方公共団体に対する基本構想の策定とこれに基づく重点的・一体的なバリアフリーの推進が求められたことが背景にあります。
子育てサポーター	19,20,67,68	子育て中の親などを支援するため、サポーターを講座などを通じて養成し、区民相互の支援を進めていくしくみです。
ごみゼロ都市・なかの	13,52	中野から発生するごみのうち、埋め立て処分が必要なものをゼロにすることをめざす考え方です。中野区では、ごみの発生抑制と資源化推進のため、「ごみゼロ都市」を目標にして施策を進めています。

用語・語句	掲載ページ	解説
コミュニティビジネス	7,8,28,41ほか	地域の人々が、労働力、原材料、技術力などの資源を活用して行う小規模ビジネスのことで、利益の追求に加えて、地域課題の解決をめざすものです。
コンプライアンス(法令遵守)	29,136	企業などの組織が法令を遵守すること、広く倫理や道徳を含む社会的規範を遵守することです。10か年計画では、区民をはじめとするさまざまなステークホルダ - (利害関係者)との関係で、守られるべき倫理や行動規範なども含む広義のルールを遵守した自治体経営を行うことを指しています。
さ行		
財政調整基金	138,139,141ほか	長期的な財政の健全運営を図るため、税の増収などがあったときに積み立て、経済事情の変動によって財源が不足する際などに取り崩すことにより、年度間の財源を調整するために設ける基金です。
産業の空洞化	4,5	国内産業が海外へ転出することにより、国内の産業が縮小してしまう現象のことです。空洞化によって、国内企業の減少による経済の低迷や失業の増加などの影響が懸念されます。
三位一体改革 (さんみいったいかいかく)	138,140,141	地方分権の推進に当たって、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」「国庫補助負担金の削減」「地方交付税の見直し」を一体的に行うものです。
市場化テスト	130,131,136	従来、行政が行ってきた業務について、これまでの担当部署と民間企業とを入札により競わせ、コストとサービスの品質等が優れている実施者を選ぶ手法をいいいます。
自然エネルギー	12,13,49ほか	風力、太陽光など、再生可能な資源を利用して発電したエネルギーのことです。現在の主流である原子力や化石燃料による発電方法と比べると、環境負荷が少なく、資源消耗の問題がない、次代を担うエネルギーとして注目されています。
重症急性呼吸器症候群 (SARS)	107	SARSはSevere Acute Respiratory Syndromeの略で、「重症急性呼吸器症候群」と呼ばれます。中国広東省に端を発し、北京、香港など中国の他の地域にも拡大した、新たに発見された呼吸器感染症です。
住宅ストック	46	住宅ストックとは、社会資産としての側面に着目してみたときに、現存する住宅のことをいいます。
ショートステイ	17,74,75	ここでは、保護者の方が病気や出産などの理由で、お子さんを一時的に養育できず、他に養育する方がいない場合に、児童福祉施設において一時的に預かるしくみのことです。 一般に、ショートステイは、介護を行う家族が休養、病気などで一時的に介護が困難になった場合に、施設などで数日間預かり、介護の負担を軽くすることを目的にしたしくみのことをいいます。
小規模多機能型居宅介護施設	117	高齢者が介護や支援が必要な状態になっても住みなれた地域で安心して在宅生活を送れるよう、複数の機能が併設する施設。「通い」を中心として、要介護者の様子や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせた地域密着型のサービスを提供します。
食品衛生推進員事業	113	食中毒防止など食生活の安全確保には、事業者自身による自主的な衛生管理の取り組みが欠かせないため、熱意と見識を持つ、事業者や消費者等から、15人を民間協力員として区長が委嘱し、食品衛生事業者の自主管理の推進および区が行う食品の安全確保事業に協力していただいている。

用語・語句	掲載ページ	解説
食育(しょくいく)	24,70,86,95	健康でいきいきした生活のために、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるとともに、食を通じて豊かな心の育成や社会性を育てていくことをめざす取り組み・考え方です。
成果指標	1,2,31ほか	ある施策等を実施した結果として生み出される、成果や効果を示すものさしのこと。10か年計画では、施策の方向やめざす姿がどれだけ進展しているかを測るための具体的なめやすとして、5年後・10年後の目標値とあわせて設定しています。
成果主義	29,137	人事評価の際、業務に取り組むことによって生じる結果や、そこには至る過程に着目し、それを重視する考え方をいいます。
成年後見制度 (せいねんこうけんせいど)	26,110	精神上の障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わって行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、これを取り消すことができるようになるとなどにより、これらの人を不利益から守る制度です。
(仮称)総合公共サービスセンター	17,18,19,26ほか	行政等の関係機関や地域の団体・組織、民間事業者などが連携した総合的な地域ケアの拠点として区内4か所に整備します。(仮称)総合公共サービスセンターには、高齢者や障害者への支援などに取り組む地域包括支援センター・子育て・子育ち支援に取り組む地域子ども家庭支援センターなどが置かれます。
た行		
(仮称)地域子ども家庭支援センター	17,18,19ほか	地域における子育てと子どもに関するサービスの総合調整と情報の拠点として、子育て家庭からの相談や相談内容に応じた支援サービスの提供、要保護児童への支援、乳幼児親子の遊びや交流の場、乳幼児親子を支援するサポートーの養成や活動支援等を行い、地域の子育てコミュニティの中核となるものです。
地域スポーツクラブ	21,22,24ほか	さまざまな年代の区民が自主的・自立的に運営する多種目のスポーツクラブのことです。地域スポーツクラブが地域の施設などを拠点に展開していくことで、スポーツを通じた健康・生きがいづくりや、コミュニティの活性化も期待されています。
地域通貨	25,101,121ほか	特定の地域内で、財やサービスをやりとりするときに使用される擬似通貨のことです。地域通貨によるやりとりを重ねることによって、コミュニティの活性化や支えあいの意識の醸成が期待されています。
地域(の)コミュニティ	18,25,101ほか	近隣のつながりや生活圏域のなかに、さまざまに存在する人々のつながりをいいいます。その機能や結びつきを強めていくことは、人々がともに助けあい、支えあう地域社会を実現することにつながります。
地域包括支援センター	26,27,107ほか	改正された介護保険法において、保険給付(予防給付)のうちの介護予防支援と、地域支援事業のうちの包括的支援事業を、日常生活圏域において総合的に行うため、市区町村が地域介護の中核拠点として設置する機関のことをいいます。相談業務・介護予防マネジメント・ケアマネージャーの支援などをおもな役割とします。

用語・語句	掲載ページ	解説
地球温暖化	4,12,13,49,50ほか	石油などの化石燃料の消費拡大に伴って、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量が増え、大気中の温室効果ガスが高まって、地球の気温が上昇していくことをいいます。
地上デジタル放送	123	地上の電波塔から送信される地上波テレビ放送をデジタル化したものです。日本では2003年12月に三大都市圏で放送が開始され、2006年以降、その他の地域でも開始されます。
提案型地区計画	10,41,42	地区の人々がよりよいまちづくりのためにみずから発案し、検討を重ねて、用途地域等の一般的なルールではカバーできない、きめ細かな「地区独自のルール」を定めるものです。
電子入札	133	国や地方自治体が発注する工事などの入札手続を、インターネット上で行なうことができるシステムのことです。
統合型GIS(地図情報システム)	133,134	GISは、位置や空間に関する情報をもったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示することで、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術です。区の関連分野が有する情報を一元化して利用することから、統合型GISと呼んでいます。
特定目的基金	138	区が条例の定めによって、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けるものです。
特別支援教育	21,72	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。
特別用途地区	10,41	都市計画法に定める地域地区の1つです。地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等を目的に用途地域の指定を補完して定めるものであり、特別工業地区、文教地区、中高層階住居専用地区、小売店舗地区等の種類があります。区内には特別工業地区を定めています。
DV (ドメスティック・バイオレンス)	79,80	DV(Domestic Violence)は、広義では夫から妻、母から子、子から親、兄弟間の暴力など、家庭内のさまざまな形態の暴力のことですが、最近では「夫やパートナーなど、親密な間柄にある、またはあった男性から女性に対してふるわれる暴力」という意味で使われています。
都市計画道路	6,10,35,45ほか	都市計画道路は、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法で定められた道路です。安全で快適な交通を確保するとともに、活力と魅力ある快適な都市形成に寄与し、あわせて防災強化の役割も果たすなど、都市の骨格となるものです。

用語・語句	掲載ページ	解説
な行		
任期付短時間勤務職員制度	137	地方分権の推進等に対応して、地方公共団体の公務の能率的で適切な運営を推進するため、任用や勤務形態の多様化を図る法改正が行われましたが、これによって実現した新たな勤務形態です。勤務時間が短く、任用の期間にも上限がある地方公務員の制度です。
認知症	25,26,109ほか	脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害が起り、通常の社会生活が送れなくなった状態をいいます。
は行		
発達障害	20,21	発達障害は、脳の機能的な問題が原因で生じている成長面での障害のことです。代表的なものとして、知的障害、広汎性発達障害(自閉症)、高機能広汎性発達障害(アスペルガー症候群・高機能自閉症)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害などがあります。このうち、学習障害(learning disabilities = LD)は、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す、さまざまな状態を指します。
パブリック・コメント手続	128	行政機関が、基本的な政策の立案等を行うにあたって、政策等の趣旨、原案等を公表し、専門家、利害関係人その他広く人々から意見を求め、これを考慮しながら最終的な意思決定を行うしきみのことです。中野区では、条例・規則に基づき行われる、区の最終的な意思決定段階における参加の手続きをいいます。この手続きは、次のとおりです。 (1)検討段階から多様な区民の参加を経て策定された計画等について、最終的な意思決定の直前に、これまでの政策形成過程と計画等の案を公表し、期間を定めて公表案に対する区民意見の提出を求めます。 (2)期間終了後、提出された意見等を集計し、それらに対する考え方を踏まえたうえで、区が最終決定します。 (3)この手続完了後、区の最終意思決定を行った場合には、提出された区民からの意見等とそれに対する区の考え方を明らかにします。
バリアフリー	55,64,98ほか	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除くこと。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する必要があるという考え方です。
P DCAサイクル	2,130ほか	PDCAサイクルとは、「計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)にもとづいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す」しきみ(考え方)のことです。区政運営においては、施策や事業を点検・評価し、見直すことでよりよい内容へ結びつけ、目標の達成をめざすしきみをいいます。
PFI(ピー・エフ・アイ)	116	Private Finance Initiativeの略。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。
ヒートアイランド現象	4,12,14,50	都市部に生じる局地的な高温域のことで、冷房などの空調、比熱の大きいコンクリートとアスファルトによる熱吸収、窓の反射の輻射熱などにより温度が上がってしまう現象です。温度差は、人口が多い都市ほど大きく、最大で12℃にも達する地域があります。ヒートアイランド現象は、太陽熱を受けた地表面と大気の間の熱交換に人工排熱が加わって生じた問題だとされています。

用語・語句	掲載ページ	解説
ヒューマンサービス業	36	人が人に対して提供するサービスのことをいいます。医療や保健、福祉、教育などのサービスを包括的にとらえた概念です。
ピオトープ	15,63	都市の中に植物や小動物、昆虫、鳥や魚などが共生できる場所を造成・復元したものをおいいます。
病後児保育	17,74,75	お子さんが病気回復期にあり、医療機関による入院治療は必要ないけれども、他の子どもとの集団生活が困難な時期に、その子を一時的に預かる事業です。国の子育て支援計画「新エンゼルプラン」にもとづき、乳幼児健康支援一時預かり事業として始められたしきみです。子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健康と福祉を図るもので、保育所や地方自治体の委託を受けた医療機関、福祉施設などで実施されています。
複式簿記・発生主義会計	29,129,130,131,135	発生主義は、現金の収支状況により期間損益を計算するのではなく、収益・費用の発生時点に着目して認識し、期間損益計算を行なう考え方をおいいます。企業会計では一般に発生主義会計が採用され、日々の会計事務は、借方・貸方の区分によって取引などを認識して把握する複式簿記を用いていますが、自治体などの官庁会計では、単年度の現金収支が中心になっています。経営・財産の状況を正確に把握するためには、企業会計的手法を取り入れていくことが求められます。
福祉サービス苦情調整委員	128	現在受けている福祉サービスの内容が納得できない、申請しても福祉サービスが受けられなかったなど、区の福祉サービスの利用について不満が生じたときに、申し立てをすることができる相手が、福祉オンブズマン(福祉サービス苦情調整委員)です。弁護士や福祉の専門家などの福祉オンブズマンが、申し立てを受けた苦情を公平な第三者の立場から調査・審査をし、その結果を申立人に回答します。福祉オンブズマンは、審査の結果によっては区に対し、是正や制度改善を求める意見を表明します。区はこの意見を尊重し、是正や改善に努めます。
複数年型予算	2,29,130,135ほか	10か年計画で考えている複数年型予算のしきみは、主たる事業について3年程度の事業規模に見合う予算総額をあらかじめ設定し、その範囲で、事業の進捗状況や成果を見ながら内容を計画化し、そのために必要な予算を年度間調整によりまかなければなりません。したがって、予算を前倒しして執行した場合は、翌年・翌々年には予算額が縮小します。
法外援護	118	生活保護法の枠を超えて、区が対象者に実施する支援のことをいいます。
防災公園	6,15,35ほか	災害対策基本法に基づく地域防災計画や、大規模地震対策特別措置法に基づく地震対策緊急整備計画などによって整備される公園をいいます。都市公園法に基づく公園種別の分類とは異なり、面積1ヘクタール以上で一次避難地または広域避難地等の位置付けがある都市公園を指しています。

用語・語句	掲載ページ	解説
防災無線のデジタル化	60	区の主要な防災関連施設、防災関係機関、災害現場等の相互の通信手段として活用している地域防災無線をデジタル無線に移行することで、法令により2011年までに実施することが義務づけられています。デジタル化により、防災情報の通信性、共有性、迅速性、ビジュアル性が向上し、災害対応能力が高まります。
ま行		
マルチペイメントネットワークシステム	133,134	全国の金融機関と収納機関をネットワークで結ぶことで、金融機関の窓口以外でも、パソコン・ATMなどを利用して料金や税金の支払ができるようになります。
みどりのネットワーク	6,12,15,62ほか	規模の大きな公園や緑地を「核」とし、その核を結ぶ軸上に沿道綠化や民間綠化を進めることで、全体としてつながりのあるネットワークを構築する考え方のことです。
メールマガジン	7	申し込みをした人に配信される、電子メールを利用した定期刊行物のことです。
や行		
ユニバーサルデザイン	63,64,97,98	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が使いやすいよう都市や生活環境をはじめからデザインし、ものやサービス提供などに配慮する考え方をいいます。
幼児総合施設	76	親の就労の有無・形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、子どもにふさわしい成長を促す施設です。また、子育て家庭への相談・助言・支援を行い、親子が交流できる場を設けることで、親の育ちを支援し、子どものよりよい育ちを実現する機能も持った施設です。同じ地域の子どもたちが友だちと十分かかわって育ちあい、同じ保育・教育を受けられるとともに、子どもの発達を踏まえた一貫性のある、より質の高い保育・教育を行うことができるところが期待されます。
ら行		
ライフステージ	39	年代別にみた生活状況をいい、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をいいます。
レスパイト・サービス (レスパイト・ケア)	109,110	レスパイト・サービスとは、障害者や高齢者など介護が必要な人を持つ家族などを、一時的に一定の期間、介護から解放することによって日頃の心身の疲れを回復し一息つけるようにする援助のことをいいます。
わ行		
ワークシェアリング	40,41,100ほか	ワークシェアリングとは、雇用機会、労働時間、賃金という3つの要素の組み合わせを変化させることを通じて、一定の雇用量を、より多くの労働者の間で分かち合うことを意味します。
ワークショップ	124	ワークショップとは、人が集まり、共通の体験を通じて何かを学んだり、共につくりあげたりする場のことです。
わたしのアイデア便(びん)	124	区長あてに区民感覚あふれる提案を積極的に募集し、区政改革に活かすことにより、区民サービスの質の向上と手応えのある区民参加を実現するため、区民参加のシステムとして実施している「区長への提案制度」です。(2003年6月から実施)

《資料4》

計画策定までの経緯　（区民意見の聴取）

地域意見交換会の実施状況

【検討素材　2に係る意見交換会】

実施回数…6回(基本構想を描く区民ワークショップ参加者を対象とする意見交換会1回を含む)

期間…平成16年5月20日～5月25日

会場…南中野地域センター、東部地域センター、新井地域センター、鷺宮地域センター、区役所

参加者数…173人

【検討素材　3に係る意見交換会】

実施回数…16回

期間…平成16年7月15日～7月30日

会場…南中野地域センター、弥生地域センター、東部地域センター、鍋横地域センター、桃園地域センター、昭和地域センター、東中野地域センター、上高田地域センター、新井地域センター、江古田地域センター、沼袋地域センター、野方地域センター、大和地域センター、鷺宮地域センター、上鷺宮地域センター、商工会館

参加者数…317人

【検討素材　4に係る意見交換会】

実施回数…16回

期間…平成16年10月25日～11月9日

会場…南中野地域センター、弥生地域センター、東部地域センター、鍋横地域センター、桃園地域センター、昭和地域センター、東中野地域センター、上高田地域センター、新井地域センター、江古田地域センター、沼袋地域センター、野方地域センター、大和地域センター、鷺宮地域センター、上鷺宮地域センター、区役所

参加者数…303人

【検討素材　5に係る意見交換会】

実施回数…17回(元中野区基本構想審議会委員及び基本構想を描く区民ワークショップ参加者を対象とする意見交換会1回を含む)

期間…平成17年1月17日～1月31日

会場…南中野地域センター、弥生地域センター、東部地域センター、鍋横地域センター、桃園地域センター、昭和地域センター、東中野地域センター、上高田地域センター、新井地域センター、江古田地域センター、沼袋地域センター、野方地域センター、大和地域センター、鷺宮地域センター、上鷺宮地域センター、商工会館
参加者数…163人

[素案に係る意見交換会]

実施回数…17回(基本構想を描く区民ワークショップ参加者を対象とする意見交換会1回を含む)

期間…平成17年8月24日～9月7日

会場…南中野地域センター、弥生地域センター、東部地域センター、鍋横地域センター、桃園地域センター、昭和地域センター、東中野地域センター、上高田地域センター、新井地域センター、江古田地域センター、沼袋地域センター、野方地域センター、大和地域センター、鷺宮地域センター、上鷺宮地域センター、勤労福祉会館

参加者数…197人

[改定素案に係る意見交換会]

実施回数…3回

期間…平成17年11月8日～11月12日

会場…南中野地域センター、鷺宮地域センター、区役所

参加者数…70人(計3回分)

* 検討素材2に係る意見交換会～検討素材5に係る意見交換会は、基本構想策定のための意見交換会と同時開催

各種団体等との意見交換会

町会連合会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、青少年委員連絡協議会、地区教育懇談会、青少年育成地区委員会代表者会、福祉団体連合会、医師会、歯科医師会など、地域団体をはじめ各種団体と意見交換会を行ったほか、各部単位に関係者、関係団体と意見交換会を行いました。

パブリック・コメント手続

平成17年12月5日から26日まで、計画案に対して意見を募り、279の方から592件のご意見をいただきました。これらを参考に、計画案を修正し、新しい中野をつくる10か年計画として策定しました。

**17中室政第1671号
新しい中野をつくる10か年計画**

平成18年(2006年)1月
164-8501 東京都中野区中野4-8-1
中野区区長室政策計画分野(計画担当)
電話03(3228)5572 ファクシミリ03(3228)5643
メールアドレス seisakukeikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp

新しい中野をつくる10か年計画 案からのおもな変更点

下線部が変更箇所

頁	新しい中野をつくる10か年計画(案)	新しい中野をつくる10か年計画
1 13・ 51	実現へのステップ ステップ1 = 区役所本庁舎への環境マネジメントシステム ISO 導入準備 <u>ステップ2 = 区役所本庁舎の環境マネジメントシステム ISO 認証取得</u>	実現へのステップ ステップ1 = 区役所本庁舎の環境マネジメントシステム ISO 認証取得
2 14・ 53	実現へのステップ ステップ2 = プラスチック製容器包装の回収地域拡大 <u>ステップ3 = プラスチック製容器包装回収の全区展開</u>	実現へのステップ ステップ2 = プラスチック製容器包装回収の全区展開
3 19	<p>地域・家庭・学校が情報と目的を共有することによって、子どもたちが地域の中で安心して育つ環境をつくります。</p> <p>子どもたちが、安心して安全に、のびのびと異学年の仲間も含めて交流し、自由な遊びや活動ができるよう、現在児童館で行っている遊び場事業を、小学校の校庭や体育館等を活用しながら展開するとともに、順次小学校内に施設の整備を進めています。</p> <p>また、事業の実施にあたっても、地域の育成団体へのサポートや学校と地域のコーディネートなど区としての役割を果たしながら、地域の大人や育成団体等の参加・協力を得るなど、地域・家庭・学校が連携して行います。</p> <p>地域にあるさまざまな子ども育成に関する活動ネットワークの再編と強化を推進し、地域の子ども育成活動の支援やコーディネートを行うとともに、子育てサポーターの養成と活動援助を行い、地域の養育力を高めていきます。</p> <p>現在ある児童館は、小学校への遊び場の設置や区立小中学校の再編計画に基づく小学校の再編にあわせて順次再編を進めています。(以下変更なしのため略)</p>	<p>家庭・地域・学校が情報と目的を共有することによって、子どもたちが地域の中で安心して育つ環境をつくります。</p> <p>地域にあるさまざまな子ども育成に関する活動の連携・協力体制の再編と強化を推進し、地域の子ども育成活動の支援を行うとともに、子育てサポーターの養成と活動援助を行い、地域の養育力を高めています。</p> <p>地域の子育て環境整備のために、小学校を拠点に子どもたちが安心して安全にのびのびと交流し、自由な遊びや幅広い活動ができるよう、小学校施設を活用した子どもの遊び場を地域の大人や育成団体等の参加・協力を得て運営します。家庭や地域、学校との連携を図りながら地域の育成団体の支援や各種活動の連絡・調整を行っていきます。</p> <p>現在ある児童館は、こうした小学校施設を活用した遊び場機能等の展開や区立小中学校の再編計画に基づく小学校の再編にあわせて順次再編を進めています。(以下変更なしのため略)</p>
4 20・ 68・ 85	実現へのステップ ステップ2・3・4 = <u>小学校への遊び場機能等の整備</u>	実現へのステップ ステップ2・3・4 = <u>小学校施設を活用した遊び場機能等の展開</u>
5 59	(2)成果指標と目標値 耐震化された住戸数の割合 21年度目標値 = <u>75%</u> 26年度目標値 = <u>82%</u>	(2)成果指標と目標値 耐震化された住戸数の割合 21年度目標値 = <u>79%</u> 26年度目標値 = <u>90%</u>

6	60	<p>総合的な治水対策の推進</p> <p>台風や集中豪雨による水害被害を軽減するため、<u>神田川・妙正寺川・江古田川の50ミリ対策改修、妙正寺川の神田川・環状七号線地下調節池への取水、下水道和田弥生幹線・第二妙正寺川幹線の早期完成など、総合的な治水対策について東京都に要請していくとともに、河川沿いにある区有施設で可能な治水対策を推進します。</u></p>	<p>総合的な治水対策の推進</p> <p>台風や集中豪雨による水害被害を軽減するため、<u>妙正寺川の 50 ミリ対策・環状七号線地下調節池への取水など、河川激甚災害対策特別緊急事業の着実な推進と、流域への調節池の整備、神田川・江古田川の 50 ミリ対策の促進、下水道和田弥生幹線・第二妙正寺川幹線の早期完成など、総合的な治水対策について東京都に要請していくとともに、河川沿いにある区有施設で可能な治水対策を推進します。</u></p> <p><u>あわせて、高床式建物への建て替えを進めるとともに、費用の一部補助や規制緩和を推進します。</u></p>
7	66	<p>現状と課題</p> <p><u>乳幼児人口は減少傾向にある一方で、女性の就業率が高まり、保育需要は年々高まっています。保育サービスの拡充に努めていますが、多様化する保護者のニーズに十分に応えきれているとはいえないません。また、乳幼児のための施設には保育所と幼稚園とがあり、それぞれ子どもを受け入れる時間やサービスが異なる状況にあります。多様に利用できる保育サービスの拡充や教育・保育環境の整備を進める必要があります。</u></p>	<p>現状と課題</p> <p><u>乳幼児人口は減少傾向にありますが、女性の就業率が高くなるとともに、一方で就労のためだけでなく様々な事由による一時保育の需要があるなど、保育に関する需要も年々高まり、多様化しています。また、幼稚園においても子どもたちの豊かな感性を育み、社会性や道徳性を芽生えさせる幼児教育を行うとともに、預かり保育など保護者のニーズに応えた保育サービスが行われてきています。就学前の乳幼児のための施設には保育所と幼稚園がありますが、それぞれ子どもを受け入れる時間やサービスが異なります。保護者の就労の有無にかかわらず、多様なニーズに応じてどの子どもにも同じように必要かつ適切な教育・保育の機会が提供されるよう環境整備を進める必要があります。</u></p>
8	67	<p>地域の育成活動の支援と拠点づくり</p> <p><u>地域にあるさまざまな子ども育成に関する活動ネットワークの再編と強化を推進し、地域の子ども育成活動の支援やコーディネートを行うとともに、子育てサポーターの養成と活動援助を行い、地域の養育力を高めていきます。</u></p> <p>現在ある児童館は、<u>小学校への遊び場の設置</u>や区立小中学校の再編計画に基づく小学校の再編にあわせて順次再編を進めていきます。新しい児童館は、音楽や演劇、創作活動など子どものニーズや地域の特性を生かした事業を行うとともに、育成者への研修や子育て相談支援を行う児童館として新たな展開を進めます。この新しい児童館は、地域の育成団体・活動団体のさまざまな活動やノウハウを生かして運営します。</p>	<p>地域の育成活動の支援と拠点づくり</p> <p><u>地域にあるさまざまな子ども育成に関する活動の連携・協力体制の再編と強化を推進し、地域の子ども育成活動の支援を行うとともに、子育てサポートの養成と活動援助を行い、地域の養育力を高めていきます。</u></p> <p>現在ある児童館は、<u>小学校施設を活用した遊び場機能等の展開</u>や区立小中学校の再編計画に基づく小学校の再編にあわせて順次再編を進めていきます。新しい児童館は、音楽や演劇、創作活動など子どものニーズや地域の特性を生かした事業を行うとともに、育成者への研修や子育て相談支援を行う児童館として新たな展開を進めます。この新しい児童館は、地域の育成団体・活動団体のさまざまな活動やノウハウを生かして運営します。</p>

9	68	<p><u>地域・家庭・学校が連携した子ども育成の推進</u></p> <p><u>子どもたちが、安心して安全に、のびのびと異学年の仲間も含めて交流し、自由な遊びや活動ができるよう、現在児童館で行っている遊び場事業を、小学校の校庭や体育館等を活用しながら展開するとともに、順次小学校内に施設の整備を進めています。</u></p> <p><u>また、事業の実施にあたっても、地域の育成団体へのサポートや学校と地域のコーディネートなど区としての役割を果たしながら、地域の大人や育成団体等の参加・協力を得るなど、地域・家庭・学校が連携して行います。</u></p> <p><u>なお、学童クラブについても小学校内に設置を進めます。学童クラブの運営には民間活力を活用することにより、保育時間の延長等サービスの向上を図っていきます。</u></p>	<p><u>家庭・地域・学校が連携した子ども育成の推進</u></p> <p><u>地域の子育て環境整備のために、小学校を拠点に子どもたちが安心して安全にのびのびと交流し、自由な遊びや幅広い活動ができるよう、小学校施設を活用した子どもの遊び場を地域の大人や育成団体等の参加・協力を得て運営します。家庭や地域、学校との連携を図りながら地域の育成団体の支援や各種活動の連絡・調整を行っていきます。</u></p> <p><u>また、学童クラブについても小学校に移設していくことで子どもたち同士の交流の機会を確保します。学童クラブの運営については民間活力を活用することにより、保育時間の延長等サービスの向上を図っていきます。</u></p>
10	68・126	<p><u>子どもの安全対策の強化</u></p> <p><u>不審者や事件・事故の情報など、緊急時の子どもの安全に関する情報を、インターネットや携帯電話のメールを活用して、保護者に迅速・的確に伝達します。</u></p>	<p><u>子どもの安全対策の強化</u></p> <p><u>子どもたちが安心して通える施設としていくため、侵入者の防止など施設の安全性を高める方策を実施します。また、不審者や事件・事故の情報など、緊急時の子どもの安全に関する情報を、インターネットや携帯電話のメールを活用して、保護者に迅速・的確に伝達します。</u></p>
11	76	<p><u>乳幼児のための多様な保育や教育機会の充実</u></p> <p><u>(前略)</u></p> <p><u>区立幼稚園については、少子化が進む中で、私立幼稚園を補完するという設立当初の目的を果たしたことなどから、2園を廃止します。</u></p> <p><u>さらに、保護者の就労の有無等に関わらず、多様なニーズに応じた幼児教育・保育の機会を提供するとともに、子育て家庭への相談支援や乳幼児親子の交流の場などを提供する幼児総合施設を、廃止した区立幼稚園の跡に民間活力を活用して整備します。</u></p> <p><u>質の高い幼児教育・保育の実施 実現へのステップ</u></p> <p><u>ステップ1 = 区立幼稚園の再編に伴う廃止園の3歳児募集停止(やよい、みずのとう)</u></p> <p><u>ステップ2 = 区立幼稚園2園の廃止 幼児総合施設の検討・準備</u></p> <p><u>ステップ3 = 民営の幼児総合施設の設置・運営(やよい、みずのとう跡)</u></p>	<p><u>乳幼児のための多様な保育や教育機会の充実</u></p> <p><u>(前略)</u></p> <p><u>区立幼稚園は、幼稚園の就園需要等に対応するため順次4園を開設しましたが、児童人口の減少などにより、区全体を見ると就園需要は満たされた状態にあります。区としては、公立・私立、幼稚園・保育所を問わず、幼児教育全体の質の向上を図っていきます。</u></p> <p><u>この考え方方に立って、区立幼稚園2園を、保護者の就労の有無等に関わらず、多様なニーズに応じた幼児教育・保育の機会の提供、子育て家庭への相談支援、乳幼児親子の交流の場の提供などを行う幼児総合施設へと、民間活力を活用して転換していきます。</u></p> <p><u>質の高い幼児教育・保育の実施 実現へのステップ</u></p> <p><u>ステップ1 = 区立幼稚園2園(やよい、みずのとう)の幼児総合施設への転換に向けた検討・準備</u></p> <p><u>ステップ2 = 区立幼稚園2園(やよい、みずのとう)の幼児総合施設への転換に向けた移行準備・実施</u></p> <p><u>ステップ3 = 民営の幼児総合施設への転換(やよい、みずのとう)</u></p>
12	117	<p><u>豊かで適正なサービス供給の促進 実現へのステップ</u></p> <p><u>ステップ4 = 障害者グループホーム誘導整備(2か所)</u></p>	<p><u>ステップ4 = 障害者グループホーム誘導整備(4か所)</u></p>

13	139～ 142	10年間の財政フレーム <u>図4、表1・2・3</u>	10年間の財政フレーム <u>図4、表1・2・3</u>
14	147	<p>幼児総合施設(民営) <u>区立幼稚園としての機能を廃止したやよい幼稚園、みずのとう幼稚園を活用し設置</u></p> <p>児童館 <u>小学校への遊び場の設置や区立小中学校の再編計画に基づく小学校の再編にあわせて順次再編を進め、音楽や演劇、創作活動など子どものニーズや地域の特性を生かした事業を行うとともに、育成者への研修や子育て相談支援を行う児童館へ転換</u></p> <p><u>小学校に設置される子どもの遊び場</u></p> <p>学童クラブ <u>小学校への遊び場設置と合わせて順次小学校へ移転。</u> <u>橋場児童館を桃が丘学童クラブ・桃園第三学童クラブ・仲町学童クラブの統合後の学童クラブ専用館として活用</u></p>	<p>幼児総合施設(民営) <u>区立やよい幼稚園、みずのとう幼稚園を転換して設置</u></p> <p>児童館 <u>小学校施設を活用した遊び場機能等の展開や区立小中学校の再編計画に基づく小学校の再編にあわせて順次再編を進め、音楽や演劇、創作活動など子どものニーズや地域の特性を生かした事業を行うとともに、育成者への研修や子育て相談支援を行う児童館へ転換</u></p> <p><u>小学校施設を活用した子どもの遊び場</u></p> <p>学童クラブ <u>小学校施設を活用した遊び場機能等の展開と合わせて順次小学校へ移転。</u> <u>橋場児童館を桃が丘学童クラブ・桃園第三学童クラブ・仲町学童クラブの統合後の学童クラブ専用館として活用</u></p>
15	161	資料4 計画案まとめまでの経緯	<p>資料4 計画策定までの経緯 (追加) <u>パブリック・コメント手続</u> <u>平成17年12月5日から26日まで、計画案に対して意見を募り、279人の方から592件のご意見をいただきました。これらを参考に、計画案を修正し、新しい中野をつくる10か年計画として策定しました。</u></p>